

平成 18 年第 3 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 18 年 12 月 13 日 開会
平成 18 年 12 月 22 日 閉会

つくばみらい市議会

平成18年第3回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	1
○会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

○日時	3
○出席並びに欠席議員	3
○出席説明員	3
○出席事務局職員	4
○会議録署名議員	4
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○開会	5
・開会の宣告	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定について	6
・報告第6号、議案第98号～議案第113号 上程、提案理由説明	7
・一般質問	10
4番 中山栄一君	10
1. 集中改革プラン策定の進捗状況	
2. 指定管理者制度の導入について	
3. 行政評価制度の本格導入について	
18番 海老原弘君	20
1. 岡堰に接続する市道について	
2. 県民交通災害について	
20番 山崎貞美君	26
1. 合併後の行財政改革について	
2. 一般質問及び議会で承認された案件について	
・散会の宣告	34
○散会	34

会 議 録 第 2 号

○ 日時	35
○ 出席並びに欠席議員	35
○ 出席説明員	35
○ 出席事務局職員	36
○ 議事日程	36
○ 本日の会議に付した事件	36
○ 開議	36
・ 開議の宣告	36
・ 一般質問	36
7 番 堤 実 君	36
1 . 小絹十字路の標識の変更について	
2 . 谷和原インター付近の渋滞緩和策について	
3 . 小中学校の給食費滞納について	
32 番 野 田 正 男 君	40
1 . 雨水、湛水対策について	
3 番 染 谷 礼 子 君	43
1 . 図書館の運営と活用について	
2 . 南谷津住宅の水害対策について	
24 番 細 田 忠 夫 君	47
1 . いじめ問題とその対策について	
2 . つくば・野田線の茨城ゴルフ場付近の歩道整備について	
2 番 鴻 巣 早 苗 君	53
1 . 全小中学校のいじめ対応と対策	
22 番 今 川 英 明 君	55
1 . 財政について	
2 . 税収について	
3 . いじめ問題について	
5 番 倉 持 悦 典 君	62
1 . 市役所の組織、機構について	
2 . 市街化調整区域に於ける区域指定制度について	
3 . 新しい農業支援策、品目横断的経営安定対策の施行について	
・ 散会の宣告	70
○ 散会	70

○ 日時	71
○ 出席並びに欠席議員	71
○ 出席説明員	71
○ 出席事務局職員	72
○ 議事日程	72
○ 本日の会議に付した事件	72
○ 開議	73
・ 開議の宣告	73
・ 一般質問	73
15番 古川よし枝 君	73
1. 伊奈・谷和原丘陵部地域における学校指定について	
2. コミュニティバス運行について	
26番 川 上 文 子 君	80
1. ハチの駆除について	
2. ひまわり園・さくら園への作業生への負担を増やさないように	
3. 入札制度について	
21番 廣 瀬 満 君	91
1. つくばみらい市の今後の農業について	
12番 横 張 光 男 君	95
1. 平成19年度予算編成にあたり、その方針と新型交付税について	
2. 自主財政再建計画の樹立	
30番 市 川 忠 夫 君	105
1. 品目横断的経営安定対策について	
2. 特例債事業として計画されている幼保一体化施設整備について	
・ 議案第98号～議案第 113号 質疑	115
・ 議案第98号、議案第99号について先議 討論、採決	119
・ 議案第 100号～議案第 107号、議案第 109号～議案第 113号 委員会付託 ...	120
・ 散会の宣告	120
○ 散会	120

会 議 録 第 4 号

○ 日時	121
○ 出席並びに欠席議員	121

○ 出席説明員	121
○ 出席事務局職員	122
○ 議事日程	122
○ 本日の会議に付した事件	122
○ 開議	123
・ 開議の宣告	123
・ 議案第 100号～議案第 113号、請願第 1 号、請願第 3 号～請願第 4 号 委員長報告、質疑	123
・ 討論・採決	128
・ 閉会中の継続調査の件	139
・ 閉会中の継続審査の件	139
・ 閉会の宣告	140
○ 閉会	140

つくばみらい市告示第 1 8 2 号

平成 1 8 年第 3 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 1 8 年 1 2 月 6 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成 1 8 年第 3 回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
12月13日	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願の委員会付託 議案上程 提案理由等の説明 一般質問 散会 全員協議会（本会議終了次第） T X 駐輪場（合併特例債）、政治倫理条例など
12月14日	木	本会議	一般質問
12月15日	金	休 会	
12月16日	土	休 日	
12月17日	日	休 日	
12月18日	月	本会議	一般質問 提出議案に対する質疑 専決処分の採決 委員会付託
12月19日	火	休 会	総務常任委員会 教育民生常任委員会
12月20日	水	休 会	経済常任委員会
12月21日	木	休 会	
12月22日	金	本会議	委員長報告 質疑、討論、採決 閉会中の継続調査・審査 （政治倫理、議運、広報） 閉会

第 1 号

[12 月 13 日]

平成18年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第1号

平成18年12月13日 午前10時02分開会

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
6番	飯泉静男君	21番	廣瀬満君
7番	堤實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長	飯島善君
助役	小林弘文君
収入役職務代理者	豊島久君
教育長	豊嶋隆一君
総務部長	海老原茂君
市民部長	羽生恵洋君
保健福祉部長	渡辺勝美君
産業振興部長	鈴木清君
都市建設部長	青木秀君
教育次長	倉持政永君
秘書広聴課長	森勝巳君
参事兼企画政策課長	中川修君
総務課長	神戸一夫君
財政課長	秋田信博君
水道課長	間根山知己君
農業委員会事務局長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 会議録署名議員

10 番	古 舘 千恵子 君
11 番	直 井 誠 巳 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成18年12月13日(水曜日)

午前10時02分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 請願について

日程第4 報告第 6号 専決処分の報告について(第2号)

議案第 98号 専決処分の承認を求めることについて(第17号)

議案第 99号 専決処分の承認を求めることについて(第18号)

議案第 100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

議案第 101号 つくばみらい市市民農園条例

議案第 102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について

議案第 103号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について

議案第 104号 常総地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第 105号 常総衛生組合理約の変更について

議案第 106号 取手市外2市火葬場組合理約の変更について

議案第 107号 取手地方広域下水道組合理約の変更について

議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)

議案第 109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第 110号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議案第 111号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 112号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 113号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 請願について
- 日程第 4 報告第 6 号 専決処分の報告について（第 2 号）
- 議案第 98 号 専決処分の承認を求めることについて（第 17 号）
- 議案第 99 号 専決処分の承認を求めることについて（第 18 号）
- 議案第 100 号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 議案第 101 号 つくばみらい市市民農園条例
- 議案第 102 号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
- 議案第 103 号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について
- 議案第 104 号 常総地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 議案第 105 号 常総衛生組合理約の変更について
- 議案第 106 号 取手市外 2 市火葬場組合理約の変更について
- 議案第 107 号 取手地方広域下水道組合理約の変更について
- 議案第 108 号 平成 18 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 109 号 平成 18 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 110 号 平成 18 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 111 号 平成 18 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 112 号 平成 18 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 113 号 平成 18 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 一般質問

午前 10 時 02 分開会

開会の宣告

○議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は 30 名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 18 年第 3 回つくばみらい市議会定例会を開会します。

○議長（豊島 葵君）これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主事、議案説明のため市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（豊島 葵君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 76 条の規定により議長において 10 番古舘千恵子君、11 番

直井誠巳君を指名します。

会期の決定について

○議長（豊島 葵君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長細田忠夫君。

〔議会運営委員長 細田忠夫君 登壇〕

○議会運営委員長（細田忠夫君） おはようございます。

去る12月6日、午後1時30分より議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の日程案等につき協議いたしました。その結果についてご報告申し上げます。

なお、委員2名の欠席と、執行部より総務部長、総務課長、総務課長補佐が出席しております。

日程案につきましては、お手元の別紙3の資料のとおりでございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

本日13日水曜日、10時から本会議、会期の決定、請願の委員会付託、議案の上程及び説明、その後一般質問に移りまして3人ほど予定しております。1番から3番の方でございます。終了次第、全員協議会を予定しております。

14日木曜日、午前10時から本会議を行いまして、一般質問7名を予定しております。順番は4番から10番の方でございます。

なお、質問者7番、8番、9番の質問事項が同じ内容のいじめ問題がありますので、一括して質問していただく予定でございます。したがって、質問事項の順番を変更いたしまして、7番の私の質問事項1と2を逆にしていじめ問題を後にし、次に8番の鴻巣議員のいじめ問題を行っていただきまして、続いて9番の今川議員の質問事項3のいじめ問題を最初に行っていただきます。そういうことで、いじめ問題を一括して行いたいと思いますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。なお、関係議員には了解をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

15日金曜日、休会でございます。

16日、17日は、休日でございますので休会となります。

18日月曜日、10時から本会議、一般質問残りの5名の方を予定しております。順番は11番から15番、終了後、提出議案に対する質疑、通告制でございますので、締め切りは14日の17時までとなっております。続いて、専決処分の採決、議案の委員会付託等を予定しております。

19日火曜日、午前10時から総務常任委員会を開催いたしまして、付託案件の審議を行います。午後13時30分より教育民生常任委員会を開催いたしまして、付託案件の審議を行う予定です。

20日水曜日、10時、経済常任委員会を開催いたしまして、付託案件の審議を行います。

21日木曜日、休会となります。

22日金曜日、13時より本会議を予定いたしまして、各委員長報告、質疑、討論。討論につきましては通告でございますので、20日の17時までとなっております。引き続き採決、

閉会中の継続審査、調査の件が予定されております。

以上が、議運の協議の結果でございます。ご協力のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（豊島 葵君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月22日までの10日間に決定しました。

請願について

○議長（豊島 葵君） 日程第3、請願について。今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから報告いたします。

報告第 6号 専決処分の報告について（第2号）

議案第 98号 専決処分の承認を求めることについて（第17号）

議案第 99号 専決処分の承認を求めることについて（第18号）

議案第100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

議案第101号 つくばみらい市市民農園条例

議案第102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について

議案第103号 利根川水系県南水防事務組合規約の変更について

議案第104号 常総地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

議案第105号 常総衛生組合規約の変更について

議案第106号 取手市外2市火葬場組合規約の変更について

議案第107号 取手地方広域下水道組合規約の変更について

議案第108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）

議案第109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第110号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第111号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第112号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第113号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（豊島 葵君） 日程第4、報告第6号及び議案第98号から議案第113号まで、以上17案件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） おはようございます。

本日、第3回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会に提案いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました案件の内容は、専決処分の報告案件1件、専決処分の承認案件2件、条例の制定案件2件、広域連合制定に関する協議案件1件、一部事務組合の規約改正案件5件、一般会計外5会計の補正予算案件6件でございます。

それでは、報告案件からご説明を申し上げます。

報告第6号 専決処分の報告についてでございますが、庁用車車両事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。賠償額等につきましては、添付いたしました専決処分書のとおりでございます。

続きまして、本日提案いたしました議案について説明を申し上げます。

議案第98号 専決処分の承認を求めることについて。平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、消費税納付金に不足が生じたもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ400万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,985万1,000円としたものでございます。

議案第99号 専決処分の承認を求めることについて。平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）でございますが、市税過誤納還付金及び図書館職員の休暇に対応するための臨時職員雇用に係る賃金等を計上したもので、歳入歳出予算ともに666万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億4,538万5,000円としたものでございます。

両議案とも期限等の問題があり、議会を招集するいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございますが、これまで長期継続契約に該当する契約としては、電気、ガス、水道の供給契約や電気通信役務の提供を受ける契約のほか不動産を借りる契約がありましたが、地方自治法の改正により、条例で定める契約については長期継続契約を締結することができるようになったため、本条例は長期継続契約を締結することができる契約内容を定めたものでございます。

議案第101号 つくばみらい市市民農園条例でございますが、市民が土に親しみながら農業に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と農地の保全を図るため市民農園を設置するもので、本条例はその運営管理について定めたものでございます。

議案第102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議についてでございますが、世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について新たな独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月に創設されることになりました。今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠でございます。市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも他の市町村と協力して広域的に事務処理を行う方がより効

率的であると考えられることから、茨城県内の全市町村が加入する茨城県後期高齢者医療広域連合を設立するものでございます。

議案第 103号、議案第 105号、議案第 106号、議案第 107号の一部事務組合理約の変更についてでございますが、これは、地方自治法改正に伴う語句の修正による組合理約の改正でございます。

議案第 104号 常総地方広域市町村圏事務組合理約の変更については、今ほど申し上げました地方自治法改正に伴う語句の修正に加え、平成19年度から障害者支援施設の運営が開始されることに伴う組合理約の改正でございます。

議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）についてでございますが、今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 6,158万 5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 134億 697万円とする歳入歳出予算補正と地方債の補正でございます。

それでは、歳入歳出予算の補正からご説明を申し上げます。

歳入の主な補正でございますが、児童扶養手当給付費国庫負担金は、補助率の改正に伴い 2,940万円を減額いたします。まちづくり交付金については、みらい平駅前自転車駐車場整備事業を実施することにより 900万円を増額いたします。

財産収入でございますが、歴史公園地内の土地賃貸借料の見直しに伴い、貸付収入が 650万円減となります。今後は新たな賃貸借料で茨城県開発公社と継続して契約を締結する予定でございます。不動産売り払い収入では、板橋地内以下 3 カ所11筆の土地の売却を予定しております。

今回も繰越金 3 億 1,305万円を充当いたしますが、残高は 6,000万円弱の状況でございます。

14番目の合併特例債事業として、新たにみらい平駅前自転車駐車場整備事業を位置づけ、起債を起こすことにいたしました。

次に歳出でございますが、10月に人事異動を行っておりますので、影響のある費目につきまして人件費の補正を行っております。

民生費におきましては、国民健康保険特別会計繰出金 1 億 6,526万 8,000円を追加いたします。

児童措置費におきましては、小学校 6 学年修了前まで児童手当の支給が拡大されたことから、これに係る扶助費を追加いたします。

丘陵部縁辺部の小張地内に市民農園の計画がございますので、これに係る経費を追加いたします。

みらい平駅前自転車駐車場整備事業に関しましては、事業計画を変更して事業用地の取得の方法を土地の賃貸借から買収に変更しました。また当初、建屋建設を計画しておりましたが、今後の維持管理など総合的に判断した結果、今回は見送ることにいたしました。

幼稚園費では、わかさ幼稚園におきまして、幼児教育棟が平成19年度当初に不足することが予測されることから、リース料を計上しております。

公債費の償還も 9,775万円でございます。

最後に、地方債の補正についてでございますが、みらい平駅前自転車駐車場整備事業に資するために、限度額 3,050万円の発行を新たに計画しております。利率は 4 %以内での調達を予定しております。

議案第 109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ 3 億 4,284万 1,000円を追加し、歳入歳出予算総額で 41億 7,135万 3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費が当初予算よりも伸びる見込みとなり、総額で 1 億 5,597万 9,000円の増額をいたします。また、今年度の老人保健拠出金の額が総額で 7 億 6,176万 7,000円に確定したことにより、不足分の 1 億 8,860万 4,000円を増額いたします。

歳入では、保険給付費と老人保健拠出金の補正に伴う交付金の補正、国保税の本算定による税収見込み額の補正、歳出の増に伴う法定外繰入金の増額が主なものとなっております。

議案第 110号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、平成17年度の老人医療給付費の実績に基づき、県負担金精算による返納金 108万 7,000円が生じたので、前年度繰越金を増額して歳出に充てるもので、歳入歳出にそれぞれ 108万 7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を 32億 3,732万 1,000円とするものでございます。

議案第 111号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、人件費、受益者負担金前納報奨金及び修繕費等で増額し、歳入歳出それぞれ 398万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13億 6,064万 7,000円とするものでございます。

議案第 112号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、事業量増大に伴う人件費、消費税中間申告納付金及び農集排処理場の修繕費等で増額し、歳入歳出それぞれに 126万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 2,111万 2,000円とするものでございます。

議案第 113号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、10月の人事異動等に伴い人件費を 330万 9,000円追加するもので、収益的支出の総額は 10億 6,536万 8,000円とするものでございます。

以上、詳細につきましては配付させていただいております議案書をご高覧の上、ぜひご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

報告第 6 号は、報告案件でありますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（豊島 葵君） 日程第 5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

4 番 中山栄一君。

〔 4 番 中山栄一君 登壇 〕

○ 4 番（中山栄一君） それでは、4 番の中山栄一ですけれども、一般質問を始めさせていただきます。

きょうの一般質問は、もちろん通告どおりですけれども、3 点の質問をさせていただきます。

第 1 点目の質問は、集中改革プランの策定上の現在の進捗状況についてお伺いをします。

この集中改革プランにつきましては、さきの6月の定例議会一般質問の中で質問させていただき、市長の答弁で、とにかくこの集中改革プラン策定に当たって、6月という時期ですので、3月27日に合併したつくばみらい市がまだ2カ月ということですので、つくばみらい市としての行政改革大綱をまとめて策定した上で、その行政改革大綱の中で特に重要と思われるものを集中改革プランとして策定をして、来年3月を目安にして住民にきちっと公表した上で実施に移したい、そのような目標で進めていると、そういうふうな答弁がありました。

現在、12月の半ばということで、3月が間近に控えているこの時期で、この集中改革プランの策定状況について何点かに分けてまず質問をしたいのですけれども、現在の進捗状況はどのような状況にあるかという点が一つです。

それから、これはもちろん総務省からの指示で集中改革プランは策定をするわけですが、期限が22年3月までに集中的に改革する事項をまとめて集中改革プランとして策定をすると、そういうことで総務省から来ているわけです。総務省の通達によりますと、重点項目として事務事業の再編というものがまず第1点にあります。そして、職員の定数管理の問題、それから職員の給与、これは時間外手当等も含めた給与の適正化、そしてコスト削減による財政効果と、主な項目はこのような形で重点項目として取り上げなさいということになって来ているわけです。

そこで、つくばみらい市として現在の状況を、総務省からの通達と整合性をとるということはいずれにしても、とにかくそういう状況の中で、つくばみらい市の現状はどうかということをもまずきちんと把握する必要があると思うのです。つくばみらい市の現在の課題というのは、何といたしましても自主財源比率が低いと。これは近隣の市から見ても自主財源比率は大変低いです。ですから、自主財源比率を上げるか、またはコスト管理をして行政コストを下げるか、大体この二つがこれからの大きな課題になると思うのです。そういう中で、自主財源比率を高めるといっても、企業誘致とかベンチャー企業誘致と随分長年そういうふうに叫ばれておりますけれども、そう一朝一夕にしてこの企業誘致というものが達成できるものではない。そうしますと、おのずと行政コストの削減というものが、まずきちっと改革項目として上げられなければいけないだろうと。

それから、これから10年間に合併をしたつくばみらい市として合併特例債による事業が入ってきます。この合併特例債の事業というのも、我々もきちっとした理解をしておく必要があると思うのですけれども、今、住民の間でも合併特例債事業として80億円とか数十億円が国から来るのだというような、誤解した理解をしている方が多いのですけれども、とにかくこの合併特例債というのは借金であると。この10年間に80数億円という借金の計画をして、それを今後10年、15年をかけて返済していく中で、この返済額に応じてその7割分が地方交付税を算定するその算定基準の基準財政需要額の中に含まれて計算されて地方交付税の中で還元されるという、大変複雑な仕組みの中でこれからこの合併特例債事業がスタートするという、大変財政の厳しい中でそういうスタートがあるわけです。ですから、その返済が始まって、今年度が仮に約10億円の地方交付税が来たとします。来年がこの返還が始まって、それが還元されたとして地方交付税が現実にとしも10億円ではないかと、この7割の還元額はどうなったのだと。国の方で、これは地方交付税が削減されて、7割が入ってもこの10億円なのですよということで、地方交付税の額が変わらないというような現実が、確かにこれから起こり得る可能性が大変高い。

そういうふうな中で、借金をしてこれから事業を展開するということですから、非常にその辺を慎重に進めていかなければならないと。それでもやはりこのつくばみらい市の基礎をきちっと固めていくのにはこの合併特例債事業を進めて、そして道路の整備であるとか施設の整備をしなければいけないという、大変な課題を抱えたつくばみらい市がこれからスタートするわけです。ですから、その辺も含めて集中改革プランに項目として、課題としてその方向を示さなければいけない、そういう課題を抱えていると。ですから、その辺の状況が、その内容が集中改革プランの中に盛り込まれておるかどうかと。これはもう既に素案等はでき上がっている段階だと思いますけれども、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、この集中改革プラン策定に当たって、やはり住民の声の反映というものが大変大切だと思うのです。実際にこれから集中改革プランは、22年3月までに達成しなければならない項目をきちっと取り上げて、改革項目として住民に公表しなさいということですが、もちろん22年3月に限らず、これから5年後、10年後の行政改革大綱として発表して、住民にそれを示して、こういうふうな形でこのつくばみらい市の行政改革大綱を進めていきますと。それで、住民がそれを見ながら検証し、そして行政の進み具合を検証しながら確認をしていくということがあるわけです。ですから、そういう中において、この策定において住民の声がいかに反映されるかということも非常に大事な項目だと思うのです。

同時に、今つくばみらい市の総合計画が策定されている時期ではないかと思うのです。この総合計画の策定に当たって、10月の半ばぐらいだったと思いますけれども、無作為抽出の中で3,000名余のアンケートがとられているかと思うのです。つくばみらい市の今後の行政運営についての総合計画を立てる上でのアンケートということで、大変すばらしいアンケートが出されていると思います。

それから、総合計画をつくる上で、行政審議会というようなものも、名称は総合行政運営審議会というような形かと思うのですけれども、これは議会の方も議員の方が何名か出たり、一般の方も参加をして審議会をつくっていると思うのですけれども、そういう中で出された意見というものをきちっと分析した上で集計をして、こういう集中改革プランまた総合計画の策定に反映するということは非常に大切なことだと思うのです。ですから、こういうことで住民の声をいかに反映するかという、これは非常に大切な項目だと思いますので、その辺についてお聞きをしたいと。

それから、この行政改革大綱、集中改革プランは、来年の3月までに住民にきちんと公表した上で実施に移さなければなりません。これはもちろん総務省の方の指示で、合併した市については、19年3月までに公表するということは決められております。ですから、これから本格的に策定したものを公表するという段階になるとと思いますけれども、この公表する際に、冊子にまとめてもちろん公表するという形をとられるかと思いますが、現在大変インターネット等も普及しておるということで、これはウェブサイト上で公表するというのも、これからこういう資料ということは本格的にそういうものを導入していく必要があると思うのです。ですから、もちろん冊子で公表すると同時にウェブ上で公表するというのも、インターネットを使って皆さんに見てもらおうということで、その紙云々のコスト削減ということにつながるということで、こういうサイト上で公表することは、これから本格的に取り入れる必要があると思います。ですから、そういう

ことで、この取り入れ媒体等はどのような形で考えておられるか。

それから、議会の全員協議会の中でも、この資料はもちろん議決案件ではないですが、これは正式に素案の段階、また決定した段階で議会の方にも提出をいただき、議会の中でも内容を検討させていただいて、意見を述べていただくような機会をつくっていただけるかどうかということも大きな問題かと思しますので、その辺何点かに分けて質問をさせていただきますけれども、そちらの方の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 集中改革プランの進捗状況、こういうことでいろいろな内容についてのご質問がございました。

まず総括的な点から申し上げますと、行財政改革の具体的な取り組みを集中的に実施する計画として位置づけられておるわけでございます。ただいま議員がおっしゃられたとおりでございます。いわゆる集中改革プランを策定するには、まず先行して行財政改革大綱を策定する必要があります。集中改革プランの策定状況についてでございますが、現在、この行財政改革大綱の策定作業と並行して作業を進めている状況でございます。

次に、この策定上の課題または方向ですが、第1回の定例会で答弁を申し上げましたように、今後の地方分権に対応し創意工夫が発揮できるように、行財政組織運営全般について、簡素で効率的・効果的な行政体制の確立に向け、平成21年度までの具体的な数値目標を定めた計画を策定してまいります。

この計画策定に際しましては、ただいま議員からございましたように、市民を代表します委員で構成する行政改革懇談会、この答申の内容を尊重いたしますとともに、案段階において、もちろん市広報紙、ホームページだと全世帯というわけにはいきませんので、広報紙とさらにホームページ等で行財政改革の大綱及び集中改革プランの事前公表を行います。市民の皆様の意見を伺いながら、最終的な策定という予定で考えておるわけでございます。なお、住民への策定内容の公表時期でございますが、これは18年度中にということで予定しております。

そういうことで、具体的にはそれぞれ部長もしくは課長からご説明申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。

この集中改革プランについて、もう1点ちょっと市長にお伺いしたいのですけれども、これから、策定途中ということで素案ができているという段階ぐらいの状況かと思えますけれども、この集中改革プランを策定する上で、まず大切なことは、これから22年3月までに、このような事業を展開するということをきちっと数値目標等も加えて、そして期限であるとか財源であるとかということをきちっと示す必要があると思うのです。

もちろん22年3月に限らないで、それ以降の5年間、10年間の行政改革大綱というのと一緒に示すべきだと思うのですけれども、やはり市長が当選されたときに七つの公約ということで、大変すばらしい政策を発表されました。これから、この政策というものは、政策、事業ということで移っていくと思うのですけれども、そういう施策の段階、また、事務事業の段階で具体的にどのような行程で進めていくかということ、また、その財政のシミュレーション等も立てながら、きちんとした市民との約束ということで発表する必要があるし、また住民はそれをきちっと検証していくということ、これが、後できょう質問し

ますけれども、行政評価制度ということにつながってくると思うのです。そういうことで、この事業はやはり市民のニーズに合ったものだったかどうかというものをきちっと住民サイドで判断をしていただくような場をつくる、そのためにはやはり、きちっとした集中改革プランも数値目標等を入れる必要があると、そういうことを大変お願いしたいと思うのです。ですから、その点をまずお聞きしたいのですけれども。

私、いろいろな自治体の集中改革プランを検討させていただいたのですけれども、特に守谷市の集中改革プラン、これは10年間の集中改革プランとして、もちろん22年3月に限らず、10年間の今後の財政予定ということで大変細かく、財政それから税収がどうであるか、もちろん経常収支比率からすべての点、どういうふうな数値、財政指数もどういうふうな変化をしていくか、それから市民の皆様方に、年度を追いながら18年度、19年度、20年度、21年度、こういう事業を展開するのだと、大変細かく出ていると。こういうものをきちっと示して行政の今後の方針というものは公表する、その情報を提供するということが、これからやはり行政運営の中で大変大切なことではないかなと思うのです。

そういうことで、この行政運営の透明化というのを図ることによって、住民の意見も聞き、住民に検証していただきながら行政を進める、そういうことが非常に大切だと思うのですけれども、これからもちろん原案が発表されると思うのですけれども、この数値目標等、また期限とか、そういうものをすべて数値であらわして、ある程度きちっとした方針とか政策の段階よりももう少し下げて、具体的なものがここで示されているかどうか、この辺については現在、市長はどんなふうなお考えか、その辺ももう1回お聞きしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） お答えします。

行政改革大綱の中に、一つの重要な事項としまして集中プラン、これは盛り込まれております。当然のことながら、最少の経費で最大の効果を発揮するというような地方自治法の大綱ののりつった形で行政運営をなさいとなっておりますので、その改革プランにつきましては、前にもご質問がございましたように、例えば何年にこういう事業はこんな数字になります、それをはっきりした明確な形であらわすことが大事でありますので、当然そのことに関しましてはそのようにこれから最終的に市民の皆様にお知らせできるような形で、その仕事に関しまして進めております。

懇談会につきましては、市民の皆様方に調査審議をしていただく審議機関としまして、行政改革懇談会を去る7月26日に開催しております。この懇談会では、大綱の方針、それからスケジュール等をお示しして、今後の予定等につきまして審議をいただいております。それから、その後またこの懇談会で審議をいただきまして、18年度中には市民の皆様公表できるように進めていきたいというふうに考えております。

市長の公約についてですが、その関連性は当然のことながら、市長の考えのもとに運営をしていくということでありますので、当然それはその考えに基づきまして進めております。

○議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。

集中改革プランについては、この辺で質問を終わらせていただきます。ただ、いろいろ

これからも審議会、懇談会、ワークショップ、ワーキングチームの結成等々、市民の声を聞き、また、識者の声を聞いて反映させるというようなことは進めておりますけれども、その中の意見というのはきちんと分析し、集約して反映させるような努力をぜひお願いしたいと思うのです。こういうワークショップが開いただけで終わってしまうということのないように、その辺の反映というのはぜひともお願いしたい、この点を重ねてお願いを申し上げます。

次の質問ですけれども、指定管理者制度の導入についてお伺いをします。

この指定管理者制度の導入は、住民の大変多様化したニーズにこたえていくためには、事業をしていく上で効率的にまた効果的に実施する上で、民間活力の導入というものが必要ではないかと、そしてコスト管理、コストの削減もあわせて行うことがこの指定管理者制度のねらいでもあり、また、そういうふうなねらいのもとに指定管理者制度の導入ということが叫ばれているわけです。

この9月に、自治体が直接運営管理している部門、それから委託している部門等とありましたけれども、9月の段階できちっと直営で行政が運営管理をするか、また指定管理者制度に分けるか事業の選別をなさいたいというような時期がありましたけれども、その段階で、この答申においても、きらくやまの運営管理については社会福祉法人である社会福祉協議会を指定管理者として指定した上で、指定管理者制度を導入するというような形をとられております。こういうことで、民間の活力の導入をするということが非常に一つの大きなねらいであることはたしかです。

ただ、民間の活力というか、民間の考え方を導入することはもちろん大切なことでありますけれども、よく成果主義であるとか費用対効果ということが余りにも叫ばれ過ぎて、行政の進むべき道というのは、民間と比べてみると、やはり行政というのは住民に対してサービスを提供する、そのサービスを提供した結果が、果たして費用対効果の効果の面でどれだけの効果を上げたかということは、単純にその成果主義を導入したということだけではなかなか、行政運営においては民間の違った考え方のもとに進めない間違った方向に進んでしまうというおそれがあると思うのです。

どういうことかということ、その事業をしてその効果をあらわす中で、きちっとその評価制度を確立した中で、住民が我々が望んでいた事業であると、これは我々のニーズに合った事業を展開したと、そういうことで非常にこれは効果が高いものだ、というふうなシステムをつくった上で成果主義云々という考え方を導入しないと、その民間の活力導入、導入といってもやはり行政と民間との違いというものを考えていかないと間違ってしまう、そういうことがあると思うのです。

この指定管理者制度の導入の大きなねらいは、もう1点がコスト削減、行政コストの削減であると。これは、これから現在の団塊の世代といわれる方々、私より一つ上、二つ上、三つ上、1947年から1949年の方々というのは団塊の世代といわれて大変層の厚い方々です。ですから、民間企業の中でも行政の中でも大変高い能力を持ち、高い技術力を持って、高いノウハウを持ちながら今の社会を支えている。行政の中でもそういう部分は、たしかに行政サービス面で大変高い能力の方々が来年の4月以降に退職をされる、多くの方々が退職される時期を迎えるわけです。

ですから、こういう時期に、この高い能力、高い技術力を持った方々が去っていくこの時期に、新しい職員を採用してそして全体をボトムアップしながら行政サービスを低下し

ないようにもっていくという一つの方法と同時に、ここで指定管理者制度を導入することによって、行政のサービスは低下させないで、今はもちろん、この指定管理者といっても、民間の中でも大変すばらしい専門的な知識を持ち専門的な技術を持った業者がたくさんあります。こういう方がどんどん民間の事業の中にも参入してきているという状況の中で、こういう団塊の世代が去って大変その能力が失われる時期に、事業の方は指定管理者制度に移行しながら高いサービスを維持していこうと、その上でコスト削減の面から職員の定数管理、職員の削減という面から採用を抑制して、そして職員数の削減を図ろう、こういうふうなねらいがあるのではないかと思いますのです。

ただ単に、よく職員の退職数と採用者数を比較して、その差額で何年間に採用を控えて5年後には何十人減る、10年後には何十人減る、これが行政ではないかというような、そういう考え方もありますけれども、やはり削減して行政サービスを低下したのではこれは何にもならないと。ですから、行政サービスを低下させない、コストも下げる、職員数も減らすという、大変重い荷物を背負いながらこれから進まなければならないという中で、この指定管理者制度の導入というのは、いよいよ本格的に導入する時期に来ているのではないかと思いますのです。

行政の中でも、やはりいろいろな事業を展開している中で、このつくばみらい市においても、保育所の問題であるとか、もちろん給食センターの問題、図書館の運営管理とか、公園から上下水道、いろいろな分野でこの指定管理者制度というものも導入を図っていかなければならないという、そういう時期にこれからだんだん差しかかってくると。そういう中で、多くの方々が退職される来年以降というものは視野に入れながら、けれども長いスパンを見ながらこういうものを導入していくことが、これがやはり職員の管理、定数の管理、職員の削減にもなっていくだろうと、こういうふうなことを考えているわけですが、この辺について市長が今後、集中改革プランの中にもこの指定管理者制度の導入というものはもちろん盛り込まれておられると思うのですが、この民間活力の導入とか、今後の具体的な本格的な導入等も含めて、その辺の考え方をお聞きしたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 指定管理者制度の導入ということでの質問でございます。

指定管理者制度につきましては、ただいま議員がおっしゃるような内容でございます。本市の制度の導入につきましては、集中改革プランの中でも位置づけをしていくことにいたしておるわけですが、公共施設の管理運営について、今、議員がおっしゃられましたように、いわゆる住民のサービス低下になったのでは、これは申しわけないことでございまして、むしろ向上を図りながら経費の削減、合理化が図られるかどうかなどについてよく検証をして、指定管理者制度の導入の是非について検討してまいりたい。積極的に導入してまいるわけですが、それについても安易に導入するのではなくて、住民サービスが低下しないとかあるいは経営の問題、そういうものをよく検証してやってまいりたい、このように考えております。

また、この施策や事業所などの選択につきましても、行政と民間との役割分担をよく踏まえて、可能なものについては民間活力を導入していくとの観点から民間にゆだねていく方向でまいりたい、このように考えております。今年度からは、今、これも議員からお話

がございましたが、きらくやまふれあいの丘の施設で指定管理者制度を導入したところでございますが、これは社会福祉協議会という団体でやっておるわけですが、今後は、その他の市の施設につきましても、新たに指定管理者に指定できる条件があるかどうかということも含めて検討してまいりたい。すべてできるわけではございませんので、そういうものも細かい点まで検討していきたい、かように考えております。

○議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。

この指定管理者制度はこれからの導入が図られるという時期ですので、ぜひ来年からの3年間、特に先ほど、繰り返すようですけれども、多くの方々が退職されるこの時期というものを踏まえて、団塊の世代の方々が退職される、大変高い能力、技術力も失われていくと。そういう中で、住民サービスを低下させないということを前提にして職員を採用して、そして全体をボトムアップして行政サービスの低下を招かないようにするのかと、それと同時に、指定管理者制度を導入してそして職員の採用というものを抑制して職員の定数を削減するのかと、こういうことをぜひいろいろな角度から検証しながら、ぜひそういうふうな方向で進めていただきたい、この辺を再度お願いして、この質問は終わりにさせていただきます。

最後の質問になりますけれども、行政評価制度の本格的な導入についてお伺いをしたいと思うのです。

行政評価制度につきましては、こちらの方も去る6月の定例議会一般質問の中で質問させていただきました。行政評価制度につきましては、旧伊奈町の方で平成15年ぐらいからだったかと思えますけれども、そのようにお聞きしましたけれども、二、三年前になりますけれども、取り入れて、そしてその行政評価制度を進めてきたと。ですから、そういうノウハウとかまた経験を生かして、今後のつくばみらい市の中でも行政評価制度を本格的に導入していきたい、こういうふうな市長の答弁があったかと思うのです。

この行政評価制度というのはどういうふうなのかということを、私自身もなかなか理解できない面もありますので、行政運営というのは市長がまず政策を立てて、こういうふうな方向で、まずこのつくばみらい市、環境のいい清潔なまちづくりをしたいという政策のもとに、そうすると施策が立てられて、その施策の中でごみ処理の問題はどうしようとか、リサイクル事業を活発化させようというような施策を立て、また、その中で今度は基本事業、事務事業の中で、生ごみの堆肥化を図って生ごみの搬出量を削減しようとか、またはペットボトル等のリサイクルを実際にそういうリサイクルを進めていこうということで、事業までだんだんと行政運営というのは下がってくると思うのです。

その事務事業が、もちろん役所の中の事務事業というのは、数百という事務事業が発生すると思うのですけれども、この事務事業についての評価制度を導入するというのが最初のスタートになるかと思うのです。住民の皆様方にサービスを提供する中でこの事務事業が進められるわけですけれども、実際に住民の方々が、この事業は我々のニーズに沿った、要望に沿った事業であると、ですからこれは非常にいいことであるということを初めてそこで評価するということも大切だと思うのです。ですから、もちろん部長、課長の評価ということからスタートするかと思うのですけれども、やはり外部の皆様方の評価ということこれから大切にしていきたいと。

そういう中で、そうしますとこの事業を展開する中で、この行政運営の公表といいます

か公開といいますか、こういう事業を展開するのだと、ですから先ほどの集中改革プランも大変大切なものになってくると思うのですけれども、集中改革プランで工程表等も示した上でこういう事業をします。では、その行政評価というものは住民の考えも取り入れていこうと。ですからこんなふうなことでこれから事業をスタートさせますというようなことを発表し、公表した上で、住民から果たしてニーズに合ったものか、これは非常にすばらしい事業だと、これは非常に評価に値するものだという評価をいただいて、それでチェックをするという、そういうふうなサイクルというか、そういう機能をこれからつくっていかなければならない、そういう段階に行政運営も来ていると思うのです。

ですから、そういう中で、今ちょうど来年度の予算案をこれから決めるという段階で、もちろん各課ともヒアリングをしながら、いろいろな予算を提出しているという段階だと思うのです。そうしますと、その中で、これはどういうふうな進め方をしているか私はちょっと存じていませんけれども、この事業は去年もやっただと、ではことしちょっと予算が少ないから、去年は10万円かけたけれども、ことしは1割カットしようということで、どうしても前年度踏襲型の事業予算というのを組みがちになっている、そういう流れがあると思うのです。

そこで、こういうふうな行政評価制度というものをきちっと確立することによって、行政評価制度から見て、この事業はそろそろ休止してもいいのではないかと、この事業は住民のニーズに合っていないからこれはそろそろ廃止して違う事業、違う方向を見つけていってもいいのではないかと、そういうふうなこともこの行政評価制度を取り入れることによって行政の事業の分類というものができると。そうしますと、この事業はもっともっと予算をかけてやっていった方がいいだろう、これはもう廃止してもいいだろう、そういうことまで行政評価制度というものは進めて、その事業の評価ということをしていかなければならないと思うのです。ただ、これが果たして事務事業だけの評価でいいのか、施策の段階までを評価するべきなのかという大変いろいろな問題があると思うのですけれども、行政評価制度というのは確立するまでにはいろいろな段階を踏みながらそういうものを確立していくと思うのですけれども、現在の段階で、この伊奈町で行われた行政評価制度のそういう経験とかノウハウを生かして、今後本格的に導入されると、これは市長の公約の中にもこの行政評価制度の導入というものが入っております。そういう中で、現在の段階で行政評価制度の導入というものはどのような段階に差しかかっているか、また、どんなふうな考えで今後進めていくお考えか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 行政評価制度の本格導入についてということでのご質問でございますが、今、行政評価の問題は多くの自治体で自治体行政運営の基幹システムとして導入されておるような状況でございます。

市の現在の状況でございますが、今年度は合併初年度ということでもありまして、主に本制度の浸透を目的とした研修を実施したところでございます。加えて、市では実際のぐらゐの事務事業があるのかという調査をする、これは事務事業のいわゆる棚卸しといいますか、これを実施しまして、来年度からの事務事業評価の施行の準備を進めてまいりたいと、こう考えております。

この評価につきましては、まず第１段階としては内部評価制度の充実を図り、第２段階としては外部評価の導入を考えております。まず市民に理解を得るために内部評価の充実を最重要と考えまして、内部評価の充実を図る。また、評価基準を明確に示すことによって市民に評価内容を理解してもらうために、この評価基準のマニュアルを来年度策定する予定でございます。行政評価を行いますと、分析の結果によっては、改善や統廃合という結果が出ますので、評価結果を市民に公表することによって、今、議員からございましたように、市民の理解を得ながら事業の改善や統廃合を行っていききたい、このように考えております。以上です。

○議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

○４番（中山栄一君） 市長の答弁の中で、これから本格的な導入を図るということです。これは、今、市長も言われたとおりで、この事務事業というのは大変な数になっております。もちろん数百という事業を展開しているわけですから、これをどの辺まで評価していくか、どの分野を評価するかということは大変難しいと思うし、その評価システムといいますか、その評価についてもきちっとしたシステムを確立する必要があると思うのです。

ただ、これからの行政運営というのは、やはり透明化の高いとよく言われますけれども、情報をきちっと公開して、こういうことで事業を展開していくのだと、市民の皆さんとにかくニーズに沿うようなサービスを提供するのだと、住民はそれによってきちっとした検証をしてくれと。検証した結果、いろいろな意見を出していただいて、事業の変更または廃止、休止等も含めて事業を決定する、それについて予算をつけていくのだという、そういうことがどうしても必要になってくると思うのです。

ただ、もう皆様方もご存じのとおりで、この地方交付税というのがこれからだんだん削減の方向になると、やはり自主財源での運営ということが強く要求されてきますので、そうしますと、このつくばみらい市のように自主財源比率の低いところにとっては、大変行政運営というのは厳しい状況になってくると思うのです。そうしますと、やはり市民の皆様方の力をかりながら、行政運営とはどういう点を重視してどの辺に力を入れてやっていったらいいのかということのを的確につかみながら、コスト削減というものを図っていくということが大変大切だと思うのです。もちろん、この行政運営の中ではコスト削減、コスト削減と叫ばれますけれども、もちろん人件費の削減ということも必要ですけれども、事業をきちっと見直すということも大変必要な課題になってくるのではないかなと思うのです。

ですから、そういうことを含めて、この集中改革プランをこの３月に発表させていただくということがこれで決まりましたので、当初の予定は22年の３月までの期間ですから、もう３年間しかありませんので、ちょうど市長の就任期間にもこれがリンクしてくると思いますので、ぜひ、まず集中改革プランの策定状況というものを公表した上で検証していく、そして５年後、10年後の総合計画、また行政改革大綱というものをきちんと発表していただくような形で、このつくばみらい市がどのような方向に進んでいくかということを行政の立場で公表していただいて、ぜひ我々もこういう一般質問の場等々を使わせていただきながら、それを検証しながら、また意見等も述べさせていただく、そういうことで市民とともにこのつくばみらい市を、夕張市の例ではないですけども、財政再建団体というようなことがこれからだんだんと本格的にいろいろな市でもそういうことが起こりかねないという状況ですから、つくばみらい市の行政運営をもっともっと充実したものにしていこうように、ぜひ努力をお願いしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

午前 1 1 時 0 5 分休憩

午前 1 1 時 1 7 分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、18番海老原 弘君。

〔18番 海老原 弘君 登壇〕

○18番（海老原 弘君） 18番の海老原でございます。

質問に入る前に、先般、私が入院いたしました節は、議会の皆さん、市長を初め、それから議会事務局の皆さん方からお見舞いをいただき、皆様方に大変ご心配をかけましたことに対しまして、一言御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、岡堰に接続する市道についてということで質問をいたします。

この質問に関しましては、今まで何回か質問をさせていただきました。この問題につきましては、はっきりした年限はわかりませんが、もうかれこれ10年くらいになるのではないかというふうに思っております。伊奈町、当時飯島町長からの答弁でも、平成10年ごろまでには事業化するような話もあったように記憶しております。

ことしですか、問題の岡堰からの接続する土地に杭が打たれていたように記憶しておりますけれども、土地の買収については、進捗状況といいますか、もう既に終了したものなのか、あるいは途中なのか、この計画自体もまだはっきりしていない部分もありますので、これまでの経過と進捗状況、それから、今後どういう計画で進められるのかということをお尋ねいたします。

さらに、この道路の延長線上にある中平柳に点滅の信号がございますけれども、この道路は、この10年間にも事故が多発しております。私は信号を設置されたときなぜ点滅にしまったのか、点滅であるならば、時間的に朝晩の交通の頻繁なときは点滅ではなくて普通の信号にならないのか。あの付近で私も民家にいたときに、どかんという音がして、事故の瞬間というか、その直後、田んぼの中に車が落ちていたという現象を見ております。この岡堰に接続する市道を設置する際、この信号の場所等の改良も含めてお願いをしたいという希望を持っております。

それから、岡堰を経由して伊奈高、あるいは逆に藤代高に通う生徒もこの付近は通学しておりますので、あわせて交通安全対策も含めてご答弁いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 岡堰に接続する市道についてというご質問でございますが、岡堰に取りつける支道8号線、これは議員、支道というのはつくばみらい市の市道ではなくて支線の支の8号線なのです。それで、土地改良総合整備事業で事業を進めておるわけですが、平成16年12月の議会で議員からございましたように、17年度については調査、測量、設計が終了しました。18年度におきましては、8月に地権者の説明会を開催して、地権者から了解をいただいたわけです。9月中旬から用地買収の交渉を開始しまして、用

地買収契約を締結しております。しかし、登記事務で2件ほど小貝川の河川の境界の確定等の時間が非常にかかった、こういうことなのです。ですから、皆さんご了解はしていただいたのですが、境界の問題がちょっと時間を要したものですからおくれたわけですが、今月中にはすべて登記できると思います。

それで、今後のスケジュールということですが、今年度は1期工事として小貝川堤防部の工事、高盛り土部分の一部盛り土工事、高低差がございますから。この1次盛り土工事を予定しております、今年度は、19年度には2期工事として、そのつなぎとして高盛り土部分の路盤及び舗装工事、現道の取り付けということで着工してまいります。

それから、議員から今、信号の問題がございましたが、これまでも信号の問題はあちこち陳情して、いずれも道路の有効幅員、あそこは特に市道ですから、あれを点滅をつけるときにもはっきり信号は無理だよと、規格外だから、それで点滅ということで了解してつけていただいた、こういう経緯があるわけでございます。ですから、恐らく、この前も県道の信号の問題で県警本部と知事のところに直接行ってまいりましたが、やはり別の県道でさえ幅員がないと難しい、後でご質問出てくるようですからそのときまた説明申し上げますが、ですから今、議員からおっしゃられた中平柳の十字路の問題については、あれが限度かなと思っておるわけです。念のためまた要望はしますが、これまでの答弁としてはそういう答弁だったわけです。以上です。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 市長の方から答弁をいただきまして、ありがとうございます。

一応、今までの経過等それはわかったのですが、全体の延長というか道路の長さ、あるいは岡堰自体が非常に高い部分なので、今市長からありましたように盛り土をするということですが、かなりの高低差があると思うのです。だから、道路の上の部分の幅と、いわゆる土盛りする一番下ではどのぐらいの差があるのか、ちょっと今私想像つかないのですけれども、そういう点もお伺いしたいと思います。

そして、以前に倉持（悦）議員から質問があったと思うのですが、中平柳の集落の雨水といいますか下水等の流れるところがないという問題があったので、この道路がもし設置されるときには、そういうことも考慮に入れるべきというような問題があったと思うのですが、そういう点に対して、それから先ほど申し上げた、信号の問題は今市長から答弁ありましたけれども、交通安全対策等についてはまだ完成までに時間があるようですから、どういうふうに考えておられるのか、今ちょっとお聞きできなかったのですが、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

ただいま市長の方から答弁ありましたように、土地改良事業ということで農林水産省の補助をいただいて事業を進めている関係から、私の方から答弁させていただきます。

これは、事業主体は茨城県が事業主体ということで進めております。大枠は、ただいま市長の方からありましたとおりでございます。17年から調査、設計等を行いまして、今年用地買収、工事も1月に入りましたら開始するということで進めております。さらに、19年につきましては、上部の舗装工事あるいは取り付け等すべて完了して、19年度末にはす

べて工事が完了するということでございます。

幅員につきましては、一番天端といいますか上部の舗装部分で 5.5メートル、これは岡堰の管理用橋梁ですか、あの幅員と同じでございます。それから延長でございますが、ちょっと手元の図面で記載がないのではっきりした数字はわかりませんが、現道までの取りつけ部分、これが 500メートルぐらいではないかと、ちょっとはっきりした数字がなくて申しわけございません。その先の部分、現道の取りつけの方が今度、一般の市道で整備をするものですから、これにつきましては都市建設の方の関係になります。さらに、いわゆる先ほど市長の方からありました支道 8 号線と書いていますけれども、支える支道、これにつきましてはもともと農道の整備ということでやっておりましたので、舗装幅が広がる部分につきましては市の持ち出し部分といいますか、アロケーションという手法で進めておるところでございます。以上でございます。

○ 18 番（海老原 弘君） 下の幅はわからない。一番広いところでどのぐらい。

○ 産業振興部長（鈴木 清君） 一番高い部分ですと、その倍ぐらいの買収部分になるかと思います。

○ 18 番（海老原 弘君） 11メートル前後。

○ 産業振興部長（鈴木 清君） はい。以上でございます。

○ 議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○ 18 番（海老原 弘君） 今、部長の方から、19年度末くらいには舗装というか、ほぼ完了するような見通しを受けました。そこで、ちょっと設計図がないのでどのぐらいの、高さを聞くのを忘れてしまったのですが、一番高いところで堤防のところで何メートルぐらいになるのでしょうか。ちょっとその点もつけ加えてお答えをいただきたいと思います。

長年の懸案であった事業が一応そういう形で見えてきたのですが、実は今度の渇水期に入りまして、藤代側から真ん中にある島に対して、多分、歩行者用の道路で車は通行できないのかなと思うのですが、工事中なのでまだはっきりしませんけれども、橋がかかりました。あの島の中には、以前に伊奈町の方が間宮林蔵の銅像を 3 体作りまして、1 体は谷井田小学校、それから 1 体は間宮林蔵記念館、1 体はあの島のところに、いわゆる藤代町の教育委員会に当時寄附をした形になっております。

そこで、以前にも小貝川に、染谷議員あるいは岡田議員から、5 月の時期にこいのぼりを飾って、景観といいますか観光的なものを考えるべきだというような提案があったと思うのですが、間宮林蔵についても伊奈町は記念館をもって偉人を顕彰しているわけですから、改めてこの道路が完成した暁には、銅像とはいいいませんけれども、林蔵さんを顕彰するレリーフでも何か、そういうものを将来、私はつくばみらい市として、林蔵誕生の地でありますということをこれから、市で無理ならば民間からの力も借りながら、そういうことを考えるべきという思いがございます。直接道路の設置には関係ありませんが、そういう点についても観光、あるいはそういうものについて考えがありましたら、市長からもう 1 回答弁をいただいて、この質問は終わりたいと思います。

○ 議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○ 市長（飯島 善君） ただいま岡堰の、今、取手市がやっております公園です。旧伊奈町の場合も青木の中谷原までずっと小貝川の整備ということで基本的な計画は持っておりますが、それは皆さんにお示ししてあったと思います。残念ながら岡堰そのものがすべて

取手市なのです。ですから、そういうことで、たこ揚げ大会でも何でもやる場合には、こっちが主催で向こうを借りてやるというわけにもまいりませんので、機会あるごとにそういうお話を申し上げたいと思うのですが、今やっておられる工事は公園の中の遊歩道、こういうことでございます。

それから、間宮林蔵の銅像につきましても、あれは旧藤代町へこちらから寄附したものですから、その寄附した先のことまではこちらでいろいろ管理とか、そういう問題についてはできませんので、いろいろそういう催しのあるときには共催なり何なりでしていただけるような環境整備、そういうのをできるように取手市の方にも申し入れはしてまいりたい、かように考えております。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） ありがとうございます。

道路完成の暁には、そういうことに対しても、ぜひ取手市と協力しながら進めていただきたいと思います。

それでは、2問目に移らせていただきます。県民交通災害についてということでお尋ねをいたします。

県民交通災害につきましては、市民の皆さん、本当にご協力をいただいて多数の方々が加入されていると思います。その中で、私がちょっとつかずにも認識が不足しておったのですが、今度のつくばみらい市になって、今まで小学校の児童に対する加入は学校単位で入っていたというふうに記憶しております。その中で、今年度から個人個人で入るような方法に変わったということを私は知らなかったのです。

たまたま私の住宅の小学校4年生の女の子が、カスミストアの信号のところで夏休みに交通事故に遭いました。たまたまこの事故は相手の方も救急車を呼んだり、いろいろしていただいたので、そういう問題はなかったのですが、そのときにその近所の方から、県民交通災害は海老原さん出ないの、ということで聞きましたら、入っていなかったということがわかったのです。学校で入っているのにおかしいなということで調べましたら、ことしから個人個人で入るように役場からは連絡をして、だから任意的に入った人もいるし入らなかった人もいるというような話を聞いたのです。

金額はたかが100円の助成であったかもしれませんが、どうしてやめてしまったのだろうということを私一部お聞きしましたところ、旧伊奈町と谷和原村の内容が違っていたので谷和原の方に合わせたのかなというような感じを受けました。余り憶測で物事を言っではいけないので、その点も含めて答弁をいただきたいと思うのですが、やはり市民に必要だから入っていただくように各区長さんを通じてお願いをしているわけですね。それを、そういう形にするのであれば区長会とかそういうところで念を押して、ことしから小学生は抜けてしまうので皆さんの方で勧誘して入れてやってくださいということを、私は徹底すべきであったのではないかというふうに思うので、ことしは過渡期なので抜けてしまった人がいるということを聞いて、非常に残念に思っております。

金額は大した金額ではないかもしれませんが、やっぱり交通事故というのはその先、私が申し上げた例も夏休みに起こっているのです。学校へ行っている通学時よりも、夏休み、冬休みとか、休みのときの方が交通事故、特に自転車等の交通事故が多数発生すると思うので、ぜひともこの問題をもう1回、私は、100円でしたら単純に考えて、つくばみらい市全部の小学校をやったとしても金額的には大したあれではないのではないかな

と、つくばみらい市全体では、非常に今回は、特にみらい平付近の住民の方は固定資産と非常に上がってしまっているのです。だから、それが一方では税金が上がって、一方では税金をカットするようなこと、中には必要かもしれませんが、やっていない方に合わせるのではなくて私は逆に、やっている方に、伊奈町側に合わせていただきたかったというのが希望ですけれども、その点を含めて市長、それから学校の問題については教育長にもこの点はお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 県民交通災害共済についてというご質問でございます。

小学校児童に対して旧伊奈町では、議員のおっしゃったとおり、17年度まで半額を町が補助していたわけです。旧谷和原村では平成15年度まで全額補助しておった、こういうことでございます。校内や通学でのけがや事故を対象とする災害共済給付制度に加入していることから、一部二重になるものですから、小学校児童の県民交通災害共済への加入推進については見直しを行った、こういうことでございます。細かく教育長の方から説明していただきますが、平成18年度からは要保護、準要保護及び特殊学級のお子さん方に対してのみ全額の補助を行っております。また、市民に対しては県民交通災害共済について広報紙に掲載し、平成19年度分からは各戸に申込書を郵送しまして、行政協力員をお願いをし、また、担当窓口でも加入の受付ができるようにしてまいりたい、こういうふうに考えております。

学校問題は教育長の方からご答弁申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

学校あるいは保育所、幼稚園の子供たちに対する災害共済給付制度というのがあります。これについてちょっと説明したいと思います。名称は独立行政法人日本スポーツ振興センターというところがしている災害共済給付制度です。これにはほとんどの子供たちが加入をしております。これは、学校で子供たちいろいろな教育活動をするので、その中でけがをしたりした場合の共済給付制度です。これについては、登下校時ももちろん含まれております。これについて、国、それから学校の設置者ですから市ですね、それから保護者の3者による互助共済制度で行っておりまして、掛金は小中学生では1年間に1人 945円です。そのうち、市は 485円負担をしております。幼稚園では1年間1人 295円の掛金です。そのうち市が95円を負担しております。以上です。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 市長、教育長から答弁ありましたけれども、今、教育長が答えられた方は、それで理解できますけれども、従来、谷和原村にしても伊奈町にしても助成を行っていたのがどうして廃止になってしまったのかという、財政面なのか、それともほかの問題があってそうなったのか。私は先ほど申し上げましたように、合併で両方のいろいろな施策が合わない部分を合わせるときに、当然お金がかからない方へ合わせれば削減になりますからいいのですが、実際の交通というのは、通学とかそういうのは今教育長がお答えになった災害制度で守られますけれども、逆に事故というのは夏休みとか、休みのときに多数発生すると思うのです。ですから、ことしからこういうふうになったという

のは、先ほど市長からありましたので19年度からは指導できると思うのですけれども、ちょうどことしが空白みたいな感じで、趣旨が徹底しないというようなことが起こるので、やはり、こういうことは念には念を入れて進めるべきであったのではないかというふうに思うのですが、教育長いかがでしょうか。

こういう点はほかの問題でも、今後ほかの方でいじめの問題とかそういうのを教育の方出てくると思うのですけれども、そういうすき間があったときにそういう問題が、交通事故だけではなくて起こりやすいというふうに私は判断しているのですが。今回、連絡はしたと思うのですが、当然学校でも説明あるいは家庭にもそういうものがなければならないと思うのです。よく紙を見ない人などは入っていると思っているのです、ことしも。私に疑問を投げかけた方は、入っているのになぜ出ないのという質問だったのです。調べたらことしは入っていなかった。そういうふうに、事故というのはだれでも、私もそうなのですが、病気になるとは思っていないので、やはり保険なんかも掛けない例がございますけれども、やはり、起こったときに何の保険に入っていなければ助成が出ないということももうこれは事実でございますので、私は個々の小さい問題ではなくて、ほかにも合併に伴って今までやっていた事業がなかったり、そういうことがたくさん起こっているのではないかと思うので、あえて交通災害について質問をしたわけですが、教育長、もう1回だけ答弁お願いできますか、その辺に關しまして。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、なぜこの補助というか、それがなくなったのかということについては、担当課が全然違いますので、ただ教育委員会としては、県民交通災害については今度補助がなくなって個人加入になりましたということを聞いただけです、それは担当課の方からでないちょっとわかりませんので。こちらは受ける方ですから、教育委員会というか子供たちの方は。以上です。

○議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

○市民部長（羽生恵洋君） お答えを申し上げます。

先ほど市長からも答弁の中であったかと思いますが、合併したからということではないのです。災害給付共済制度と県民交通災害がダブる部分が多いという中で、二重に入る必要はないだろうということから、18年度からは県民交通災害の方の対応を取りやめたということでございます。

それから、19年度分からの推進につきましては、そういう面も今後周知を徹底して、市民の皆様に参加推奨をしていきたいというように考えておるところでございます。

○議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

○18（海老原 弘君） 今、部長の方から答弁いただきまして、そのとおりに進めていただきたいと思います。

やはり、今、私が教育長と申し上げましたのは、学校の問題でありますから、例えばそういった部門に当たる問題についても、やはり教育委員会の方で管轄をし、こっちは保険は私の方でやりますよ、それは向こうだよというのは余りにも無責任だと思います。去年までそういうふうに町民を指導し、あるいは学校当局からそういうふうにやっていた問題が、急に中身が変わる場合は本当にしつこいぐらい、変わったのですよ、こうなのですよ、

それでもやり足りないかもしれないです、漏れてしまう人がいるかもしれない。でも行政というのはそれが大事だと思うのです。あっちでやっているからあれだと、それがいわゆる言葉で言うお役所仕事ではないかというふうに思いますので。

今、部長から、来年度分からはちゃんとやるということですので、行政協力員の方あるいはPTAの方、そういうところでこの話を徹底していただきたいと思います。本当に災害がないのが一番いいのですか、やはり交通事故は多数起こっておりますので、今のような点を今後とも十分配慮しながら進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

午前 11時53分休憩

午後 1時03分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

20番山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

○20番（山崎貞美君） 20番の山崎でございます。

少し風邪をひいておりますので、聞きにくい言動があろうかと思っておりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

合併後の行財政改革についてお尋ねをするわけではありますが、午前中、中山議員の方から集中改革プラン、指定管理者制度の問題、あるいは行政評価制度についてご質問がありました。少し重複する質問になってしまいますが、行財政改革は入るをはかって出るを制す、この言葉に尽きると思いますが、さまざまな手法があろうかと思われそうですが、今回は人員削減及び職員体制の強化について、絞ってお尋ねをいたします。

ご案内のとおり、行財政改革の基本方針ということで自立した行財政運営の推進、市民が主役の市政の推進、行政の透明化の推進、経営的観点による行財政運営の推進、民間活力導入の推進、こういった基本方針がございます。内容といたしましては、行政組織の整備、新行政運営の手法の導入、財政の健全化、事務事業の見直し、人材育成の定員管理、給与等の適正化ということでございます。詳細にわたってはいろいろございますけれども、あえて、今回は先ほど述べたような視点で質問をさせていただきます。

平成の大合併で、ことし3月31日までに合併した自治体のうち、68.6%の374市町村が、今後も厳しい財政状況が続くといわれております。さらには、29.5%は再合併が必要と考え、合併を実施したところ、しなかったところを含め、全体で45.2%が今後の合併は必要としており、財政不安を背景に自治体の再編はさらに進む可能性があると思われれます。行財政改革の一環として、少子高齢化や人口減少が進んでいるため、地方交付税の削減に備え、厳しい現状を乗り切る方策として、さらに合併を視野に入れた長期展望が必要といわれております。そして、67%の自治体が、現在の財政が好転の見通しが立たない、危機的状況で財政再建団体に転落してしまうのではないかと、このように危惧をされております。

来年度から導入される新型交付税には73.6%の自治体が反対の姿勢を示し、小規模自治体を中心に不安が広がっていますが、この合併を機に厳しい財政状況を克服し、住民サービスの充実を図りながら行財政組織の拡大で業務の専門性が問われ、さらには職員の意識疎通が難しくなっているのではないかと、いわれておりますが、本市におきましては人口増

の機運はみらい平駅を中心として開発に多大な期待をしているところでございます。また、自治体としても鋭意努力しているところでもございます。

さらに、職員の意思疎通等についても、過去には旧谷和原村、旧伊奈町間に行政あるいは人的交流等もあり、さしたる困難も現状ではなさそうではありますが、何といたっても合併の大きな効果は、行政任務にふさわしい職員体制の強化にあるかと思われまします。一言で申し上げれば、仕事に目配り、気配りをきかせる職員スタッフの充実にあり、すべての自治体においては行政は人であるという原点を思い起こしていただきたい。

なぜなら、厳しい財政難への対応能力に加え、地方分権に耐えられる組織力が求められるようになっているからであります。さらなる組織強化と人材育成が必要となるからであります。何といたっても行財政改革には、特に人件費の削減は公・民を問わず、避けて通れない課題であろうと思われまします。このことはすべての皆さんが承知をし、おわかりになっていることと思いますが、例を見るまでもなく、大変今クローズアップされております北海道の夕張市等、非常に厳しい自治体行政にならないよう、しっかりとマスタープラン等を構築しておかなければなりません。

21年度まで行政改革大綱が作成され、職員数の適正管理がクローズアップし、団塊の世代の退職が本格化してまいりましたが、合併時 381人の職員数で、2010年には2005年次比 4.6%以上の減になるかと思われまします。

ここで、水戸市の例が出ておりますので、既にご承知、ご案内かと思われましますが、参考までにご紹介をさせていただきます。2007年問題ともいわれる団塊の世代の大量退職が来年度から本格化するその中で、市行財政改革プランは2007年度から2011年度までの5年間で、職員定数を毎年度定年退職者の2分の1を削減し、計 214人、9.5%削減目標として人件費の圧縮に取り組もうとしています。今年度の定年退職者は48人の見込みだが、団塊の世代の大量退職が始まる来年度からは、2007年度85人、2008年度89人、2009年度99人、2010年度 111人、2011年度97人と、ピーク時には 100人を超える状況であります。ことし3月現在の年代別職員数は、18歳から24歳が74人、25歳から29歳が 217人、30歳から34歳が 377人、35歳から39歳までが 217人、40歳から44歳までが 194人、45歳から49歳までが 286人、50歳から54歳までが 430人、55歳から59歳までが 432人の計 2,200人、55歳で19.6%、55歳以上で38%を占め、水戸市は2002年に策定した職員定数適正化計画や2003年度に策定した新行財政改革大綱実施計画に基づき計画的な削減を図ってきましたが、しかし、2005年2月の旧内原町との合併、今年度の城里町からの消防業務受託などに伴い、人件費は1996年度の 159億円から今年度は 172億円と増加傾向にあります。

国は、ことし8月に制定した行財政改革推進法では、地方公務員の2010年4月1日の職員定数を2000年度比 4.6%以上の削減、骨太の方針を、2006年では国家公務員の 5.7%以上の削減、そして地方公務員にも同程度の削減を求めています。

こうした状況を踏まえ、定数削減の目標値を毎年度の定年退職者のおおむね2分の1を削減し、2007年度から2011年度までの5年間で 9.5%、214人を削減する方針であります。職員定数削減の目標値においても、現在の地方自治体の求められている役割からすれば、非常に厳しい数字を目標に掲げることになってまいります。むだを省いた上で新たな活力を生み出していくことは、行財政改革を進めていくのには不可欠であります。

そこでお尋ねをいたします。本市の人員削減等の年次計画、新規職員の採用等についての計画について伺いをいたします。

2番目といたしまして、新規採用の職員の基準、あるいは年齢制限等を含めてお尋ねをいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 合併後の行財政改革についてということで、具体的に職員の体制、人員の削減等々についてのご質問でございます。

ご案内のように、旧伊奈町、旧谷和原村でも、行財政改革につきましては行財政改革の大綱を定めて、これまで行政改革を推進してまいりました。つくばみらい市の行財政改革につきましては、午前中申し上げましたように、行財政改革の大綱及びその大綱の実施計画というべきいわゆる集中改革プランの策定作業に着手しておるわけでございまして、午前中申し上げましたように、今年度中に仕上げると、こういう予定でございます。

今後の行財政改革の推進につきまして、庁内のいわゆる行政改革推進本部を中心に、市民の代表委員で構成します行政改革懇談会からの意見を伺いながら、職員全員参加を基本に、既成概念にとらわれることのないような新しい発想に基づき改革を推進していきたい、このように考えております。

人員削減の計画についてというお話でございます。現在、職員数は364名でございますが、今後10年間で定年退職者だけでも100人を超える状況にございます。これを踏まえまして、今後は住民ニーズを的確にとらえまして、事業状況を考慮した職員配置を実施し、長期的な視野に立って適正な定員管理をしてまいりたい。今、何年度何人、何年度何人というような具体的な計画はまだやっておりませんから、先ほど申し上げましたような基本的な計画をつくった、その中でやってまいりたい、このように考えております。

また、この職員の体制の強化につきましては、限られた職員数のいわゆる職員の意識、少数精鋭で市政運営を務めていくのはもちろんであります。職員の意識改革を図ることが必要と思っております。そのために、職員の育成と資質向上という観点からも、職員研修、または職員一人一人の意欲と能力の向上という観点から、人事考課制度を取り入れていく、これは午前中にお話し申し上げたわけでございますが、そういう状況にあります。

具体的なものは、担当部長の方から説明を申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 職員の定数管理、いわゆる適正化計画であります。基本的には、ただいま市長の方から答弁したとおりであります。

現在、改革大綱のもとに集中改革プランを策定中でございます。今後10年間ということで職員の適正化計画を今、最終的に案を練っているところでありますが、いずれにしても職員の削減については大きな重要な課題でございますので、その趣旨に沿った形で私どもは進めていきたいというふうに考えております。

当面、18年度から27年度の計画でございますが、もう既にそういう問題も差し迫っておりますので、18年度から20年度までの目標値としまして、欠員の補充とそれから新規の採用職員を抑制することを念頭に置いております。

その数値目標であります。18年度は退職者13人に対しまして新規採用はしておりません。この時点で13人の減となり3.6%の減であります。それから19年度に関しましては、定年退職者11人予定されております。そういう意味の中で新規採用職員数を抑制し6人採

用したわけですが、5人の減となり1.4%削減、合わせますと5%の削減という数値になっております。このことに関しましては、平成17年12月24日に閣議決定されました、先ほど山崎議員の方からございました、行政改革の重要方針において総人件費改革の実行計画で定められた地方公務員の純減目標、5年間で4.6%以上の数値でございます。その数値を18年度、19年度の2カ年でありますが、そういうことで今のところ考えております。以上であります。

○議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） そういった計画に基づいてやっていくのだろうということなのですが、問題は採用の中身なのです、採用の中身。私は、新しく採用される方、これは新卒者等に限らず、場合によっては民間経験者あるいは専門学校等の卒業、一部そういう形で募集はなされているのですが、要はプロフェッショナルな人材を登用すべきではないのかな、採用してそして教育をするというのも大事な観点だと思うのですが、大変ユニークな発想だとおしかりをいただくかもしれませんが、ご案内のとおり、野球界においては松坂や井川、あるいは松井やイチローのように、優秀な選手は海外へスカウトされる、民間企業についてもしっかり専門的な知識あるいは卓越した能力等を持った人材は大変重要視され、彼らを起用することによって企業が存続し、また躍進していくのだろうと思います。役場職員においても自己を修練しさらに研さんしていただくことを住民の一人として願わずにいられません。市長始め執行職員のさらなる努力と指導力を発揮していただきたいと思います。

要は、やはり中身の濃い、役所に就職したのだからあとは一生安心だよということのくれぐれもないように、職員の気構えといいますか、そういったものをしっかりしていただかなければならないだろうと、こういうことを思わざるを得ません。下世話な言葉で大変申しわけありませんが、くれぐれも親方日の丸というようなことわざはお互いにもう死語にしていこうではないか。そして何よりも私感じるのは、一番大事なことは、机上の考えや論議だけではなく、現場重視、何事も現場に足繁くおいでいただいて、いわゆる上の管理の方がすぐ窓口なり何なりに回って、そして対応できる、すべてを把握している、上意下達ではなくて、常にそういった姿勢が大事ではなかろうかな、こういうふうに思う次第であります。

市長もそれなりの教育指導をなさっておられると思いますけれども、また、新たに助役等も登用されたわけですから、その辺のところの連係プレーと申しますか、そういうところをもしプランがあればご披露いただければありがたいです。

○議長（豊島 葵君） 市長 飯島善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいま議員がおっしゃったように、当然のことでありまして、よく私は毎月、月にはなに庁議をやっておりますが、その都度その都度、幹部職員の皆さんにもお願いをしているわけです。もちろん専門職が必要とあれば、これは採用も当然考えなければなりません、長期的な必要性があれば別でございますけれども、それ以外やはり臨時的に採用も考えるし、あるいは県の職員と人事交流をして、そして大いに職員を育てていく、こういうことも必要だろうと思っております。そういうことをきちんと念頭に置いて、幹部職員にも、絶えず後輩を育成してほしいということをお願いしておりますし、これからもその考えには変わりございませんので、大いにこういうことを全職員に推

進してまいりたい、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

○20番（山崎 貞美君） お答えをいただきましたので、これ以上しつこく申し上げるつもりはございませんけれども、午前中の中山議員の質問にもありましたように、民間活用、これも大いに結構でしょう。いい例が、例えば監査はごらんのとおり専門の監査を置かれているようでございますので、そういった意味でも、いわゆる人件費の合理化というものについては十分留意をしていただいて、飯島市長が4年間担ったこの初めての市は大変な起点になるかと思いますので、十分その点は真剣に取り組んでいただきたい、このように思う次第であります。

2番目の質問に移らさせていただきます。

一般質問及び議会で承認された案件についてお尋ねをいたします。

本市も3月合併が成立し、合併前の旧谷和原村、旧伊奈町議会で承認された事業、案件等についてお伺いをするものでありますが、まだ整理ができ切れていないもの、財政的におくれるものとかあるかと思われます。旧伊奈町時代のことでまことに恐縮ではありますが、確認のため質問をさせていただきます。

午前中、海老原議員からもそのような質問があったように思われますし、また今後、後から質問なさる議員も同じようなそのときの積み残しと申しますか、それを質問されていくだろうと思いますが、今回は東栗山住宅の遊休地返還についてであります。

この案件は平成15年3月定例議会において、遊休地の有効利用及び返還についての請願が提出されました。議会の審議の結果、採択でありました。実は、私も紹介議員の一人として、この案件の推移を見守る責任があると痛感をしているところでございます。まず、この3年7カ月をどのような経緯、経過であったかご説明をいただきたい。さらに、この請願の趣旨をどこまでご理解をしているのか、あわせてご説明いただきたい。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 東栗山遊休地返還についてという具体的なお話でございます。

平成15年、議員がおっしゃるように、3月議会で請願が採択されております。9月に山崎議員より東栗山住宅の遊休地対策についてということで質問をいただいております。そのときにもお話を申し上げましたが、請願いただいたものを整理しますと、一つは公園等の草刈りなどの管理、さらに遊休地の有効利用、敷地の返還の3点であろうかと思えます。

公園等の草刈りなどの管理については、平成16年度から市が管理をしております。それから遊休地の有効利用につきましては、東栗山住宅のご協力をいただきまして、駐車場、家庭菜園、公園、ゲートボール場など、土地利用について住民アンケートをしていただきました。その結果は、これらの利用については利用を望まない、という結果が出たわけですね。そのため、敷地の返還について対応すべく検討をしているところですが、ご承知のように、今日になっては市営分譲住宅と申しますか、当時の町営分譲住宅でございますが、今は市、それから地主、入居者の皆さん、この3者が関係した賃貸借関係でありますので、このため、これらの結果を受けて東栗山住宅地の地主側に返還に対する意向を戸別訪問によりまして聞き取りをいたしましたところ、土地の返還は困る、こういうご意見が相次ぎ、平成25年6月1日までの契約期間内の現状維持を地主は強く望んでおられる、ということでございます。

このように、平成15年からいろいろな方法により対応してまいりましたが、いろいろ解決策を探してきたわけですが、今後はやはり契約期間終了をにらみまして、返還に向けた条件の整備などで対応策が見出せるかどうか、関係者との意見を調整しながら、さらに深く検討してまいる必要があると、このように思っております。

あと具体的な問題は担当部長の方からご説明を申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

経過につきましては、ただいま市長より説明があったとおりだと思います。

今後につきましては、土地返還などを含めまして対応策の協議を重ねていきたいというふうに思っていますが、まだ結論を導き出すまでには至っていない状況でございます。

そういった中で、現在までの経緯につきましては、自治会の連合会長の方には、その向き、ご通知は差し上げているというところでございます。以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） やはり、どこかボタンのかけ違いがあるのですね。

今、市長おっしゃられた、当時の村が地主さんからお借りして、そして又貸しをしている、こういうのが図式なのですよ。この遊休地というのは、ずっと使われていない土地を皆さんが割り振りの中で管理をし支払っていかねばならないということで、町に返したい、自治体に返したいということなのです。地主さんに返す返さないは自治体のお考えなのです。自分たちが今使わせていただいている、自分たちが利用させていただいている、もっと言い方を変えると、むだなところを借りていても仕方がないのでお返しをしたい、要らないのだよと、もっと端的に言う。そして、もしそれができないのであれば市が管理をした公園なり、市の管理の中で使ってほしいと。いわゆる受益者は、それは要らないのだということなのです。市は当然、それは自分のところになってしまうから地主さんにお返ししようということのギャップが出ていると思うのです。

私も、ご案内のとおり、その組織の中の一員でございますから、その辺のところも逐一耳にしております。決定的な判断だとか返事だとかは私はしておりません。あくまでも中立の立場、あくまでもいろいろなものから見て何が妥当なのか、何がどうなのかということも自分の中で判断しなきゃならない。そういった中で、何かボタンのかけ違いがあるのではないかと。そんなに大した金額でもないのですが、やはり彼らにとってみれば大変不公平感を持っているのです。

今、部長からもおっしゃられたように、どうしても返されない、あと8年間、いわゆる更新がありますからね。その間は動かせないのだということであれば、またそれなりのお話し合いもあろうかと思いますが、やはり返還ということをやったてありますので、その辺のところを、努力しているのだけれども、なかなか地主さんが言うことを聞いてくれないのだとか、いろいろあろうかと思うのですが、その辺のところを私は、はっきりさせるべきではないかと思うのです。

もう30何年ここに来ていますから、今さらどうのこうの言っても仕方がないことだろうと思うのですが、やはりわかりやすく説明していく。どうしてもだめならだめだということで、はっきりしておくべきではないのかな。

先ほど、私申し上げたように、受益者の皆さんからのご意見だとか苦情だとか、そんな

ものを把握しておりますが、もう一度申し上げますけれども、私は私なりの判断を示してはおりません。皆さんのご意見を拝聴するだけにとどまっておりますので、その辺のところをくれぐれもご理解をいただいて、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいま部長から、連合会長の方へご返事申し上げていると、こういうことでございましたが、もともとの入居者対村、地主との関係というのは、入居された方々は、私は当時その関係というものをずっと聞いてきたのですが、それらも含めて入居者が借りると、こういうことで全部プールの中で地代もお支払いしていた、それを地主にそっくり地代として払っていた。これがずっと引き継がれてきた、こういう姿でございます。

途中から、最近になって請願が出ましたように、必要なくなったから市で引き取れと、引き取るのは簡単ですが、引き取れば市が地代を支払わなければならない、こういうことになるものですから、先ほど説明申し上げたように、やはり空き地を有効利用するには入居者の皆さんにご利用いただくのがいいだろうと、こういうことで入居者の皆さんにご相談を図った、こういうことです。地主の皆さんも返されては困るよと、こういうことですから、先ほど申し上げましたように、次の更新期にはっきり、地主が、要らなければ返す、こういうことで、契約の期限がございますから、そういう中で解決していくほかないのかなと、こういう結論に達したものですから、今ご説明申し上げたように。

趣旨はよくわかりますよ、趣旨はよくわかりますが、ここの部分だけではないと思います。もう少し、いわゆる宅地以外の土地を借りているところは、どこかあったと思います、定かではありませんがそういう記憶がございます。これらも含めて整理しませんと、ごく一部だけやりましたからこちらはそのまま放っておくよということでは、これはよろしくないと思う。そういうことですから、今ご説明申し上げましたように、やるのには全部各地区のいわゆる村営分譲住宅と称される地域を洗い直して、そういうことのないように解決をつけないといけない、こういう考えでございます。

部長の方からまたあったらお願いします。

○議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） 私もここに答弁書だとか答申みたいなものを持っているのですが、要はかなり前からこういうことをうたっていて、ずるずるといようなところがあるから何となく不信感みたいなものを持って、ただよかったのは、先ほど市長がおっしゃられたように、草刈りを管理していただいた、これには大変彼らも評価しております。

そして、ご案内のとおり、皆さん高齢化になってきて、有効利用といっても今さら公園ができて何ができるも使い道がないのだと、特に高台になっておりますので、駐車場等の利用価値もないだろうというのが現状です。

いわゆる先ほど市長おっしゃられたように、分譲住宅の8年後のまた再更新のときにもう一度また洗い直して整理をしていくということであれば、それを強く、ここで8年間は どうしようもないのだということをきっちりうたって、これ見るとまた、一生懸命努力するからもうちょっと待っていてほしいというような回答なのです。こういう、あいまいといったら大変失礼なのですが、希望を持たせるような回答をなされると、やはり役所はもうちょっとやってくれるのかなとか、そのようにどうしても考えると思うのです。ですが

ら、やはりそこはそこできっちりと、私は、はっきりさせるべきははっきりさせておく必要があるかと思しますので、その辺のところをよろしくお願いします。

2 項目めに入ります。

板橋小学校屋外トイレの改修についてお尋ねをいたします。

この案件につきましても、去る平成17年9月定例議会において、伊奈中学校及び板橋小学校の屋外トイレの改修についてお伺いをいたしております。

トイレは児童生徒の学校生活における重要な生活エリアであり、単なる生理上の問題にとどまらず、美化意識の啓発につながるものであり、明るく清潔であることは環境整備に欠かせないものであります。

伊奈中学校につきましては、中通川改修に伴って進めていきたいとの、当時の飯島教育長のご答弁でした。板橋小学校については、築後30年を経過しており、さらに木造建築で、内壁、外壁、建て木等すべて老朽化して傷みの程度が甚だしいと認識承知され、設計担当や財政当局と協議の上、18年度にはと考えている、このようなご答弁をいただいております。大変財政難の折とは思いますが、その後の進捗状況はどのように推移をしているのかお尋ねをいたします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

教育委員会では全委員が、学校訪問を10月から11月にかけて全部の小中学校、幼稚園の視察等を行いました。そして、各学校から要望の出ている箇所等を見て回りました。そして、各小中学校の施設等がかなり建築から経過しておりますので、修繕要望等かなり出されました。しかし、全部をやるにはかなりの費用がかかりますので、学校の校長あるいは教頭と協議をして優先順位をつけていただきました。

先ほど山崎議員のおっしゃられた板橋小学校のトイレの改修についても、当然要望の中には入っていました。しかし、優先順位は何かということ聞いたときに、まず正門の改修、非常に正門が狭い、あそこは非常に危険度が高いので正門の改修が第一だということ。それから、プールの塗装、それからプールの一部修繕、これも優先順位からいうと、トイレの改修よりも先にやってほしいというようなことでしたので、そういう協議を重ねて、今年度は正門とプールの工事をしたわけですが、板橋小学校の屋外トイレについては、今整備が進められている取手地方広域下水道組合の区域になっておりまして、平成19年度公共樹の取り付け、それから20年度供用開始が予定されております。したがって、屋外のトイレもそこに接続するために、一たん今つくってしまうよりは、その方が一緒に使える、そういうことも話し合われて、今、広域下水道の進みと合わせながら改修をしていくと、そういう話し合いをしているところです。特に、使用に当たって不便なところがあって少ない額で修繕のできるところはやっていきたい、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） 今、教育長の答弁をいただきながら、やはり現場に沿って対応していく、特に優先順位、現場の人がこれを先にやってほしい、あれもやってほしい、これもやってほしいというのはいっぱいあると思いますが、やはり財政難もあるし、またそれに伴って優先順位が先だろう、こういうふうに思います。そして、今、20年に公共下水

が供用するということで、それに合わせて改修をしていくということでもありますので、これ以上私からどうせい、ああせい、こうせいという質問にはなりませんので、まことに結構でございますので、この質問をこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

散会の宣告

○議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、12月14日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、あした14日の午後5時までに本職あてに提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

午後1時48分散会

第 2 号

〔 12 月 14 日 〕

平成18年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成18年12月14日 午前10時03分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	15番	古川よし枝君
2番	鴻巣早苗君	18番	海老原弘君
3番	染谷礼子君	20番	山崎貞美君
4番	中山栄一君	21番	廣瀬満君
5番	倉持悦典君	22番	今川英明君
6番	飯泉静男君	23番	豊島葵君
7番	堤 實君	24番	細田忠夫君
8番	福島克良君	25番	倉持眞孜君
9番	岡田伊生君	26番	川上文子君
10番	古舘千恵子君	27番	中山平君
11番	直井誠巳君	29番	神立精之君
12番	横張光男君	30番	市川忠夫君
13番	安藤幸子君	32番	野田正男君
14番	松本和男君		

1.欠席議員

16番	飯野喬一君	19番	富山和夫君
17番	大好光君		

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯島善君
助 役	小林弘文君
収入役職務代理者	豊島久君
教 育 長	豊嶋隆一君
総 務 部 長	海老原茂君
市 民 部 長	羽生恵洋君
保健福祉部 長	渡辺勝美君
産業振興部 長	鈴木清君
都市建設部 長	青木秀君
教 育 次 長	倉持政永君
秘書広聴課 長	森 勝巳君
参事兼企画政策課 長	中川 修君
総 務 課 長	神戸一夫君
財 政 課 長	秋田信博君
水 道 課 長	間根山知己君
農業委員会事務局 長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成18年12月14日(木曜日)

午前10時03分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時03分開議

開議の宣告

○議長(豊島 葵君) ただいまの出席議員は26名です。欠席議員は、14番松本和男君、16番飯野喬一君、17番大好 光君、19番富山和夫君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議の書記に、議会事務局長、事務局主事、議案説明のため、市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長(豊島 葵君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番(堤 實君) おはようございます。

一般質問2日目のトップバッター、7番堤でございます。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして3件質問させていただきます。

この質問については、住民からの要望が強いものですから質問させていただきたいというぐあいに思います。

一つ目としては、小絹十字路の標識の変更でございますが、この場所は国道294とつくば野田線の交わるところでございまして、この場所では、要するにカスミストアの隣ということで非常に目立つ大きな交差点ということでございまして、現在、谷和原村役場入口という標識になっておるわけです。実は、3月に合併して以来9カ月になろうとしています。よそから来られたときに、まだここは村なのかというようなイメージもあるかと思うのです。したがって、早急に名称を変えてほしいといいますが、ご検討いただいて何

が適切か、小絹十字路なのか、あるいは市役所庁舎入口なのか、それはわかりませんが、庁舎入口にしてはちょっと、約2キロ近くありますものですから余り適切でないような気も私はするのですが、いずれにしましてもご検討いただきたいというふうに思います。これは役所の問題ではなくて警察の管轄になるかどうかと思うのですが、手配をいただきたいということで見解をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ご質問の小絹十字路の標識の問題でございますが、この標識でございますが、これはいわゆる道路標識ではございませんで警察署が、国道294号と県道のつくば野田線の交差点の名称なのです。その名称を谷和原村役場入口という名称に決定したということです。したがって、これは警察署の方でこの名称につきましても、もちろん茨城県が道路管理者でございますから、この交差点の名称の標識を、合併に伴いまして谷和原村役場という名称が存在しませんから、警察署では既に、この交差点を谷和原庁舎入口というふうに決められたということでございます。ですから、近いうち、いつまでということとは約束できませんが、この年末か正月中には恐らく変えられる、こういうお話でございます。以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 非常にわかりました。ありがとうございました。

それにつけ加えまして、この交差点は人身事故の非常に多いところなのです。実は、ことしもうちの隣の奥さんが信号を渡っていて、歩道と車道と同じ信号、両方とも青なのです。それで歩道も渡っています。真っすぐだったら問題ないのですが、カーブになりますと、当然渡り終わってから通るのが常識なのですが、それがトラックで見えなかったとか、そういうことでひかれてしまったということで、こういう事故が非常に多いのです。ちなみに、うちのおやじも、ちょうど8年になりますが、あそこの信号を渡っていてひかれてしまったということで、これはかなり多発しているのです。

ですから、この信号、タイトルとはちょっと違うのでございますが、この信号も相談いただいて、例えば歩道のときには歩道だけしか青にならないとか、そういう方向にできないかなと。要するに両方青のために歩道を渡っていて、右折あるいは左折する場合に引っかけられたという事故が多いものですから。よく大きな交差点では歩道のみ青ということであるわけですが、そういう信号に変えていただければと思います。ぜひ検討いただいて、そうなればありがたいというぐあいに要望だけしておきます。

続きまして、二つ目としましては、谷和原インターチェンジの渋滞緩和策ということで出しましたが、これは数年前、私一度相談させてもらったのですが、これは非常に難しい問題なのですが、年々、あるいは時期を見ては、毎日のようにふえているような感じがします。エクスプレスが通りまして人口も相当ふえている、それからさらに今後この守谷地区、あるいはエクスプレス関連の人口はふえなければいけない、ふやすように努力するわけですから。そのときに今の状態でいいのかなということで、この対策は何であるか、何をしたらこうならないのか。

こちらから行きますとラッシュ時にはもう谷原大橋とか、あの辺までつながっているのです。もちろん高速道路については、守谷サービスエリアも含めた、あの辺まで並んでしまうのです。ですから、おりられないで、おりても信号で全然、信号は2回、3回待

ちということで、全く小絹の駅近辺の 294ではほとんど進んでいないということで、その弊害は、要するに国道を進んだらもう進まないものですから、結局通学路だとか生活道路、そちらの方に回ってしまうのですね。したがって、生活道路はいろいろと仕事をやりながら、子供さんが遊んでいたりと奥様たちがいろいろな仕事をしていたりやっているわけですから非常に危険なのです。したがって、ここを何とかしなければますます生活道路に入ってしまう。まだ大きな事故はありません。確かにかなりくねっていますからスピードは出せませんから。いずれにしても、非常に危険であるということで、これを何とかしなければいけないということとは言えると思うのです。

つけ加えて、これも住民の要望なのですが、要するにてつなぎの路、要するに高速道路をおりたらその信号にココスというファミリーレストランがあるのですが、それから SMC という会社に行く道路がてつなぎの路ということです。この道路が物すごく頻繁になってきて、要するに 294が込むために、そういうぐあいに曲がってしまうのです。したがって、物すごく込んでいて子供さんが、桜公園とかとり食堂というのがあるのですが、本当は道路の反対側の人は当然、小学校あるいは中学校に行くためにそこを横断しなければいけない。それで横断してはならないということで学校の先生の方から指示が来ている。ただし保護者がいる場合には渡ってもいいのだよと。保護者がいない場合にはいかんということで、200メートルも 300メートルも先の信号のある横断歩道を渡りなさいという指示があるらしいのです。これを何とかしてくれというような話もございまして、とにかく大事故に遭う前にどうしたらいいのか、よくなるのか、その辺もあわせて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 谷和原インター付近の渋滞の緩和と、こういう問題でございますが、常磐自動車道の谷和原インター付近の現状は、確かに大型貨物車を含む交通量の増加により、294とつくば野田線の渋滞というのは恒常化してしまっております。これは私も承知をいたしております。そのために生活道路への車両の流入が非常に多くなって、安全上、今議員がおっしゃるように私も危惧しておるところでございますが、現在、道路ネットワークの充実を図るために都市計画道路、あの周辺の、これも計画を立てております。

さらに今、事業に入っておりますが、都市軸道路、つくばエクスプレスの両サイド、両サイドやるとなかなか時間が間に合わないということで片側だけ1車線交通でやろうということで工事に入っております。これが開通されると相当、東西線が緩和されると思います。守谷駅周辺は完備されておりますし、守谷からみらい平駅の間を工事しておりますので、これの早期竣工を進めて促進していきたい、このように考えておるわけでございますが、これからもそういう状況の中で県とか関係機関に大いに陳情なり何なりして、これの促進を図っていく。これ以外にあそこの解決策はないと思います。いわゆるあそこの渋滞をよそへ流す、こういう方法を考えていく以外にないと思います。そういうことです。今計画を立てて事業に入っておるわけでございますから、これを促進していく、そういうふうに考えております。

○議長（豊島 葵君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） ありがとうございます。よろしくご検討のほどをお願いしたいと思います。

続きまして、小中学校の給食費の滞納問題について。ご承知のように、学校給食費の滞納というのは今や社会問題とされている状況にあります。先日の新聞などでも、全国の公立の小中学校、昨年度の実績では、18億円からあるいは20億円以上の滞納者があったというようなことが報道されておりました。内容的には、経済的に余裕がありながら払わない保護者がふえているということです。この問題はモラルの低下ということなのでしょうけれども。

いずれにしましても、このつくばみらい市内の全体で何%ぐらい滞納者がおられるのか、さらに、できれば学校単位で何名ぐらい、中学校、小学校で、各学校単位で何名ぐらい滞納者がいるのか、昨年度の実績が何かありましたら答弁願いたいと、このように思います。教育長、よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

給食費の滞納についてですけれども、市内でどれくらいあるか、それからできれば学校単位でという質問ですけれども、まず最初の市内でどれくらいの滞納額かということですが、平成17年度の滞納額は 116万 7,110円です。これは全体の約 0.7%になっております。

それから、小中学校別の児童生徒数ですけれども、どこの学校が何人というのはちょっと後でいろいろ問題になると思いますので、学校名と全体の数だけお知らせしたいと思いますが、滞納者のいる学校は谷井田小学校、三島小学校、板橋小学校、小絹小学校、小学校で4校です。中学校では伊奈東中学校、谷和原中学校、小絹中学校の3校で、小学校では28名、中学校では16名、合わせて44名ですが、これは保護者の数からいくと36名です。児童生徒では44名ですけれども、保護者の数からいくと36名ということになります。

このようなことで、各学校としては催告状等を出していますけれども、催告状については大体月1回ぐらいの、学校によっても差はありますが、月1回ぐらいの催告状を出す。あるいは催告状だけではなくて電話もかけていますし、それから家庭訪問もしております。そのほか、授業参観、年3回ぐらい各学校していますので、授業参観にそういう保護者が来た場合には、そこで面談をして納めてくださいというような話もしております。滞納の徴収については、早期に実施することがこれがもう一番でありますので、教育委員会それから学校と一体となって滞納額の縮減に取り組んでいきたい、そういうふうに思っております。

○議長（豊島 葵君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 私が思っていたよりもはるかに少ないので、胸をなでおろしたという感じがします。

いずれにしましても、経済的に苦しくても給食費をちゃんと払っている家庭も多いといわれているわけですね。ですから、理由なしに払わないというような家庭を放置しておいたら公平性が保てないということが言えるのではないのでしょうか。やっぱり食い逃げと同じだという意見も出ているような状況ですから。学校の方でも義務教育で無償になるというのは授業料と教科書代ということを特に言われていますよね。したがって、いろいろな集金方法があるかと思うのですが、ある学校では集金袋を子供に渡して子供に持たせてこさせるという方法をとっている学校もあるということを聞いておりますが、さらなる

努力をしていただいて、一層回収に努力していただきたいというぐあいに思います。

特別な事情のある人、ある家庭についてはこれは別として、どこの家庭でも食べるために皆一生懸命働いているわけなのですね。したがって、正直者がばかを見るとか、その辺は関係当局の一層の努力を期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） 次に、32番野田正男君。

〔32番 野田正男君 登壇〕

○32番（野田正男君） 32番の野田です。

通告をしてあります山谷排水路と公共下水との関係についてお尋ねをいたします。

つくばみらい市の主な排水路は、中央に1級河川中通川、東に蛇沼排水路、県道の西側に谷井田沼落、そしてさらに小貝川と並行しまして西側に山谷排水路があります。蛇沼排水路については、都市排水路として大部分の整備は終わっております。それから、谷井田沼落につきましても、その下流に谷井田北耕地、県道東側の住宅が昭和61年の大きな災害を初めとして年々大きな水害に遭っていたわけでございますが、これも調整池の設置で大方の水害は除かれるようになりました。残されたのが山谷排水路であります。

山谷排水路も弥柳を起点として山谷、狸淵、上平柳、中平柳、下平柳と流域を流れ、下之入樋管というところで小貝川に合流しているわけでございます。その上流200メートルのところまでは、昭和40年代の農地の基盤整備で新しくつくられたものでございます。当時下平柳地先の地盤は非常に悪く、設計では素堀の排水路でありましたが、急遽1.5メートルの柵渠が一部設置されているのが現況でございます。

そうした中で、小貝川へ入る下之入樋管は、平成16年度国土交通省の予算1億7,000万円を投じまして17年の6月に完成し、その樋管の断面は1.2メートル掛ける1.2メートル、すなわち1.44平方メートルの流量断面がでございます。しかるに、先ほど申し上げました41年の基盤整備でできた排水は1.5掛ける0.9でございます。その大部分が土砂に埋もれて今断面は半分ぐらいしかございません。一番上流の山谷地先で1.5メートル掛ける9メートルの柵渠があるにもかかわらず、下流はその半分でございます。これでは大雨のときに思うように小貝川への排水が難しいわけでございます。

ちなみに、下之入樋管の一つ上流の稲荷樋管は、樋管が0.9メートル掛ける0.9でございますが、上流の柵渠は1.5掛ける0.9で、土砂は一つもたまっておりません。いわゆる樋管の1.7倍ぐらいの断面があるわけでございます。

申し上げましたように、下之入樋管については、樋管の断面の0.5ぐらいしか上流の断面がないわけでございます。そのような状況の中で、山谷排水路は下平柳集会所の北側から谷井田の海老原歯科医院のところに合流する中排水路がでございます。この中排水路も41年に、素堀のままその後何の手入れもされていない実情でございます。

6月の第1日曜の藻刈りには、川底に土が見えないほど草が茂っております。そうした状況の中で、水は低いところへ流れたいという自然の原理で中排水路で結ばれるところの400メートル上流で小排水路で新山谷排水路に合流しているわけでございます。その下流に谷井田南7区の自治会と新興住宅がございまして、弥柳、いわゆる高いところから来る水を新しく掘った新山谷排水路と申しますか、通称新堀と言っているのですが、その上流で合流させていることが、南地区の住宅に大きな被害を及ぼしているわけでございます。時には道路の冠水、あるいは宅地までも冠水するときもございます。そうしたものを建設

課、あるいは農政課が夜を徹して排水作業を行っておるわけですが、山谷排水路の雨水をいち早く小貝川に放流し、また小貝川の下之入樋管が閉鎖されたときには中排水路で山谷排水路に合流させなければならないと思います。このように、現況が極めて管理不十分と申しますか、汚泥の堆積で流量断面が少なくなっているのが現況でございます。これに対する当局の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 雨水排水対策について、こういうことでのご質問でございますが、基本的なものをご説明申し上げまして、具体的なものはそれぞれ担当部長からご説明させます。

今おっしゃられました落排水路につきましては、平成13年度に採択されまして、地盤沈下対策事業の中で改修を計画している、ということで、これは議員ご存じだと思いますが、現在この事業におきましては用水路の改修を先に実施してまいりました。川通用水、山谷用水については完了して、現在、下小目用水路の事業に入っている、こういう状況でございます。

排水路の問題でございますが、これについては山谷落排水路、谷井田落排水路、鐘打落排水路の三つの排水路が計画されておりまして、これらを今後やっていく、ということでございます。もちろん、今おっしゃられているような緊急性等を考慮して順位をつけて事業に入ってもらうように今後働きかけをしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

具体的な問題は、それぞれ担当部長の方から説明申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

ただいま市長の方からありましたように、当排水路につきましては地盤沈下対策事業ということで、長期計画のもとに改修なり用水の整備なりを行っているところでございます。

また、地盤沈下対策事業による本格改修に着手するには数年、この排水路に係る改修については数年かかることが予想されますので、私も十分その現地は何度か見ております。昨年も、一昨年ですか、16年度ですね、一部浚渫工事、あるいは柵渠工事の応急手当を施しまして改善を図ったところでございます。さらに、今、議員の方からありました土砂の堆積している部分、これも調査しまして、浚渫工事なり局部改良工事なり、応急手当ができるものがあれば、そういうことで対応して災害防止に努めたいと考えております。

○議長（豊島 葵君） 野田正男君。

○32番（野田正男君） そうした形で、私が申し上げるまでもなく、この地域は取手地方広域下水道の事業認可がおりたところでございます。谷井田県道の東側のように、事業認可がおりて設計はしたけれども、現場の状況の中でなかなか施工できないということがあっては関係者に申しわけないわけでございます。最小限、素堀の部分の土砂の除去等もあると思います。そしてまた新しく、いわゆる農地から宅地に住んだ人たち、土地改良区も決済金ということで、大分の負担を求めているわけでございます。その基金が4億円を超える基金があるのだというようなことも聞いております。そうしたものも活用しながら、本来の管理団体であります土地改良区と十分な協議をして、速やかに対策を立てていただ

くよう希望するものであります。

それともう１点は、先ほど申し上げましたように、下之入樋管の管理でございます。これは、17年の６月に工事が竣工いたしまして、工事竣工後は自治体が管理しろというようなことで、今まではその地域に町から委任された管理人がいたわけでございますが、工事に莫大な費用をかけた後の管理は国交省はやらないと、市町村がやってくれということだそうです。そのために、当時は町でございますが、町は現地に管理人を委嘱しないで町が直接管理していたと聞いております。さらに、合併によりまして、今度は建設課が管理ということになりましたので、建設課はご承知のようにこの庁舎でございます。この庁舎から小貝川の水が増水したか、しないか、あるいは内面の水との差がどうなっているか、これを管理することは容易なことではないと思います。18年度は管理の人がいなかったわけでございますが、19年度はぜひ現地に管理者を置いていただいて、地域に不安を与えるような状況をつくらぬよう希望するものでございます。

それともう１点は、樋管の管理は毎月１回と、雨の季節には２回ということで、年間17回操作をして、その結果を行政側に届ける。それから、大雨等によって川の増水等があった樋管の操作をすれば、その都度、谷和原庁舎まで日報を持ってきてくれというようなことだそうです。そうしますと、少しの上げ下げは報告しないで、谷和原まで、きょう閉めましたからと日報を持って行って、あした、あけたらまたあけましたと日報を持っていく。今どき、こんな手の込んだといいますが、正しいやり方かもしれませんが、ファクスで送ればいいのか、もう少し合理的な形があるのではないかと思いますので、その点も含めて担当者からご答弁をいただきたいと思います。

また、国交省の立ち会う機械の点検については、日曜日はだめだと、平日、国交省の人たちが勤務時間中にやってくれということになりますと、地域でもなかなかその管理を引き受ける人がいないのではないかと、この辺をもう少し月１回の操作の管理は行政側がやるか善処していただきたいと思いますが、担当者の考えをお尋ねします。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

下之入樋管の管理の件でございますが、改修後、市の方に管理が委ねられたわけです。そういったことで、今年度については建設課の方で管理ということで実施しておりますが、先ほど議員が申しましたように、新年度からは地元の方をお願いするような形で予算措置をしてまいりたいというふうに思います。

また、樋管操作の報告の件でございますが、この一件につきましては、いろいろな報告の方法があると思いますので、今後改善してまいりたいというふうに思っております。

また、機械の立ち会い点検でございますが、この点につきましても国交省と協議をいたしまして、皆様の都合のいい形で機械操作立ち会いを実施していきたいというふうに思いますので、よろしく願います。以上です。

○議長（豊島 葵君） 野田正男君。

○３２番（野田正男君） そうした形で平成19年度は予算化もし、地域に安全管理の人も配置するというのでございますので、地元も安心していただけるのではないかと思います。ちなみに、小貝川の水が下之入樋管から入って神住新田の機場の方へ流れていくというようなことは、万が一にも許されることではありませんので、管理について十分な体制を整

えていただくことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） 次に、3番染谷礼子君。

〔3番 染谷礼子君 登壇〕

○3番（染谷礼子君） 3番の染谷です。

今回、2点通告をしております。よろしくお願いいたします。

初めに、図書館の運営と活用についてということでお伺いいたします。

読書離れ、活字離れが深刻化する中、2001年12月に子ども読書活動推進法が成立、また、2005年7月には活字文化振興法が成立されました。このことを受け、読み聞かせやブックスタート事業、また、現在ではお父さんの読み聞かせなどと読書運動が各地で推進されております。

戦後、高度経済成長の中、物質的には世界に類を見ないほど豊かな国になりましたが、その一方で人間形成、心の問題が置き去りにされ、いじめや自殺といった深刻な問題が起きております。みずから学ぶ生涯学習の場である図書館の役割は今後ますます重要になると思われます。このような点から、3点にわたってお伺いをしたいと思います。

一つ目として、図書館の開館時間の延長であります。現在の開館時間は10時から6時までとなっております。図書館の利用者の方はさまざまでありまして、基本的には本を借りたり返したりではあります。本を見て読んで選ぶ方、また資料を調べるために利用する方もおります。要するに、図書館に入って本の選択をする時間を考えますと、仕事帰りなどにはちょっと寄ってというわけにはいかない場合があります。また、中学生が部活動の帰りに利用しようと思っても、6時までの時間ですと無理があるのではないのでしょうか。もう少し時間を延長してはどうかと思うのであります。図書館は、本を借りましたら15日以内に返す規則があります。返すときにまた次の本を借り、必ず月に二度は足を運ぶわけですから、利便性の面から考えましても時間の延長が必要ではないかと考えますが、この点についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、図書館の2階に会議室があります。この会議室の活用についてということでお伺いいたします。利用者の方から、気が散らず勉強する場所が欲しいとの声があります。1階にもそれなりのコーナーは設置していただいておりますが、集中して学習できるように2階の会議室があいているときは学習室として活用してはどうかと思うのであります。この点についてもお聞かせください。

最後に3点目ですが、移動図書ということでお伺いいたします。平成8年より開始されておりました移動図書館が現在休館となっております。移動図書は一人で来館することが困難で、利用希望の多い小学生を対象に年5回、旧伊奈町の六つの小学校にワゴン車で訪問していただいております。

移動図書館の利用状況につきましては、平成17年の貸出冊数は4,866冊でした。旧伊奈町の六つの小学校の生徒数が約1,300名ですので、年間1人当たり平均3.7冊になります。文部省の調査では、全国図書館貸出平均冊数は1人当たり約5冊ですので、移動図書による読書運動の効果は大変大きいものがあるのではないのでしょうか。移動図書を継続していただき、ぜひ今後は谷和原の四つの小学校も含めまして全小学校に実施をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

これら3点につきまして、市のお考えをお聞かせください。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

図書館の運営と活用についてということで3点質問がありましたので、まず第1点目からお答えしたいと思います。

開館時間の延長についてということですが、現在は、開館時間は図書館条例施行規則に基づいて午前10時から午後6時としております。つくばみらい市立図書館は利用者層、それから利用人数等を見ると、午後5時30分以降、ですから午後5時半から6時までの間には利用者が減っております。したがって、現時点で利用時間の延長は必要性が薄いのではないかなというふうに考えております。ただ、この開館時間の延長等については、住民のニーズをしっかりと把握して検討していきたいと思っております。今、市民の皆様の声を聞くためのボックスを準備しておりますが、その中には時間を延長してほしいという要望は入っておりません。

それから、第2点目、会議室の活用についてですが、会議室は図書館や利用団体などの会議がないときは、先ほど染谷議員がおっしゃられたように、一般の方に学習室として開放しております。学習室として利用可能な日とそれから利用できない日を、図書館玄関の掲示板に一般の方にわかるように提示をしております。

それから、3点目の移動図書館の今後についてですが、確かに議員がおっしゃられたように、伊奈町では各小学校へ平成8年から図書館のワゴン車で本を搬送し、昼休みを利用して体育館等で貸し出しをしていたということだそうです。しかし、合併して対象校が増加し、現在、どうしようかということで検討中だということで検討しております。今後は、各学校の要望を聞きながら対応を考えていきます。

それにかわって、学校図書室の支援や子供読書活動等、小中学校の図書室との連携を図っていきます。特に、総合的学習の支援、ブックトーク訪問、ブックコート講座などを開催し、図書館行事への参加や団体見学受け入れ、それから調べ学習の支援なども積極的に行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） 教育長の方から3点にわたっての答弁をいただきましたが、学習室の必要性に関しまして、参考までにお話をさせていただきます。

18年度の要覧のデータから調べましたところによりますと、17年度の月別貸出冊数は、年間8万1,612冊で、月平均6,801冊です。7月が特に多く9,435冊、8月は8,338冊でした。また、年齢別で見えますと、8歳から18歳、要するに小学生から高校生までの年間冊数は6,277冊になります。月平均523冊ですが、一番多いのは7月の1,212冊、2番目は5月の943冊、そして8月が707冊でした。このような結果から見ましても、ゴールデンウィークや夏休みに集中して貸出冊数が多いことがわかります。利用者の多いゴールデンウィークや夏休みだけでも、特に、先ほど一般開放しているということではありましたが、優先的に学習室として提供していただければどうかと思います。この点についてもう一度伺います。

また、図書館は図書を保管しておくところではなく、活用を促進するための施設であります。各地ではさまざまな取り組みがされております。有償ボランティアを取り入れて夜9時まで開館しているところ、手のひら認証図書館なども大変好評であります。本市でも今後、高齢化社会への対応の強化や読書力アップへの取り組みなどについてお考えがあり

ましたらお聞かせください。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

確かに利用者数を見ても、図書館利用者についても5月ですとか7月、8月ですが、これはかなり多くなっていますし、夕方の利用者も12月とか1月の月に比べると多い状況になっておりますので、その辺は検討していきたいなと思います。

それから、読書運動についてですけれども、これについては今、幼稚園、小学校、中学校に対しては、つくばみらいいきいきプランということで、こんな子供たちを育ててほしいということで3点話をしておりますけれども、その中の一つ、一つはあいさつ運動、あいさつのよくできる子供を育てよう、それからもう一つ、今、議員がおっしゃられたように読書運動をしようと、これは各学校でそれぞれの工夫をしていただいて、学校だけでなく家庭でもやっていただくということで、今、読書活動に重点的に取り組んで、そういう子供を育てていただくということもやっております。それからもう一つは、環境を守っていくということです。これを具体的に、小学校の低学年、中学年、高学年、あるいは中学生、それぞれ違いますので、それぞれのテーマを設けていただいて取り組んでいただく、そういうことをやっていただいています。以上です。

○議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） ありがとうございます。

私の尊敬するヘンダーソン博士のお母さんは、ヘンダーソン博士が幼いころひざにのせてよく本を読んで聞かせたそうです。ヘンダーソン博士はそのときの温かみや気持ちのよさは何よりもすばらしかった、それで本が好きになりました、やはり自己の開発には読書が一番であると思うと彼女は話しております。良書は心の栄養であり、心豊かで優しい子供を育てるものであります。図書館の今後の運営に期待いたしまして、最初の質問を終わらせていただきます。

引き続きまして、南谷津住宅の水害対策ということでお伺いをいたします。

この問題につきましては、以前より何度も取り上げられている点ではございますが、再度、角度を変えましてお伺いしたいと思います。

1点目は、南谷津住宅の皆さんが27年もの長い間悩んでおられる水害対策についてであります。平成15年に細田議員が質問をしていますが、そのとき、下水道工事後に抜本的な解決ができると思われますとの答弁がございました。その後、本管工事も済み、住宅の皆さんは積極的に家庭への引き込み工事を進められ、昨年中にほとんどの家庭が終了いたしました。汚水との分離をしなければ雨水溝の設置ができないため、住宅の方々は一日も早い対応を期待いたしまして下水道工事に積極的に協力をしたわけであります。完了いたしまして1年が過ぎましたが、その後どのような対策をお考えになられたのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、市道 599号線の絞り水の問題であります。取手つくば線から南谷津住宅に入る市道 599号線は、住宅92世帯のほとんどの方にとって大変重要な生活道路であり、利用者も多い道路であります。この道路は北側に山とありますがけというか、高い部分がありまして、南側にある住宅に傾斜をして通っている道路のため、北側から絞り水が道路を横断して流れ出し、1年じゅう乾くことがない状況なのであります。この絞

り水は昨年から出ていましたが、その量がことは倍以上にふえております。先日行って調べましたところによると、約20メートル以上に拡大しております。これからの時期、凍結による事故のおそれもあり、早急に対応すべきと考えますが、この2点についてお答えください。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 南谷津の雨水の問題についてお答えを申し上げます。

ただいま議員からございましたように、この地域は下水道工事の問題がございました。まだ全戸加入というわけにはいきませんが、供用開始をできる状況にありますので、皆さんにご加入いただくのはもちろんでございますが、雨水対策についても私も現地を見ておりますし、行政協力員の方にもお願いしたのですが、一度は今議員がおっしゃったような599号線、山のすそから絞れてきている、あの水は結局は私道の方に流れてくる、あそこは私道になっておりますから、これをまずお話をし、それで工事ができるようにしておいてくださいということでお話はしておきましたが、いずれにいたしましても、雨が降るたびに職員が行って水くみをしなければならないという状況にあるわけですから、一日も早く解決を図ってまいりたい。

本格的な改修というのは、議員ご存じのように、農業用水が下にありますから、用水の下が排水なのです。ですから、用水を越して下に持っていかなければ本格的な排水はできませんが、とりあえず土地改良区と相談をしまして、台通用水の方へ雨水だけを流していただけるような工事が進められるように、担当課の方にもお願いをしている、こういうことでございまして、早い時期に工事に入りたいなと考えておるわけです。

細かい点は担当部長の方からご説明させます。以上です。

○議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答えいたします。

まず1点目の水害対策でございますが、今日までは応急措置といたしまして仮設ポンプなどにより対応してきたわけでございますが、今後抜本的な対策が必要でございます。したがって、水路管理者とも協議をしながら、早期の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の市道599号線の絞り水の問題でございますが、現場につきましては、先ほど議員からお話がありましたように、台地に浸透した雨水が道路に湧水している状況でございます。そういったことで、冬季の路面凍結等、非常に道路管理の上で懸念される問題があると思います。したがって、対策といたしましては、側溝の設置等により解消できるのではないかと考えておりますので、水害対策と同様に、早期に工事着手できるように努めてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） 本市の中には水害があるところはほかにも何カ所かありますが、南谷津住宅の場合は雨の降ったときだけではなく、きょうも、今も水が流れ出しているわけでありまして、そして、その水の量が日に日にふえ、危険な状況は拡大しているのが現実なのであります。

申すまでもなく、水害対策は住民の生活の根本であり、同時に行政の根本であるわけで

すので、何にも増しまして優先的な対応が不可欠ではないのでしょうか。27年もの長い間、水におびえながら生活をしている。その上、車の事故だけでなく、歩行者が転倒する危険性があり、毎日の生活にも大きく影響を与えているこの絞り水の問題は、早急な対応が必要であると思います。私は、この2点の問題はできれば別々ではなく同時に対応していただく、その必要があると考えております。

市長、担当部長の方から、抜本的な対策ということで、早期に時期を見てということまで答弁をいただきましたが、いま一度、当局のご決意と判断をお聞きしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 絞り水とここのいわゆる雨が降ったときの水、これは一緒に解決できると思います、排水先は同じでございますから。そういうことで、別々ではなくて同一工事で一緒に解決してまいりたい、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） それでは、早急な対応をしていただくよう要望いたしまして、2点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） 暫時休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時09分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

○24番（細田忠夫君） 24番の細田でございます。

通告に基づきまして、2点ほどお伺いをしたいと思います。

ご了解をいただいておりますので、通告の2点目を先にご質問させていただきます。

県道つくば野田線の道路整備ということでございますが、ここにつきましては前回、私、信号機の問題で取り上げさせていただいているわけですが、今回は道路整備ということでお伺いしたいと思うわけです。

この箇所は昔から課題となってきたわけでございますけれども、狭い上に両側から樹木に覆われているような薄暗い道路になっているわけです。これまでも課題視されているわけですが、今回、つくばエクスプレスの開通により一層車の交通量がふえているわけでございます。また、大型車が通るときは歩行も困難な状況が続いているわけでございます。ましてや自転車はなおさらでございます。

最近、みらい平駅までに通勤通学、あるいは駅近くのスーパーに買い物に行くのに自転車を利用されている方が大変多いわけです。伊奈東、旧勘兵衛新田の方から自転車を利用されている方が非常に多いわけでございます。しかし、現実は大変危険な状況で、まさに命がけの状況でございます。しかも、この道路は回り道ができない状況で、この道路を利用する以外にないという状況にあるわけです。私は、この状況を何としても早期に打開していかなければならないと、このように痛感しているわけですが、せめて市道1-6号線丁字路、交差するところから高波東の交差点までは歩道整備が必要ではないかと強く感じているわけですが、まず、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

ます。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） つくば野田線の茨城ゴルフ場周辺ということでございますが、特に高波の信号から丁字路まで、こういうことのご質問でございますが、これはこの前のつくば野田線の延伸でございまして、10月10日のときにもこれはもちろん要望してまいりましたが、今工事中なのです、事業中なのです、この線が。古川の四つ又から櫛戸の下までやったら向こうへ入りますという返事をいただいております。継続でもってやるということですから、区画整理の事業はできていますから、そういう返事でございますので、この櫛戸までの間はほとんどはできているのですが、まだ完璧ではございませんが、そう長期的にかかるということはないと思うのですが、それから向こうへ入る、こういうことでございます。

今、議員おっしゃるとおりに、私はこの10日のときにも、いわゆる信号をつけるのには道路の規格が、信号の設置する規格になっていないから県道が、そういう説明でしたから、しからば丁字路から高波十字路の方へ、逆に、こっちから持ってくるのではなくて向こうから工事に入ってください、こういうことでお願いをしてきたわけでございますが、県に対しても、市はもちろんでございます。これは、つくば野田線の整備促進協議会という同盟がございまして、ここでも先般要望をしたところでございます。さらに強く働きかけをしてまいりたい、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 私は現在、議員を5期やらせていただいておりますけれども、当初この問題を取り上げさせていただいた経緯がございます。10数年たつわけですけれども、一向に変化がない状況が続いてきた。問題は過去からずっと続いているわけですけれども、その上に今回TXが開通し、また同時に、開発が進められている状況にありますので、事態は一層深刻な状況になってきているわけです。本来ならば、私はこういうアクセス道路は開発前に整備をして、そして受け入れ体制を整えて開発がされるべきものであると、こんなように強く感じているわけでありまして、その点全く逆で、本末転倒の状態であると、このように言わざるを得ないと私は思っております。せめて今となってみれば、同時進行くらいにしてもらいたいという気持ちでいっぱいでございます。

どうしてこれまでにできなかったのか、どこにその原因があったのか。確かに財政状況は県においても、あるいは私ども自治体においても厳しいことは私も理解しているところでございますが、こういう状況の中にあっても、近郊におきましてはそれなりに必要な道路整備がなされてきている。残念ながらそういう面においては、本市においては、極めてお困っている状況を私は痛感しております。

これはどこに原因があるのか。失礼ですけれども、過去のことをとやかく言うつもりは毛頭ありませんけれども、やはり取り組む姿勢に違いがあったのではないかなんとも言わざるを得ないわけでありまして。そういう意味におきまして、これまでの交渉、また、地権者との話し合いがなされてきたのかどうか、その辺を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 地権者との話は全然しておりません、これは事業主体が県でござ

いますから。

ただ、これまでの経過から申し上げますと、玉台橋、ここを起点に橋のかけかえ、それからそのかけかえした後の道路、こっちを先にやらなければならないからということとは、前から答弁をいただいております。そういうことから、だんだんこっちがおくれた、こういうことで、今申し上げましたように、こちらから向こうへやっていく、こういうことになったと思っております。

○議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 私は、現状のまま放置されていることは本当に、行政にかかわるものの一人として忍びない気持ちでいっぱいでございます。

毎日、自転車に乗ってあそこを通っている人は、全くこれは命がけな状況であることは間違いないと、私はそのように感じております。したがって、今回、県会も新体制で再出発されることになりました。どうかこれを機会に早期の実現を目指して挑戦していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

いじめ問題とその対策ということで通告をさせていただきました。

最近少し落ちついてきておりますが、ここ数カ月、いじめを苦にして子供の自殺が全国で相次いで起きておりまして、その連鎖現象に、国も学校も親もなすすべがない状況が続き社会問題となっているわけでございます。ゆえに他人事にして受けとめているわけにはまいりませんので、この際、若干お伺いをしたいと思うわけでございます。

いじめは日本だけではなく、世界的な現象になっているようでございまして、英国でも不登校約6万人いるうち、そのうち3分の1がいじめによって不登校になっているというデータもあるようでございます。米国においても執拗ないじめを苦にして自殺が相次ぎ、いじめ防止法という法が各州において制定されているということでございます。いずれにしても、いじめ対策に各国が苦慮しているというのが現状のようでございます。

そこで、いじめの内容は別として、昔から大なり小なりいじめはあったわけでございます。しかし、それが原因で自殺するというようなことはなかったと思うわけです。そういう意味におきまして、最近のこのいじめは悪質になっているのかなという感じを抱かざるを得ないわけであります。

そこで、本市において、学校においていじめという現象があるのかどうか。また、いじめを把握するということが大変難しい状況があるのかなと思いますけれども、先生のいないところで行われているというのが現状だと思います。そういう意味でなかなか把握が難しい、そういう把握に対してどういう方法がとられているのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、いじめの一般的な対策として、まず、いじめる側に対する指導、それから、いじめられる側に対する相談体制、それから見て見ぬふりをするいわゆる傍観者に対する教育指導、これらが考えられるわけでございますが、これらのことに対してどのような対応をされているのかお伺いしておきたいと思えます。

さらには、教育再生会議がいじめ問題を深刻に受けとめ、前倒しして、いじめに関する緊急提言を先般発表しているところでありますが、行政にも関係することがあるかと思えますので、これについて行政はどのような対応をされていくのかお聞きしておきたいと思えます。

また、いじめと不登校は密接な関係があると思いますが、その辺のデータがもしあれば、この際あわせてお聞きしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃられたように、いじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、本当に極めて遺憾なことであり、理由のいかんを問わず、あってはならないことです。いじめは人間として絶対に許されない行為であり、する者もされる者も傍観する者もすべてが不幸なことであります。しかしながら、いじめはいつどこで起きるかわからない状況に今なってきております。

いじめの定義について確認をさせていただきますが、いじめとは自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとされています。いじめの判断は、いじられた児童生徒の立場に立つて行うことを全教職員が共通理解のもと、指導に当たっております。

そこで、質問の通告にあったことについて、まず1点、いじめる側、いじめられる側、傍観者等の対応についてというのがありましたので、それについてお答えしたいと思います。いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童生徒に徹底させること、また、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということ、いじめを先生や親などに伝えることは正しい行為であるということ児童生徒に指導しています。学校は、いじめを許さない学校づくりに努めていますが、いじめられる児童生徒がいる場合は、徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示していきたいと考えています。

いじめられている場合は、悩みを自分の胸にしまっておかないで、友人、教師、親に必ず相談すること、まして、自分を傷つけたり死を選んだりすることは絶対にあってはならないことを伝えていきます。また、緊急避難的には転校も認めています。いじめを行った児童生徒に対しては、人権を侵す行為であることを気づかせ、他人の痛みを理解できるよう根気強く継続して対応していきたいと考えています。また、保護者を初め、関係機関等との連携も視野に入れて対応していきたいと考えています。

次に、いじめ緊急提言が8項目ほど教育再生会議から発表されましたが、これの対応については、政府の教育再生会議のいじめ問題の緊急提言を受けて、本市においては常日ごろより安心して安全な学校、児童生徒一人一人が楽しい学校づくりを推進しているところです。10月24日付で全小中学校にいじめ問題の取り組みの徹底についての指示を出し、また、いじめ問題への対応状況等の総点検、再点検を実施しました。幸いなことに、本市においては自殺予告等になるような深刻ないじめの報告はありませんでした。しかし、先ほども申しましたように、いつ起こるか予測が不可能ですので、気になる事例がある場合は随時報告してもらうこと、教育委員会においては常日ごろより学校の実態把握に努め、学校は、保護者からいじめの訴えがある場合は、当該校の支援や保護者への対応に誠意を持って取り組んでいます。

それから、どの程度のいじめの報告とか、それから不登校になっている児童生徒はということでしたけれども、昨年度、いじめについての報告があったものについては9件ありました、市内で。しかし、これは昨年度中に全部解決を見ております。本年度中に報告の

あったものは3件です。これについても、今指導中のものもありますけれども、ほぼ解決に近い状況にあるということです。

それから、いじめをどのようにして把握するのかということですが、まず第1点は観察にあります。これは、休み時間等、あるいは清掃の時間等、こういう時間が一番いじめを見るいい機会です。授業中はほとんどわかりませんので、そういう休み時間、あるいは放課後、それから清掃時間中、こういうときに観察による把握があります。それからアンケートもっております。これは一人一人に対して質問用紙を配ってアンケートをとります、子供から、あるいは保護者から。それから面接をしております。子供たちと担任、あるいは生徒指導担当の先生方が面接をして、できるだけ早い機会の把握に努めている、そういう状況です。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） いじめは完全になくすことはなかなか難しい問題だろうと私は感じておりますが、しかし、限りなくゼロにしていかなければならない問題でもあらうと思っております。その意味によっては、学校だけでは決してできることではない。社会全体の問題として取り組んでいかなければならない問題であらうと、基本的には思っております。

そこで、日ごろ私、若干感じていることを申し上げながら、コメントいただければと思うのですが、一つは、いじめる側に関する点であります。あるデータによりますと、いじめられたことがある子は69%ある、いじめたことがあるのも69%あるというデータを聞いたことがありますけれども、だと、双方とも経験している子供がたくさんいるということになるわけです。あるテレビの報道番組で、子供のいじめの問題を取り上げていた中に、子供の意見として、いじめはいじめられている子供にもそれなりの原因があるとの考えが多くの子供に支持されていたというわけであります。大変、私はショックを受けました。この辺にやはりいじめの問題が本質的にある。こういう考え方、受けとめ方を変えていく必要があるのではないかと、いじめる側が全面的に悪いということを徹底していく指導が必要ではないかと、このように私は感じておりますが、教育長のご見解をお聞きかせいただければと思っております。

それから、いじめられる側の対応であります。これは何といたっても 相談体制をしっかり確立していくこと、気軽に相談できる雰囲気、体制が重要であらうと思っております。その一つとして、やはりスクールカウンセラー等の充実も大事ではないかと、このようにも思っております。

それから、いわゆる傍観者、見て見ぬふりをする人に対する、いわゆる傍観者に対する指導・教育であります。傍観していることは加害者であるという考え方を徹底していくことであらうと思っております。このことは教育再生会議の冒頭においてもこのことが訴えられておりますけれども、そういうことを徹底する必要があるかと思っております。いわゆる悪は悪として、毅然として主張できる人間を育成していくことが、やがていじめをなくすことにつながっていく、このようにも私は感じておりますが、コメントいただければと思っております。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、いじめは、さっきも申したとおり、絶対にあってはならないということですが、今、議員のおっしゃられた中に、いじめられる側にも問題があるというようなことも聞いていると、あるいはそういうことを思っている方もいるというような発言がありました。これらについては私も教育者の一人として今まで経験をしてきましたのでお答えをしたいと思うのですが、例えば運動会の練習等で並びますね。そうするとやっぱり並べない子がいますよね、なかなか。すると、まじめな子供は、だれちゃんだめだよ、今並ぶのだからきちんとしていなさい、何回も言います。そうするとその子は、言われるのが嫌でいじめととります。注意した方がいいのか、言われた方がいいのか、その辺が非常に難しいことです、これは。やっぱり教育界の中では注意するような子をつくっています。秩序を乱すような子をつくっていません。しかし親は、毎日言われているからいじめだというふうにとって訴えてくるのです。そういうのを、いじめられる側にも問題があるのだというのは、そういうところから私は言っているのではないかなと、そういうふうに思います。

しかし、これは両者への指導の徹底でなくしていかなければならない。こういうことは、今の一つの例は運動会の並ぶときや何かの例をとりましたが、清掃などでもあります。ほとんど清掃しないでほうきなどを振り回しているような子もいますね。そういう子に対しても注意すると、毎日のように注意されるとやっぱり、それが苦痛だというふうに感じる子もいるわけですから、そういうのもなかなか、親によっては訴えてくる場合もあるということです。そういうことでなかなか、いじめられる側にもというのは多分そういうところまでとってきているのではないかと、私は経験の中から受けています。以上です。

○議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） いじめと意見とか注意とかいうものとの違いというか、なかなかその境というのが難しい部分もあるかと思うのです。

私は、最後に申し上げたい点は、いじめは言葉を変えていうと暴力なんだと、私はそのようにも感じているわけです。したがって、いじめる側が全面的に悪い、100%悪いという考え方を私は持つ必要がある。一般的には、いじめの被害者は弱い人で、暴力人間が強いと、このような錯覚が見受けられるわけでありますが、そうではなく、いじめる人こそ自分の醜い心に負けた一番弱い人間であるということを、社会の常識としていかなければならないと私は感じております。

そしてまた、子供においては、いじめられている人に対して、私は、僕は、あなたの見方であると優しくまた堂々と主張できる人間を育成していくことが大事ではないかと、またその努力をしていただきたいということをご期待申し上げまして、私の質問を終わりといたします。

あと同僚議員が同じ問題を通告しておりますので、譲りたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

午前 11 時 40 分休憩

午後 1 時 02 分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を再開します。

14番の松本和男君が出席でございます。

次に、2番鴻巣早苗君。

〔2番 鴻巣早苗君 登壇〕

○2番（鴻巣早苗君） 2番議員、鴻巣です。ひとつよろしくお願いします。

いじめの対応と対策ということで、先ほども細田議員からありましたので、同じようになるところもありますけれども、ひとつよろしくお願いします。

北海道、福岡の児童生徒がいじめを苦に自殺をしたのを受け、文部科学省は10月16日に全国すべての小中学校を対象に、自殺の原因となっているいじめについて緊急調査に乗り出した。文科省では、これまでも年1回全国の公立小学校、中学校、高等学校を対象に、いじめや自殺、不登校数などを調べてきた。昨年度の自殺の件数は105件で、ピークだった1979年の380件と比較すると激減していた。ただ、原因別で見ると、いじめによる自殺の件数は、99年以降ゼロで、調査の実態を反映していないという指摘が出ていた。例えば、北海道滝川市内の小学校の教室で、昨年9月首をつって自殺した小学6年の女儿、当時12歳は遺書でいじめを訴えていたが、市教育委員会はいじめに関する記述を隠して発表していた。当初、遺族もいじめを認めていなかった。このため、文科省は教育委員会がすべて把握していないか、文科省に報告をしていないケースもあると判断。今回の全国調査では、現時点で校内で起きているいじめについて洗い出しを要請するとあります。

つくばみらい市においても、全小学校の現時点でいじめに関する洗い出しをしたと思いますが、昨年、その前、洗い出しをする前と洗い出しをした後の結果はどういうふうになったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

いじめの洗い出しについて、昨年とことし、洗い出しの後とどうなったのかということですが、先ほどの午前中の質問にもお答えしましたが、17年度では9件でしたが、18年度になってから、今まで報告のあったものは3件ということです。ですから、確かに数からいうと減ってきているという状況です。

○議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

○2番（鴻巣早苗君） 言っているのは、洗い出しをする前の件数は何件だったのかということ。洗い出しをした後は9件だったのでしょうかけれども、16年あたりも15年あたりのことも知りたいのですが。洗い出しをする前の件数と。文科省としてはうそをついていることがたくさんあるのでもう一度これ調べてくださいよということで、これ10月16日にやったわけです。洗い出しをする前の件数と洗い出しをした後の件数は同じなのかどうか、もう一度お伺いします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） 洗い出しをするというか、これは報告、再点検をしたからふえたとか減ったとかというのはありませんので、同じですから、件数は。ですから、17年度は9件、これは後で、もっとあったのではないかとかそういう調査をしても、それはふえていません。ですから、もう一回やったからと、それまで隠しておいてその後報告したとか、そういうのはありませんでした。

○議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

○2番（鴻巣早苗君） 洗い出しをする前と洗い出しをした後で人数が違っていたのでは、これは非常に問題だと思うのですが、洗い出しをした後も同じ件数ということなので、それは、本当だったら16年、15年あたりのことも知りたいのですが、わかりますか、わかればそのころのことは。

いじめで相手をののしったり身体的な特徴をあげつらったりする行為も侮辱罪や名誉毀損罪に問われることもあります。けったり殴ったりすれば暴行罪だし、それでけがをさせれば傷害罪も成立します。トラブルどころではない、いじめはそれ自体が犯罪であると思います。法律という社会のルール、裁判の基礎などを考える法教育を義務教育段階で教育し、なぜいじめは許されないのかを、こうした機会に教えることも必要だと思うのであります。

教師の責任は非常に重いと思います。生徒からの小さなサインを見逃さない、いじめを疑ったら学校組織で徹底的に究明する、場合によっては加害生徒の親にも改善要求を突きつけるべきだろう。教育委員会や警察、地域もアンテナの感度を高めて、学校の中を注意して、いじめっ子のために死んではならないと、ばかばかしいと、大人の社会からのメッセージを送り続けることが大事に思います。

私から見ると、学校の体質が身内には少し甘いのではないかと、こういうふうに否めないのであります。問題があったら迅速に、何事も隠さずに対処してもらいたいものと思います。いじめを起こさない学校づくりとして、校長先生の力量は非常に重いものと思います。社会問題であるいじめ対策として、校長先生は日ごろから先生方、担任の先生方にどのようなことを注意して、特に先生の犯罪も中にはありますので、先生に対する学校の校長としての指導についてはどういうふうに行っているのか、それもお聞きします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず最初、学校は隠ぺい体質があるのではないかとというような質問だと思いますけれども、そういうことなく、いじめもそうですけれども、すべての出来事に対して公表してほしいということを常に申しております。ですから今、市内で出来事が起きて、教育委員会等に報告されないこと、あるいはPTA等でそれらが報告されないことはないだろうと思っています。

それから、校長への指導ということですが、これは緊急提言等についても、具体的に話をして指導してくださいよというようなことも、校内の全職員が、全教員が共通認識の上で指導に当たるというようなこと、これも校長会等でも徹底しております。

もちろん、先ほど午前中にも申しましたが、10月24日付で各学校への指示も出していますので、その指示の中では細かく具体的にも書いておりますので、そういうことを通しながら、絶対に市内ではいじめがない学校にしていきたいということで考えております。

○議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

○2番（鴻巣早苗君） 最後に、質問ではなく要望だけしておきます。

安倍総理は美しい国づくりを目指しております。教育が皆平等に、だれもが楽しい学校生活を送ることが、美しい国づくりの一環でもあると思います。常に前向きに、うそをつ

かずに頑張っていたきたいと思います。これからもひとつよろしく願いいたします。

私からの質問はこれで終わります。

○議長（豊島 葵君） 22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

○22番（今川英明君） 3点ほど通告してありますけれども、議運の話し合いの中から順番を変えまして、いじめ問題についてということで最初にしていきたいと思います。

これにつきましては、鴻巣議員、それから細田議員が質問しまして、ほぼ納得いった方向であると私も認識しております。重複しないようにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどの話でいろいろ、いじめの件数とかいじめられた状況等出まして、それに対応するようなことでやっているという話が出ております。私も、いじめに関しましては、やはり世の常だというような感じから、強い者が弱い者をいじめるということでありますけれども、やはり人間ですから、その弱い部分はカバーをし合いながら、そしてお互いに話し合いながら、これを解決していかなければならないのかなと思います。特に、心の痛みのわかる教育、そういった方向で、今、割と他人に無関心といいますか、自分本位が多いような感じです。資本主義ですから、弱肉強食ということでそういうことがあろうかと思いますが、教育に関しましてはそういうのではなくて、お互い思いやりを持ったり助け合ったり、そして社会が形成されている、そういうことを十分教えてもらって、人の痛みのわかるということで教育をしていただきたいと願うわけであります。

そして、今問題になっている背景には、例えばゲームがありますよね。私やったことないので、見ただけですけれども、ゲームによりますと自分が戦ってどんどん相手を倒して、それが成果だという方向になっているゲームもあるようです。ですから、例えばゲーム的感覚でいじめて、そのいじめた人が弱くなれば自分は勝者だというようなことも、中には考える生徒がいるのではないかと思います。

そういったことも含めて、もっと心身とも健康な方向の教育、その辺に関しまして、教育長どのように考えているか、答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

いじめについては、先ほどから防止策について申し上げておりますけれども、まず、未然防止が大事だということです。それについても先ほどから話していますように、全職員が共通理解、共通認識のもとに指導に当たっているということですけれども、まず、いじめの発見については観察、アンケート、面談等、これも先ほど申し上げましたけれども、それによって早期発見、早期対応をしていくのが一番早い解決策であるのかなというふうに考えております。

それから、学校においては、わかる授業、楽しい授業、これを実践して、また、学級の雰囲気としては、間違ってもいいのだという、勉強の中では間違ってもいいのだというような、そういう人間関係をつくるというようなことも行っていますし、それから道徳の授業などでは、命の大切さや人間関係の大切さ、こういうことを勉強しておりますし、それから各学校には養護教諭それからスクールカウンセラー、先ほどもちょっと出ましたけれ

ども、こういうのもありますので、こういう専門家と連携を図りながら、全校体制で対応しているということです。

それから、教育委員会としてもお手伝いというか対応ですけれども、本年度から教育指導室ができて、指導主事が2人いますので、ちょっとでも学校からの相談があったらすぐに2名の指導主事が学校の方へ出向いて一緒に相談に乗る、対応策を考える、そういうことをしております。

それから、今あった中には心の教育の充実というようなことでもありましたけれども、例えばゲーム感覚で相手をやっつけたり何かすることも問題なのかなという話がありましたけれども、確かにそういうこともあります。ゲームの中では相手を殺してしまう、でもゲームですからまた生き返るというような。要するに、今教育の現場では体験活動の重視というようなことも言われています。これは、実際の体験をさせる。今、子供たち、さっきのゲームは疑似体験が多くなっている。ですから、相手が死んでも生き返ったりなどしていますけれども、実際はそんなわけにはいきませんので、その体験活動、自然体験を積みせたり生活体験を積みせたり、そういう体験活動をするために植物の栽培をしたり、あるいは花をつくったり、花もことしは伊奈東中学校がすばらしい成績を上げて県から賞状をいただきましたし、谷原小学校の子供たちも、ここの庁舎の玄関に今花を、ちょうど葉ボタンになりましたけれども、前まではインパチェンスなどが置かれていまして、あれも谷原小学校の子供たちが情操教育の一環としてつくったものを置いてくれています。そういうこともやっぱり命の大切さにつながるのだと思うと思いますし、そういう体験活動を重視していこうと、ボランティア体験などもあると思います。中学生は幼稚園や保育所でのそういう活動体験もしています。それから、読書活動などにも力を入れて、豊かな心の育成なども図っていただいていますし、あいさつ運動も各学校で実施をしていただいています。

それから、先ほど話しました道徳とあわせての学級活動の重視、これも、こういういじめ問題が出てきてから特に力を入れていただいております。何かあったら学級で話し合いをしていくというようなことで、各学校の対応を報告していただいた中には、そういう学級活動を通して解決をしていったよというような報告もありました。そういうことで、心の教育の充実等にも力を入れているということです。以上です。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 教育長の答弁に今いろいろありましたけれども、特に最後に申されました心の充実、心が豊かになればそういうことが起こらないと思うのです。いろいろな自然に親しむとか、物づくりをすれば、自然に心は大きくなるわけですから、そういうのが一番重要ではないかと思います。

それと、やっぱり人間は一人では生きられないのです。何かあったら人が助ける、そのためにつかえ棒で人ということになっておると思うのです。その辺のところを、自分一人で悩んだり、自分一人でどうのこうのという行き詰まってしまうわけです。その辺が一番重要ではないかと思うのです。

特に、子供ですからいろいろな部分でこれから成熟するわけですから、その辺のところの教育を、確かに勉強ですからいろいろな学習するのは当然でありますけれども、やはり心の余裕を持った方向性を見出すというのが肝要ではないかと思います。そういったことで、その方向で最大の努力をしていただきたいと思います。

今のいじめの問題につきましては、今後努力されることをお願いしまして、2点目の財政についてということで質問したいと思います。

この質問も、中山議員あるいは山崎議員が質問されまして、かなりの部分が答弁あったと思うのですが、そのすき間をちょっと埋める意味で質問したいと思います。

2人の方から話が出ましたように、行政改革大綱がありまして、19年3月までにはつくばみらい市としてもその方向性を出すと、公表するというような答弁があるわけですが、私の考えで言いますと、最少の経費で最大の効果が上がるのは行政でありますし、それが当たり前ということでもありますけれども、何か見ますと、その逆を行っているのではないかと。例えば経費は人件費とか計上経費がかなりかさんでいて、かつ成果の方をいうと、一般の方々になかなか理解ができないような成果しかできていない。特に今回、合併されましてつくばみらい市が誕生したわけでもありますけれども、税金とか介護保険とかいろいろな部分で上がって、健康保険ももちろんでありますけれども上がって、サービス面は低下しているといったことが一般の人の見方ではないかと思っています。

そこで、例えば今の方向をいいますと、財政は厳しいという見方はしているのですが、現実的に一般の方はその細かい部分に関してはわからないわけです。今、18年度予算、129億6,900万円、その中身を分析しますと、自己財源は50%ちょっとしかないわけです。あとは借金とかいろいろあるわけですが、交付税が特に今までは、ここに至っても昨年に関しましては18.5%、内容で20億円来ているわけですが、これもどんどん少なくなっていくといった環境であろうかと思っています。ですから、市債が18年度ベースで9億4,000万円あるわけですが、累計で126億円ということで、いろいろな借金財政の現実なのです。

議員の方々もその辺は理解されていると思うのですが、今後に関しまして、その借金は当然、これからもある程度重ねなくては濟まない、予算も組めないという状況であろうかと思いますが、歳出に関してそれなりに見方を変えたやり方でやっていかないと非常に動かない。

今、新聞で、夕張市財政破綻ということになっていきますよね。夕張市だけかなというような見方をする人もあるかと思いますが、夕張市はたまたま過疎地でありますし高齢化が進んでいるといった中で、そういった財政再建団体ということになったわけがあります。それに近い団体も、茨城県でも幾つかあるみたいです。特に筑西市などはひどい、赤字だという環境があるわけです。

当市につきましても、今のままで行くとそういう可能性が大なわけです。今回、たまたま議員の決議ということで、これは予算的な感覚からいうと大した金額でもないですし、影響力といいますものはそう、金額的には大したことはないと思いますが、議員報酬の10%削減ということで提案したいということをお話しましたところ、全部100%議員が、そんなの必要ないといった感覚のようでございます。ですが、そういうことをやっていかないと今後の財政を乗り切るのは困難なわけです。特別職であります市長も、その辺を見据えてどんなことを思っているか、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 財政についてということでございますが、議員がおっしゃるとお

り厳しいことは当然でございますが、まず、今具体的なお話も出ましたけれども、将来の都市像であります活力に満ちたうるおいとやすらぎのあるまちづくり、これを基本にして主要施策を考えながらやってまいりたいと思っておりますが、前年度以上に厳しい財政環境でございまして、基本的には標準財政規模に応じた予算編成をしてみたい、このように考えております。その中には、やはり歳出については徹底的な見直しを図ってやってまいりたいと、このように考えております。

議員から議員の報酬というお話も出ましたが、それは別としまして、私は私なりの考えは持っております。今後の中でいろいろやってまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても今までのような感覚ではられない、これは確かでございますので、そういう基本的な理念を持って進めてまいりたい。具体的な問題は総務部長の方から説明させます。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 19年度の予算編成についてでございますが、ただいま市長の方から答弁したとおり、今あらゆる歳入の確保と、それから徹底した歳出の削減を念頭にしまして、現在、予算編成の作業をしております。

特に、今ご指摘のございました経常経費につきましては、あらゆる角度から検討しまして、とにかくできるものからやっていこうという考えでおります。人件費、物件費それから事業等につきましても、今後は行政評価等で事務事業などにつきましては必要あるかどうか検証されるようになっておりますので、とにかくできるものからやっていこうというわけでございます。

まず一つ、具体的に申し上げますと、旅費等につきましても日当等は19年度から廃止の方向で今検討しております。そのほか、物件費等につきましても、予算編成の方針に基づきまして今作業しておるところでございます。以上です。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 今の部長の答弁ですと、かなり厳しい見方をしながら今後予算編成に向けていくというような答弁でありますけれども、基本的に、前にもありましたけれども、例えば補助金は一律10%とか15%カットしますよというような中身で前は、谷和原村当時は予算編成に臨んだと思います。今回、当然そういうことが起こってくると思うのですけれども、今の一番大きいのは職員の給料とかそういう部分だと思うのですよ、人件費に占める割合は。その辺までいじらないと、なかなか職員の方々は生活がかかっていますから難しいと思うのですけれども、その辺までいじっていかないと、先が見えないわけですよ。ですから、例えばここで職員の給与も2%とか3%とかやらないとまずいのではないかと、そして特別職、我々も含めて、10%とか20%とかやらないと編成できないのではないかと、そういう厳しい財政状況だと思うのです。その辺のところを一般の市民の方々に周知してもらって、そしていろいろな部分に関しての協力を願う。そういったことをやらないと、何もわからないで何で税金ばかり上がるのだらうと。

当然これから、市が合併しまして5年後、ですからあと4年しかないのですけれども、都市計画税、あるいは市街化区域の農地は宅地並み課税ということで、緑地保全しない場合は、そういった状況も生まれてくるわけです。それでもかなり増収はあると思うのですけれども、そういう市民の方への負担もしながら、それに携わっている人は何の身を削る

部分をやっていないということでは到底、財政が普通にいってればこれは問題ないわけでありすけれども、厳しいのですから、それでそういう赤字団体になる可能性もあるわけです。そういうものも含めてもうちょっと、できれば数字で、このぐらいはやらなければならないのだという方向での答弁を、あればお答えいただきたいと思います。

財政課長が大体その辺つかんでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 現状では、具体的な数値は申し上げることはできませんが、私の手元に平成13年度から17年度までの決算カードをまとめたものがございます。これを見ますと、市税で申し上げますが50億円なのです。ところが、17年度決算が49億円ですから、市税そのものを比べましても、違うやつはもちろん伸びていますが、これだけでも、もう伸びていない状況でございます。

それから、地方交付税、これは平成12年度がピークでございましたが、13年度からは下降線をたどり始めたわけです。それで、42億円あったのですよ、13年度に。ところが、17年度になりますと25億円になってしまいました。これだけの短期間でこれだけの歳入減ですから、いかに状態が厳しいかというのは、これは当市ばかりではございませんが、そういう状況でございます。

それから、中でも繰入金、これも大幅に繰り入れしないと予算が編成できないというような、この数年間の動きで、そういう動きもございました。それから、議員ご指摘のように人件費でございますが、これも13年度ベースで31億円なのですが、17年度で32億円台を刻んでおるわけです。これだけ見ましても非常に状態がよくございません。

ですから、今、私が特に財政事務をやっておりまして、三角形に例えた場合には、二等辺三角形になるのか正三角形になるのか不等辺三角形になるのか、いずれにしても底辺の部分、この部分をとにかく、特別職の皆様方もそうですし、私ども一般職もそうですが、その部分で支える時代が来ているのではないかと、そういう認識であります。

もろもろ申し上げてはございますが、とにかく現在どこの家庭でもそうですが、貯金がある程度持ちながら生活しているわけですが、市の場合、19年度で財政調整基金、これは年度間の財政の不均衡を是正させるための基金の積み立てをやっているわけでございますが、これも18年度で投入した場合には19年度で5億円弱しかございません。ですから19年度で底をついてしまうような状況ですので、厳しい状態がございます。

ただ逆に、みらい平駅を中心にしまして、これは明るい材料がございますので、その辺の税収の期待はしておりますのでございます。

それから、私も含めまして、私はやや団塊の世代から外れると思いますけれども、ある程度先輩方、退職されますので、その辺のところである程度人件費の部分での経費の節減ができながらやっていけるのではないかと考えてございます。

いずれにしても財政規律の確立というのは、当たり前の税収と普通交付税をベースにした、その1.3倍から1.5倍ぐらいの金額で予算を編成するというのが理想とされていきますので、できるだけ財政収支をそのように持ってまいりたいということで今予算編成に取り組んでございますので、ぜひご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○ 2 2 番（今川英明君） 財政課長の答弁で、かなり厳しい財政ということが理解できました。これにつきまして、改善して改革をしなかったら、最終的には赤字再建団体ということになる可能性も大であります。

そこで、先ほどから出ております職員数、現在のところは 364 名ということであります。そして、10 年後には 100 名程度、その間にやめていくということで、やめていく場合に半分ぐらいしか採用しなくて減らしていくのだというような話がありますけれども、今、他市町村では職員の補充ではなくて臨時職員で、正職員ではなくて臨時で頼むとか、あとは委託するとか、中山議員も言いましたけれども、そういった委託を多くして、できるだけ減量経営をやるのだといったのがほかの市町村でもやっていると聞いておるわけでありす。

当市につきましても、経費節減はそういうことを図っていかないと非常に難しいと思うのです。ですから、職員を退職されても、その職員の補充ということに関しましては慎重に、将来も当然あるわけですから、やっていかなければならないのではないかなと考えるわけでありすけれども、市長の当面の考え方をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（豊島 葵君） 市長 飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 職員のこれからのいわゆる採用計画とか、そういう問題につきましては、きのうもお話し申し上げましたように、最小限必要なものは採用しなければいけません、全部委託というわけにはまいりませんが、しっかりとした計画の中で採用等を最小限に抑えてやっていきたいと、このように考えております。

数字等はまだ出しておりませんが、きのう申し上げましたように、これからの計画の中でしっかりとした計画を立ててやってまいりたい、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○ 2 2 番（今川英明君） そういったことで、財政に関しましては、財政再建団体に陥ってからでは住民に多大な迷惑をかけるわけです。夕張市につきましては、首長さんの報酬は 7 割カットということになっているようです。職員の方も退職金が 3 分の 1、給与も 7 割程度が最高で、一番ひどいのは住民の方が逃げてしまう、昔でいえば逃散ですね。そういったひどい環境が起こりつつある自治体がいっぱいあるわけです。ですから、そこまできかないように慎重に財政運営をして、つくばみらい市の名前に恥じないように、全国から注目されるような地域にしていきたいと思います、そのように思ってこの質問は終わりにしたいと思います。

次に、税収について。これも財政運営と関係あるわけですがけれども、別個に質問を出してございます。この件につきましては、いろいろな基準とかそういう徴収法があって今税収されていますけれども、その辺を多少の冒険をしながら、例えば条例でいろいろな縛りをしながら税収を図ってはどうかということでございます。

できれば、この提案ですがけれども、今、旧伊奈町につきましては 4 カ所のゴルフ場があるわけです。あれだけ広大な面積の中で税収をとということを考えれば、そんなに上がっていないわけです。もし、あれが工場でもあればとんでもないほどの税収があるわけです。そういったことを考えますと、もうちょっと条例を整備すれば何かいい方法でゴルフ場から税収が上がるのではないかなと思います。

ゴルフ場の流れを見ますと、ゴルフ利用税ですか、それは高齢者の方は納めないという

ことで、今、高齢者の方がゴルフかなり利用されていますので、そういった税収もだんだん減ってきているわけです。ですから、いっぱい敷地の中で、それなりに人数は来て楽しまれているのですけれども、税収そのものを考えると本当にどんどん落ちているといった、行政にとっては困った問題が起きていると思います。

これから健康づくりですから、ゴルフ利用される方、やる方もいますけれども、そういった特別税みたいな感じで、いろいろ勉強されて何かないのかなと思って質問しているわけでありまして、何かいい方策があれば答弁をいただきたいと思います。以上です。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 税収に特別な方策ということ、これは新たに税目を起こして課税することは地方税法の規定に基づいて可能ですが、その目的を明らかにして、賦課される市民の理解を得る必要がございます。単に財源確保の方策ということだけでは、新たな課税はできないのが原則でございます。

ゴルフ場、具体的に話が出ましたが、確かに広大な敷地を持っておりまして、利用税、ちょっと申し上げますとゴルフ利用税は全面的に廃止するという方向で国が議論した時期がございます。そういう情報を、私はちょうど県の町村会の政務調査会長をしておりまして情報をキャッチしましたから、これは陳情などでは間に合わない、ということで全国町村会の方にも連絡しまして、このゴルフ所在地は国会議員に全部電話でお願いしろ、ということでやった経緯がございます。

そのときに、具体的に申し上げますと、梶山先生がイの一番に、飯島君、今回は何とかするけれどもそのうちなくなるよ、というのはゴルフ場はもう大衆化したから利用税を取る時期ではなくなってきたのだと、狩野先生はやっぱり同じようなことを言っておりましたが、梶山先生お亡くなりになりましたが、大分協力的にやっていただいて現在に至っていると、こういうことです。

議員から出ましたように、65歳以上になると非課税でございます。それともう一つは、市内のゴルフ場はもう40年経過しておりますから、メンバーの方々がほとんど高齢者なのです、書きかえした以外の方々、そういう点からも減収になっている。固定資産税は、ランクづけされまして決まっていますのです、あれは。ですから余計賦課することはできない。ということで、ゴルフ場に関しては新たに課税ということは現時点では不可能に近い、ということで甚だ申しわけない答弁でございますが、そういうことでございます。

新しい税というのは、ここで賦課可能なのは都市計画税でございますが、これは合併のときに申し合わせの中でやってきて、これも過去に、旧町村のときに伊奈と谷和原同じような条件だから一緒にやろうと、ということで賦課することは決めておりましたが、今の区画整理地内はまだ都市計画税を課税するような状況にない。もう少し時期を見て、いわゆる売買できる都市化してきた時点で掛けましょうと、ということで都市計画税は合併のときに平成23年度から賦課しましょう、ということになっておるわけですから、その時期が来たらこれは賦課することは間違いございませんが、現時点ではそういういろいろなネックになることがあるものですから、ちょっと賦課することは難しいと、ということでございます。

○議長（豊島 葵君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 今の答弁で非常に賦課することは難しいというような話であり

ますけれども、エクスプレスが走りましてみらい平の駅ができて、ゴルフをされる方も東京から40分ぐらいでみらい平に来ますから、かなり便利になりました。あの辺はそれなりに地価が上がったということで固定資産も間違いなく上がるし、区画整理内は特に上がってくると思います。にもかかわらず、ゴルフ場に関してはかなり便利になったし、地域もよくなったのだけれども、掛け方は同じだということでは何かやっぱりおかしいのではないかなと思うわけです。ですから、確かに条例を整備して一般の方から目的税ではないですから難しいというような話も当然出るでしょうけれども、それはあえていろいろな先進地を研修されまして、中にはそういうのをやっているところもあると思うのです。そういう環境のいいところはそれなりに固定資産も上がるようにやる。ですから、そういうものも含めて、今後税収のない中で執行部の方が努力されてそういった賦課方法をやっぱり現実化するというのも大事ではないかと思いますので、その辺のところを要望しまして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） 暫時休憩します。

午後 1 時 5 0 分休憩

午後 1 時 5 7 分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。
次に、5 番倉持悦典君。

〔 5 番 倉持悦典君 登壇 〕

○5 番（倉持悦典君） 5 番の倉持（悦）です。

きょう 7 人目の登壇ということで、皆さん大変お疲れでしょうけれども、もうちょっとお付き合い願いたいと思います。

関係各位の努力により、新市が誕生して10カ月になろうとしております。新しい助役さんも選任され、先日は合併祝賀の式典も盛大に開催されました。まずは順調な船出とりたいのですが、県下でも最も小規模で自主財源比率も決してよいとは言えない本市において市政の運営はかなりの知恵と汗が必要だと痛感しております。よろしくお願いいたします。

今回、3 問の質問を通告してあります。まず第 1 問目の市役所の組織・機構についてお尋ねいたします。

本市の職員の適正人数や削減については、今議会でも中山、山崎、今川の 3 議員から質問され、担当部長からも具体的な答弁がなされています。他市と比較してやや多目だということですが、これは住民サービスの内容や委託業務の割合等まで勘案しなければなりませんので、単純に評価することは危険ですので、ここでは触れません。

今回、私がお聞きしたいのは、本市の市役所の組織・機構が、合併前の旧伊奈町の 3 部 15 課や谷和原村の 12 課と比較して部や課が細分化され、旧伊奈町と比べて約 2 倍にふえました。合併直後で暫定的に設置された課もあると思いますが、現在市民から、窓口が多過ぎて自分の用事はどの窓口、どの課に行けばいいのかわからないという声が聞えます。

行財政改革の旗印のもと、国でも省庁を統合して簡素化を図り大臣や事務次官までも削減している今、本市にあっては何を意図してこのように組織・機構を拡大されたのかお聞かせください。もちろん、この組織・機構に関しては合併協議会での協議の結果構築されたものですが、市長は協議会の会長として深くかかわってきた経緯がありますので、あえ

てご質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 組織・機構についてと、こういうことでのご質問でございます。

今、議員からございましたように、これは合併協議会の中で決定、承認されて今日に至っておるわけでございますが、合併後の組織・機構の考え方につきましては2町村の共通してまいりました事務が一本化されたことによって発生した人事的余力と申しますか、ちょっと表現がよろしくないのですが、それを住民サービスに直結する部門、いわゆる福祉とか土木など専門的な事業を実施する部門を細分化して配置したと、こういうことでございます。住民サービスの充実がより図れる組織編成にしたつもりでございますが、今後におきまして、経過を見まして、まずいところがあったらいつでも直していく、こういう考えであります。

○議長（豊島 葵君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） ただいま市長からご答弁をいただき、きめ細かい住民サービスという意図だと理解しました。しかし、果たしてこれほど課をふやす必要があったのかどうか、例えば人口15万人の我孫子市にさえ人事課という課は存在しませんし、隣の守谷市にもありません。本市と行政規模が近いかすみがうら市にもありません。まして400人未満の社員数の民間法人ではとても考えられないことだと思います。近隣の市にはない本市独特の課も多く見受けられます。本市の独自性のあらわれなのかもしれませんが、何の仕事をする課なのか理解しがたい課もあります。しかし、スタートしたばかりの組織なので今、単に是非を論じるのは控えますが、少なくとも一般の市民に旧伊奈町と谷和原村の部課長の数に合わせて部や課をつくったなどとは言わせないでいただきたいと思います。

それにしても、職員数に比べて管理職の多さが目立ちます。ちなみに、本市の職員数は364人と聞いています。そのうち部長が6人、教育委員会の次長が1人、課長が27人、議会と農業委員会の局長が2人、その他出先機関の長も含めると、何と部課長級が41人になるそうです。その割合は11%を超えます。これは約8.9人の職員に1人の部課長です。課長補佐まで入れると20%をはるか超えると考えられます。民間の例を引くまでもなく、少し異常だと思います。本市の規模と部課の数のバランスがとれていないのが原因かと考えますが、どうでしょうか。

そして、近い将来、機構改革の計画はあるのでしょうか。今、市長から、先行きを考えてというお答えはいただきましたが、改めてその辺、今スタートした時点の市長のこれで行ったかどうかという、そういうお答えをいただきたいと思います。

それから、もう1点あわせてお聞きします。

現在、各課の職員配置数のバランスが適正ではなく、課によっては5時に全職員退庁できる課と9時過ぎまで毎日、時には日付の変わるまで残業しなければならない職員のいる課があるそうです。そして、それが常態化しているという現状は決して健全な組織とは言えません。これを踏まえて、職員の配置数のバランスを再検討していただけるお考えはありますかとお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほど申し上げましたとおり、まずいところがあったら直してい

く、こういうことに変わりはありません。具体的な問題については、総務部長の方から答弁させます。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 組織・機構についてご指摘のございました人事課の設置でございますが、こちらは伊奈と谷和原が合併しまして、職員の給与等の問題、それから給料ほか給与等に関しての調整が差し迫った問題としてございましたので、そこで専門的に処理してもらおうという考え方で設置しています。業務につきましては、給与のほかに職員に関する全般的な業務を行っております。

そのほかに、協議会の方で論議された事項につきましては幾つかございました。合併に伴いまして新たな取り組みをしたらどうかというような、そのような必要性の課も論議されました。それから、これまでそれぞれの町村におきまして業務の機能が懸案視されたもの等も論議され、こういう観点の中から新しく新設された課もございます。具体的にいいますと、国土調査等に関する地籍調査課、それから、商工観光に関しまして新たな取り組みをしたらどうかということもございまして商工観光課、それから、つくばエクスプレス等の開業等も目前に控えておりましたので、やはり産業を立地し市の発展につなげていこうと、そういうことで産業立地課、それから特例債事業につきまして、これが大きな事業でございます。これは10年間のうちにこの事業を実施していくということになっております。こちらに関しましては、やはりこれはプロジェクト的な考えを持って当たったのがいいのではないかなというような考えがございまして特定事業推進課、それから一部、機関的には農業委員会、こちらの方も独立されております。

そういうことがございましたので、若干といいますか、確かにご指摘のとおりのような姿になっております。ですから、今後配置等のバランス等につきましては、常に注視しながら、一番最善の方法でなるような組織を考えております。以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） 今、ご答弁をいただきました。

市長からは、推移を見て是正してくれるということ、それから、決して私、人事課が云々といっているわけではございませんで、ただ例として人事課ということなのですが、今、部長の答弁にもありましたように、暫定的、時限的な課もあるので、将来にわたってはもっといいものになっていくとは思いますが。

行政改革がどの自治体でも叫ばれて、本市議会でもさまざまな案が提案されています。財政の改革は市単独ではできない部分が多過ぎ、どのような手段を用いても改革の効果があらわれるまで相当な時間を要します。それに比べて、行政改革のうち、この機構改革は何ら経済的な負担もなく、行政事務等の流れをよくすることができ、行政サービスの向上に即効果が期待できると思います。今後、この頭でっかちな組織がスリムで効率のよいものになることを信じます。人事は市長の専決権限であります。今後も住民サービスの効率を第一に考えて、適正な規模の構築や人事の適材適所の配置に十分なお配慮をお願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

では、2問目の調整区域における区域指定制度についてお聞きします。

T Xが開通して以来、みらい平駅周辺の変わりようは目を見張るものがあります。旧伊奈町においては人口も減少していましたが、合併後は増加に転じ、本市の将来を象徴する

ようで喜ばしい限りであります。ただ私は、これが本市全体の発展や活性化を考えると、大変危機感を感じております。それは、駅周辺の発展の陰で周辺の既存の区域や集落で過疎化、高齢化がますます進んで、私たちの住んでいる集落のコミュニティを図れなくなり空洞化してしまうと思うからであります。駅周辺だけが活性化しても、本市の既存の地域社会と何ら関係のない全く別の街が出現するだけでは何の意味もありません。それを解消できる数少ない手段の一つが、この制度だと確信している一人であります。

この制度に関しては、旧谷和原村では既に合併前に指定済みでありますので、旧伊奈町の区域に限っての問題であります。

さて、ご存じのように、この制度は平成12年5月の都市計画法の改正によって廃止された既存宅地制度に変わり、これらを救済する代替措置といわれています。また、過疎化や高齢化が進んで将来集落のコミュニティの維持が難しくなるおそれのある既存集落の維持、活性化を図るためといわれ、市街化調整区域内にだれもが比較的容易に住宅等の建築が認められる制度であります。都市計画法の線引きは5年ごとに見直すといわれていますが、約3年に一度くらいの見直しはありますが、細かい部分の条件の見直しで線引きの見直しはまだ一度も行われておりません。今回、35年ぶりに見直されると期待されている制度であります。

そして、伊奈地区は地区全体における市街化調整区域の面積が、みらい平駅周辺の開発区域も含めて5.6%と、県内最低であります。隣接市と比べ最大6分の1という差があります。県平均の16%と比べても3分の1近い数字です。これが旧伊奈町の人口の減少を食いとめられなかった最大の要因と考えております。

この制度に関して、私も2年以上前から商工会の有志とともに勉強してきました。そして、旧伊奈町議会でも2回ほど質問させていただきました。特に、17年の12月には素案も示され、指定される集落には説明会も開かれ、合併前の17年度末に指定するとの方向だったのを、指定時期を合併までとこだわることなく広く地権者の方のご理解を得てから実施すると延長してくださり、現在に至った経緯があります。この件に関しては大変感謝をしております。

今回また、この問題を質問させてもらうのは、先日、商工会の会議室で開催された説明会の内容などを検討した結果、まだ少し行政側と私の考えにずれがあると感じたからであります。この制度を実施する目的については、市長も私も消滅した既存宅地の救済措置として、また既存集落の人口増加につながり、コミュニティの維持や活性が期待できる等のメリットがある制度ととらえており、全く同じ意見であります。しかし、先ほども申し上げましたが、ずれに関する部分といいますか、昨年示された素案から余り積極的な前進がないと感じた点をお聞きしますので、お答えください。

まず1点、前からお願いしていることですが、各集落へのきめ細かい説明責任を果たしていただきたいのです。指定から外される集落は、既存宅地が廃止されたまま救済されずに資産価値が相当目減りしてしまうこと。また、この条例でいう8の4の、市街化区域から離れた集落ほど活性化やコミュニティを進める必要があるため積極的に活用すべきだとこの条例でもうたっておりますので、区域全住民の意見を聞いて線を引いてほしいのです。

一昨年的一般質問の中で、市長は、この制度について住民に理解を得る方法について、広報ならず特別号でも出して、そして住民にこういう趣旨の内容をよく理解していただい

て、それでアンケートをとるような方法で民意を反映して実施に向かってまいりたいと、かように考えておりますと、お答えくださいました。これは議事録をそのまま引用したものですから間違いありません。

しかるに、約束と違って、昨年10月20日から23日の間に実施予定の7集落で説明会を催しただけです。その中の花田久保という集落は新しい住宅地であります。住民はすべて現住の住宅のみの所有者です。区域指定をされる農地の所有者は周辺の集落の住民で、花田久保には住んでおりません。よって、花田久保集落の住民だけを対象にして催した説明会には何の意味もないと思うのであります。肝心の農地所有者は全くつんば棧敷に置かれたわけです。説明会を開催したという実績づくりではなく、市長が約束してくれたように真に住民が納得できる方法でお願いいたします。特に、既存宅地の権利をなくし、所有地の資産価値の下落と大きな損害をこうむると予測される指定から外される集落ほどきちんとした説明をし、意見を聞いていただきたいのですが、どのようにお考えかお聞かせください。

2点目は、指定する集落数についてです。既存宅地の救済という目的を考えると、なるべく多くの集落を指定しないとその目的は果たせません。今までも申し上げてきましたが、地権者の権利の侵害にもつながります。できれば、既存宅地の存在していた集落はすべて対象集落にするというのが原則という考え方で進めていただきたいと、私は考えております。前回の7集落のみの案からどのような改善策が用意されたかお尋ねいたします。

3点目は、指定する面積です。この条例が有効に働き、人口減に歯どめをかけるためには、指定する面積が、以前からお願いしていたように、少なくとも市全体の面積に対する調整区域の面積と区域指定する面積の合計の割合が、県の平均16%ぐらいが理想面積であると県の建築指導課の方もおっしゃっていますが、この数字を視野に入れて計画されているかどうかお聞きします。たしか、前の素案では、7集落で合計159ヘクタール余りでした。16%をクリアするのには、この3倍近い面積が必要です。これをどのように計画変更されたかお聞きしたいと思います。

以上、基本的な3点について、以前にも質問し重複することもあります。1年が経過し、合併という大事業がなされた今、前の素案からどのような進展があったのか、1点ずつお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 市街化調整区域における区域指定の制度についてと、こういうことで、私の方から基本的な問題だけをご説明申し上げます。

まず、基本的には、区域指定制度が求められている効果が最大限地域に生かされるように集落において住民の意向を把握することや、先ほど委員からございましたように、私約束しているとおり変わりはありませんから。ただ、今までやってきた手法がどうかとか担当部長から説明申し上げますが、全然変わっておりません。

それから、農業基盤の整備事業、これに支障のないように、これに支障があるといろいろ隣接農地とかいろいろな問題にご迷惑をかけますので、これに支障のないように、さまざまな視点から確認して対処していきたいと、こういうことで基本的には全然変わりません。

それから、なお、旧谷和原村の指定につきましても、現在のままでよろしいかどうかと

いうことは再度見直す必要があると、こう思っております。ですから、こういうものも一緒に作業が進められるかどうかは別として、今後進めていく必要があろうと思っております。

あと細かい点については、担当部長の方から説明させます。

○議長（豊島 葵君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） ありがとうございます。

今の市長の答弁を聞いて、安心したといえますか安堵いたしました。もっと踏み込んで谷和原の方まで見直すということ、市長と私の思い、全く一致していると思いますが、ただ、今言ったように職員の方の解釈が後ろ向きといえますか、消極的というふうに見えますので、市長の思いを職員の方も熱く受けとめていただいて対処していただきたいと思っております。

確かに、この制度を導入し、農業振興と人口増を図って地域を活性化することは矛盾する点多々あります。これは今市長がおっしゃったとおりであります。法的にもクリアしなければならない高いハードルがあることも事実です。例えば、今3期に分けて進められている経営体育成基盤事業の実施区域は、8年間は農振区域の除外が難しいというような新しいハードルも判明しました。しかし、これらをそのまま厳格に運用すれば、区域の集落、この区域の集落は新しい住民を受け入れられず、コミュニティーの維持も図れない農地だけを守っていく集落にするか、農地の保全ができずに農業経営を放棄して住宅誘致に徹する集落にするか、二者選択を迫られていることになります。県にはもっと柔軟に対応してもらい、新しい人も受け入れられ、農業も振興されるような田園都市を目指せるように働きかけて、余りにも市街化区域の少な過ぎる、活性化を図れないこの地域を、ただ、法的に難しいとの一言で片づけないで、市長の長年蓄えた政治手腕を十分発揮していただいて諸問題を解決して、地域活性化の起爆剤になるような区域指定の実現に汗を流し、結果を出していただきたいと願いたします。

それから、今、商工会では、有志が長年続けてきた勉強会の成果をもとに、県条例の条件の範囲内で積極的な案を2月末完成を目指して作成中と聞いております。これらを参考資料として尊重していただくようお願いして、この質問を終わります。

さて、3問目の質問に入ります。もう少しお付き合いください。

品目横断的経営安定対策、これは農業を営むものにとって言葉としてはかなり耳なれてきた言葉になっていますが、果たしてどのぐらいの割合の農業者が正しく理解できているか疑問です。複雑で理解しがたく、説明資料が、施行まで毎月改定されていたほど紆余曲折を繰り返してきたこの施策が、いよいよ施行されました。

戦後の農地改革以来の農政の大変革ともいわれ、受けとめ方によっては、平等に価格の保障を受けていた農業者を、経営規模や過去の実績で差別し、零細で弱体な営農者を切り捨てるまことにけしからぬ施策という見方もありますが、私としては国、県、大方の市町村が来年度の予算編成もままならないほど財政危機に陥っている今、大多数の農家に相当な打撃を与えるだろうこの施策も、残念ながら受け入れなければならないと認識しております。

今回の質問は、細部にわたって勉強すればするほど矛盾、理解しがたい点があると思える、この施策の内容ではなくて、施行後に予測されるさまざまな影響についてお聞きします。

まず、心配されるのは、特に台地の普通畑で作付されている生産調整の転作作物に入らない麦、小麦、大豆が壊滅的な打撃をこうむることが考えられます。今まで台地の普通畑で価格保証されても60キロ、いわゆる1俵当たり4,000円強ぐらいで採算は合わないが、環境を考えたり周りに迷惑をかけないためといって麦作を続けていた農家が、この施策の施行により、2等で60キロ・1俵480円と予測される小麦をこのままつくり続けていくとはとても考えられないからです。このようなことを勘案し、この制度が施行されたことにより、今後本市の農業経営と優良な農地の保全や自然環境にどのような影響が出るとお考えか、市長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

この品目横断的経営安定対策、非常に難しい名前であり、内容も非常に難しい、議員のおっしゃるとおりでございます。

今後どういう影響があるかと、こういうことでございますが、私が推進する立場にあるわけでありますから、これはこういう影響がありますからいかがですかというわけにはまいりません。私はやはり、これのよい点をとらえまして、今後こういうふうにしていきたいのだと、こういう考えに立って、まずこの対策の意欲のある担い手への農地の集積や、いわゆる作業委託が進むことで後継者不足や農家離れの抑制策になるとすべくやっていかなければならないなど、こう考えております。

今回、特に、これから要件を満たす農家を育成するためには、平成19年度から、来年度からは新たな米需給調整システムの事務局ということで農協になるわけです。ですから、農協と市、あるいは関係機関と一体となって、農家の皆さんにご理解していただけるような、しっかりとした体制をつくってご理解をお願いする、これ以外に道はないと判断いたしております。

○議長（豊島 葵君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） ありがとうございます。

来年からの米の生産調整にまで踏み込んでちょっとお答えいただきましたが、この施行後の影響ということで私がお聞きしたかったのは、今まで台地の優良な普通畑の畑が今後、耕作放棄地になったり、作付されないで除草目的の耕運だけを繰り返されるだけの、表土むき出しになり環境に悪影響を及ぼすのではないかとという心配であります。その点について市長に、今後、私たちと一緒に力を合わせて対処を考えていただきたいと思います。

先日、農協の幹部の方が、ある集落営農組織の総会のあいさつの中で、品目横断的経営安定対策に向けてJA茨城みなみ農協管内で7団体の集落営農組織が設立総会にこぎつけることになったが、そのすべての団体が旧伊奈町のエリア内であるとお話ししていました。これは、現市長が17年9月の議会での私の一般質問に対して約束してくださったとおり、伊奈町全域の集落を対象に経営体育成基盤事業や品目横断的経営安定対策の説明、そして、それを導入するための集落営農設立について説明会を全集落で、場所によっては複数回開催するなど、きめ細かい配慮をしていただいた結果である、高く評価をいたしております。本当にありがとうございました。まだわずかなとしか言えない設立数ではありますが、農業経営者の関心は高まりつつあると思います。今後も全市を対象に、旧谷和原地区も含めて、このような方法で粘り強く説明会を継続していただきたいと考えますが、どうでし

ようか。

ただ、市、農協関係機関がどんなに努力をされても、この条件をクリアできる農業者は限りがあると思いますが、どのくらいの期間でどのくらいの数の農家が参加できるとお考えか、もしくは具体的な目標数などがあればお聞きしたいと思います。今後の農家に対しての説明会の支援と、どのくらいまでの農家がこれに参加できるとお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的な私の考えとして、やはり伊奈地区ばかりではなくて、旧谷和原地区も含めて、これからご理解をいただいて進めていくと、こういう方針であります。

細かい点は、担当部長の方から説明させます。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えいたします。

将来、この施策を導入できる農業経営者の育成についてということでございますが、先月末、つくばみらい市担い手育成総合支援協議会、これを設立いたしております。その中に、実際に実働組織といいますか、そういった組織をつくりまして、これは市の農政課、それから農業委員会事務局、それからみなみ農協の営農経済部、それから関係土地改良区、それから農業共済組合、その他、県の出先機関等の関係職員をもって構成しております。担い手育成総合支援チームを結成しております。この組織を中心にしまして、今後、本市の農業を担っていく農業経営者を支援していくということでございます。

具体的には、より多くの認定農業者の認定育成、先般、18名の認定農業者を追加して認定しております。ちなみに、現在77経営体でございます。6法人を含んでおります。さらに、集落営農組織の育成を図りまして、これらの法人化を進めていきたいというふうに考えております。

目標数値ということでございますが、より多くの組織を育成していくということで現在のところ進める計画でございますので、ご了解いただきたいと思います。

この品目横断的経営安定対策が、本市の農業にとってよい方向に機能するように推進を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（豊島 葵君） 倉持悦典君。

○5番（倉持悦典君） ありがとうございます。

目標数字というのは、ちょっと私の言い間違いといいますか、聞くのが不適切だったと思います。行政側としては限りなく100%に近い目標だと思いますので、最初から数値目標を挙げてはまずいなど、今ちょっとお聞きした点、まずかったと思っております。

支援団体まで設立していただいて、これを強力に進めていくということ、大変うれしく思います。今のご答弁をいただき、大変力強く感じました。今後、一人でも多くの農家が自立できるように、行政側のさらなるご指導に期待をいたします。

この政策に乗れなかった農家に対する今後の対応についてお聞きしたいのですが、あした、ベテランの市川議員の質問の中にありますので、省略いたします。

最後になりますが、ここに来て認定農業者の年齢制限が撤廃されたと聞いておりますが、

これはただ、認定農業者の数をふやすための施策なのでしょうか、どうでしょうか。しかし、本市農業の永続を図るためには後継者問題が最重点であると考えるとき、若年労働者の育成にこそ力を注いでいただきたいとお願いするものです。年齢制限を外して認定農業者をふやしても、この後継者の問題の解決には何の効果もありません。そのための施策、例えば異業種からの新規参入する若者とか、何か具体的な計画がありましたらお答えください。また、認定農業者の年齢制限に対しても何か別の目的があるのでしたらお聞かせいただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

認定農業者の認定の基準でございますが、これはただ単に認定農業者をより多く数だけふやせばいいという意図ではございません。意欲と能力のある農業者については認定をしていくという基本姿勢でございます。

新規参入につきましても、先ほど申し上げました支援チームの中でいろいろと支援をして、異業種からの参入も大歓迎でございますので、そういった点につきましても認定していきたいというふうに考えておるところでございます。

○5番（倉持悦典君） ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、12月18日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時38分散会

第 3 号

[12 月 18 日]

平成18年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成18年12月18日 午前10時02分開議

1. 出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	1 7 番	大 好 光 君
2 番	鴻 巢 早 苗 君	1 8 番	海老原 弘 君
3 番	染 谷 礼 子 君	1 9 番	富 山 和 夫 君
4 番	中 山 栄 一 君	2 0 番	山 崎 貞 美 君
5 番	倉 持 悦 典 君	2 1 番	廣 瀬 満 君
7 番	堤 實 君	2 2 番	今 川 英 明 君
8 番	福 嶋 克 良 君	2 3 番	豊 島 葵 君
9 番	岡 田 伊 生 君	2 4 番	細 田 忠 夫 君
1 0 番	古 舘 千恵子 君	2 5 番	倉 持 眞 孜 君
1 1 番	直 井 誠 巳 君	2 6 番	川 上 文 子 君
1 2 番	横 張 光 男 君	2 7 番	中 山 平 君
1 3 番	安 藤 幸 子 君	2 9 番	神 立 精 之 君
1 4 番	松 本 和 男 君	3 0 番	市 川 忠 夫 君
1 5 番	古 川 よし枝 君	3 2 番	野 田 正 男 君
1 6 番	飯 野 喬 一 君		

1. 欠席議員

6 番 飯 泉 静 男 君

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
助 役	小 林 弘 文 君
収入役職務代理者	豊 島 久 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	羽 生 恵 洋 君
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 勝 美 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参事兼企画政策課長	中 川 修 君
総 務 課 長	神 戸 一 夫 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成18年12月18日(月曜日)

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第 98号 専決処分の承認を求めることについて(第17号)
議案第 99号 専決処分の承認を求めることについて(第18号)
議案第 100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
議案第 101号 つくばみらい市市民農園条例
議案第 102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
議案第 103号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について
議案第 104号 常総地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
議案第 105号 常総衛生組合理約の変更について
議案第 106号 取手市外2市火葬場組合理約の変更について
議案第 107号 取手地方広域下水道組合理約の変更について
議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)
議案第 109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 110号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第1号)
議案第 111号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 112号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 113号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第 100号～議案第 107号及び議案第 109号～議案第 113号について各委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第 98号 専決処分の承認を求めることについて(第17号)
議案第 99号 専決処分の承認を求めることについて(第18号)
議案第 100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
議案第 101号 つくばみらい市市民農園条例
議案第 102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について

	議案第 103号	利根川水系県南水防事務組合規約の変更について
	議案第 104号	常総地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
	議案第 105号	常総衛生組合規約の変更について
	議案第 106号	取手市外 2 市火葬場組合規約の変更について
	議案第 107号	取手地方広域下水道組合規約の変更について
	議案第 108号	平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）
	議案第 109号	平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 110号	平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 111号	平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 112号	平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 113号	平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3	議案第 100号～議案第 107号及び議案第 109号～議案第 113号について各委員会付託	

午前 1 0 時 0 2 分開議

開議の宣告

○議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は27名です。欠席議員は 6 番飯泉静男君、17 番大好 光君、32番野田正男君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主事、議案説明のため、市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（豊島 葵君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○1 5 番（古川よし枝君） おはようございます。15番の古川です。

2 項目通告しております。順番に質問いたします。

まず最初に、伊奈・谷和原丘陵部地域における学校指定について伺いたいというふうに思います。

一般的には、当該市町村に二つ以上の学校が置かれている場合は、あらかじめ地域の実情や地理的条件を踏まえて各学校に通学区域を設けて、それに基づいて通学すべき学校が指定されております。しかし、文部科学省の通学区域の弾力的運用の通達によって、保護

者の選択により通学すべき学校の指定を行うことが可能になりました。市町村全地域で通学区をなくして自由に学校を選ぶ自由選択制を選ぶことや、ブロックに分けて選択すること、また隣接校から選択をする、また特定の地域の居住者だけが選択制にするなど、これらは学校教育法の施行令第8条の指定校を変更する процедуруをするということは別に、学校選択制を採用する取り組みが全国でも幾つか広がっております。

当市においても、就学すべき学校の指定に関する規則で、伊奈・谷和原丘陵部地域について、小学校においては小張小あるいは谷原小のどちらか、中学校では伊奈中か谷和原中を選ぶことができるとしています。この地域の居住者を選択制に決めた考え方、また方針を決定する過程で地域の方々の意見を聴取し、それらを反映した結果なのか伺います。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

伊奈・谷和原丘陵部区域は、東西それから南北ともに約2キロにわたって面積が広く、あの地域からは、どの学校に通っても区域内の児童生徒には通学距離の差は出てくると思います。転入してくる保護者の学校に対する希望は、ほとんどが通学距離の短い学校を選択しているのが大部分です。通学距離から選択していきますと、小学校は谷原小と小張小ですが、小張小学校に近いのがほとんどですし、中学校でいくと谷和原中学校に近い方がほとんどです。

区画整理事業、前からあの近くに住んでいる方もおりますけれども、その地域に住んでいる方からは以前にも、小張小学校までの通学路については歩道も整備されていない状況もあるというような声もお聞きしていました。谷原小学校はやや遠いですが歩道は整備されている、そういう状況もありました。それから、今、議員がおっしゃったように、規制緩和がどこでも言われていまして、必ずしも指定した学校でなくても選択できるというような状況もありました。

そういうことから考えて、丘陵部に来られた方には自由に選択していただいた方がいいのではないかなというようなことを考えて、あの地域を自由選択ということにいたしました。以上です。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 丘陵部地域というのは非常に広いわけですが、その開発区域の中には、旧高波、あと小張地域、開発の入居でない方の児童生徒が小張小、伊奈中に通学しているということは、今、教育長がおっしゃられたとおりなのですが、集中して駅前に新しく入ってくる入居者が多いというふうに思われますが、既存の住宅地の周辺にも、計画住宅地域でないところにもアパートや戸建て住宅も建築されているわけです。そういうのを踏まえると、今、開発による児童の数は非常にまだ少ないです。小張小に通っている方が6人、それから谷原小に行っている方が2人、あと1人は谷和原中に行かれているということで、まだまだ少人数ではあるのですが、来年度の見通しとしては、これもまた非常に行政側としてやりにくいだろうと思うのですが、新入児童だけは9人ということで、小張小の方を選んでいくというふうに伺っております。そのうち、マンションの中には2人の児童がいらっしゃるというふうに聞いておるんですね。

今後、どんどん人口がふえてきた場合、それぞれその地域の中で、既存住宅地周辺、もとから住んでいる方の地域の中で、それぞれ違う学校を選ぶということもあるわけですね。

そういう中では、隣に住んでいる児童がそれぞれ違う学校に通うという意味では、子供が育つ環境としては、いいというふうに私は思えないんです。

また、660戸の分譲マンションが建っていて、4月までにA棟という232戸のうちの8割ぐらいが完売しているということで、入居が始まるわけですがけれども、マンションにいても、ドアからドアで次のドアの方がどちらの学校に行っているのか、全く違う学校にってしまうということも起こり得るわけで、選択制ということでは、隣同士のつながりが非常に希薄になるのではないかと。

特に、小学校6年間というのは、子供ばかりではなくて、親同士も、地域のつながりを築く上では、子供のつながりが大きなきっかけになっていくわけです。6年間というのは本当に長いわけですがけれども、そういう点では、子供がどこの学校を選んで通学しているかというのは、地域にとっては大事なことだと思うんですね。

そういうこともあって、小学生は別として、中学生になれば自分の意志でも選択することが出来ますけれども、結局親が選択をするわけです。公立の義務教育ですから、例えば小張小でも谷原小でも、当然同じ教育を受けられるはずですね。その中でどちらを選ぶかというのは、大変迷うというふうに思うんですね。

違うとするならば、先ほど教育長がおっしゃられたように通学の距離、小学校の谷原と小張小で大体1キロぐらい違います。それから、共働きの家庭では必要な学童保育が実施されているかどうか。これも一つの選択肢になると思うのですが、どちらにしても、通学路の安全の確保、整備をしていくことは必要ですし、また共働き家庭の児童の放課後の保育というのも当然なされなければならないと思うんですね。

そこで、丘陵部は旧谷和原と伊奈の境界でもあったわけですがけれども、合併してそういう境はなくなったわけですから、どちらか同一の学校にすべきではないかなと私は思うのです。また、この丘陵部地域は、町名も区域が決まりました。富士見ヶ丘、それから紫峰ヶ丘、陽光台というふうに大きな町名が定められたということで、一定の指定校を決めることで、地域の子供たちの集団をつくることになるのではないかとと思うのです。

学校の方としても、その辺どうなるかと伺ったのですけれども、どちらとも同じ、若干谷原の方が生徒数が多いのですけれども、どちらも1学年二クラスを受け入れられる体制の学校ですから、児童がふえることは本当にうれしいと、お互いにそう思っているわけです。しかし、一番心配なのは、登下校で集団ができるだろうかということが一番心配をしているという意味では、開発がどういう進捗で進んでいくかというのはありますけれども、一定子供たちの集団が組めるという配慮が必要ではないかと思うのです。

それで、同じように守谷市も、開発地域の一部を小、中とも選択制にしているということです。このつくばみらい市よりも、人口の張りつきが進んでいるというふうに思われるので、どういう状況か伺ったのですが、最近、中学校の選択制について審議会で協議をお願いするということがあって、父母へのアンケートを行ったそうです。ほとんどアンケートの中では、小学校の持ち上がりで同じ中学校に通学することを選んでいたので、特別自由制にしなくても、選択制にしなくてもいいのではないかという意見が出されていて、見直しがされるのではないかとというふうに担当課はおっしゃっていました。

そして、そのアンケートの中で、中学生のアンケートをとったのですが、アンケートへの回答の中では、小学校についての意見が多く出されたと言っています。アンケートの中では、地域の子供会の活動やその地区の行事などを行う場合の交流がしにくくなったとい

う区長さんの声もあったといいます。そんなこともあって、守谷市では、100人以上の大きな規模のマンションでは、住民同士で相談して同じ学校を決めてもらう、そういう工夫もされていると言っています。

そういう学校選択制についての弊害というか、そういうのが、これから子供たちが少しずつふえてくる中で起きてくるのではないかと私も思って、今回質問したわけです。

それから、住宅販売者は、近くに学校用地がありますと。すぐにでも学校が建設されると、そういう雰囲気売り込みをするものですから、住宅を購入される方は、学校がすぐ近くにあるという錯覚も起きてくるというふうに思います。しかし、実際は、当面は既存の学校で受け入れるという教育長や市長の考えどおり、学校建設に踏み切るには余りにも開発の状況は未知数です。

そんなわけで、人口の張りつきがどうかという予測も大変難しい中ですが、町名の境界もはっきりしたことなどから、学区制をひいたらどうか。この地域には、先ほども言いましたが、通学距離から見れば、紫峰ヶ丘や陽光台については小張小学校が近いということもあります。ぜひ小学校通学児童の集団をつくりやすいという点で、学校区の選択制の見直しというものを再度考えてはいかがかと思うのですが、教育長どうでしょうか。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

質問の中で、まず学区を決めておいた方がいいだろうという質問でしたけれども、今、社会情勢、各地の様子を見ると、むしろ規制緩和がいろいろな面で進んでいますので、こちらで一方的に学区を決めてしまうよりは、選択制の方が、私は親にとってもいいのではないのかなと考えて、そういうふうにしておりますので、今のところはこれでいきたいなと思っておりますし、それから集団での登下校等にも支障があるのではないかなという質問ですけれども、これはあの地域ばかりでなくて、各地域で、今、少子化していますから、そういう問題は、近くまで行くと、どうしても子供たちが1人になってしまうという状況は進んでいますので、それらはあの地域だけでなくて、どこの地域でも同じような状況が起きているのではないかなと考えています。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 一つ、考え方として、集団づくりはどこも困難なんだと、この小学校も少子化で大変なんだと、そのレベルで考えるのではなくて、やはり可能なところは、集団づくりにきちっと力を入れるべきだと思うんですね。困難なのはわかりますけれども、困難なところに合わせることはないだろうと、一つ言いたいと思います。

それから、規制緩和の問題ですけれども、これに関して私も一言言いたいと思うのですが、先日15日に教育基本法改定が、政府・与党により、公聴会や参考人質疑でも出された慎重で徹底した審議をとという国民の声を無視したやり方で成立をさせました。タウンミーティングで、やらせによる世論誘導が行われ、責任も明らかにしないまま、数の力で押し切るというやり方は、政府の教育への無制限の介入、このことを助長させ、子供と教育の未来を閉ざす、こういうことになるのではないかと、私は、大変憤りと、そして残念でなりません。

こういう基本法、私はあえて改悪と言いますが、この改悪の後、今後、教育現場では、

学習指導要領の改定とともに、全国一斉学力テストの実施とその結果が公表され、習熟度別指導が進み、公立での中高一貫校の設置の推進、それから教員の評価システムの導入がされて、子供にも教職員にも歯どめのない競争と振り分けの教育が押しつけられるのではないかと、非常に心配します。

既に、前倒しで競争をあおるような事態が起きています。大変聞こえはいいのですが、通学区域制度の弾力化、つまり教育長がおっしゃられた規制緩和、この規制緩和によって、自由な選択、選ぶという、これも一つは大変な競争を生むのではないかと思います。

学校の自由選択制をとっている東京都の足立区、ここでは、都と区の一斉学力テストの結果を公表したために、成績上位校に生徒が集中している。ほかの区でも、集中して、抽せんによって学校を選ぶということも起きております。その上、足立区では、学力テストの結果で予算配分をするという大変な暴挙に、今、住民の批判がわき出ているわけです。

公立の学校で選択する、よい学校、悪い学校と格差を生み出すという学校自由選択制は、基本的には、公的教育現場に、偏りと、そうした偏見という危険性をはらんでいると思います。そんなことは東京の話で、当市では考えられない、そういうふうに思われる方も多いかもしれませんが、ちょっと間違えばそんなことも起きるわけです。

私は、地域の開発が進む中で、学校選択制が、地域で子供たちの集団を壊し、そして地域全体がコミュニケーションの希薄な地域になりはしないかと心配しています。父母や地域の方々の意見を聴取し、通学区の検討をされることを求めたいと思いますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

地域のコミュニティーが薄れるのではないかとということも、今、質問の要旨だったのかなと思うのですが、今の子供たち、非常に社会性が育っていないということが言われています。これは、私は逆に、選択制を取り入れることの方が、地域の社会力は育っていくだろうと思います。ですから、そういうことで、むしろここですよというふうに決めるよりは、親にとってはいいのではないのかなと私は思っています。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 学校を指定するということで、ここですよというふうに決める、一つはあるのですが、そうはいっても、教育法施行令第8条で、どうしても父母がこちらの学校に行きたいということであれば、手続きをする、そして学校を選べるという方法もあるわけですが、がんじがらめの学区制というイメージではないわけです。しかし、今、現状に置かれる谷原小と小張小の中でどうやって選択をするのかということが、非常に親としては迷うということもあります。地域性というのは、小学生の6年間、子供たちとともに親も育つと言います。そういう中では、地域性、社会性というのは隣近所で育っていくのではないかと私は思うんですね。そういう点で、小学校の通学指定というのは大事だと思います。

そういう視点で私は今回質問をいたしましたけれども、地域の方々の意見を聴取して、再度検討することを求めて、この質問を終わります。

2項目ですが、コミュニティバス運行について質問を出しております。

10月5日に行われた公共交通検討懇談会で、コミュニティバス運行について協議会の答申が出されました。答申を受けて、実施時期も含めて、どのような運行計画が検討されているのか、伺います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） コミュニティバスの運行についてというご質問でございます。どのような検討がなされているかと、こういうことでございますが、今、議員からおっしゃられましたように、公共交通検討懇談会におきまして、コミュニティバスとデマンド交通システムについて比較検討していただきました。その結果、10月12日に懇談会会長から答申書をいただいたわけでございます。

その内容としましては、新たな交通システムの導入は、コミュニティバスの導入が適当であること、また、運行計画案としては、路線バスが運行されていない、いわゆる公共交通不便地域を対象として、みらい平駅を起点として、四つのルートを2台の車両を利用して、各ルート1日当たり4便の運行という内容となっております。

これを受けまして、庁内におきまして検討を開催いたしておるところでございます。それを進めておるわけでございますが、現在検討されております運行計画及び運賃の詳細につきまして、決まり次第、市民の皆様に広報紙等を通じてお知らせをしてみたいと、このように考えております。

今後の予定としましては、コミュニティバスの運行にかかわる経費を新年度の予算に計上いたしまして、早い時期に運行ができますようにやってみりたいと、こう思っております。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 私は、このコミュニティバス運行について、これまでも、各地の取り組みなどを参考にしながら、デマンドタクシーというシステムの導入を提案してきました。

今回の答申の中身を見ますと、デマンドタクシーとコミュニティバスのメリット、デメリットがあって、デマンドタクシーは、登録した人に限定して、そして町外へのドアからドアへという、そういうデマンドの特性が生かされないということで、コミュニティバス採用を答申したと、答申書は書いてあります。

私は、このデマンド乗り合いタクシーは、バス路線のバス停留所までも歩行が困難な高齢者にも外出の機会を与え、そして人口密度の小さい地域でも効率よく運行ができる交通システムとして、私は、今後、バス停まで遠いなどそういう地域では、自治体の大小にかかわらず必要になってくるというふうに考えています。しかし、今、住民は早期に足の確保を望んでいます。町外への輸送等の課題はあるものの、基幹となる交通システム運行計画の具体化は急務であると考えます。したがって、答申に出されたこの循環型のバス運行でも、最大限の利便性の追求に一層努力してもらい、考えていきたいというふうに思います。

それで、答申のとおり実施に移すということですが、答申の中では、2台の25人の車両で4ルート、1日4回の循環、月曜日から土曜日で8時から5時の運行だというふうに答申は出しています。もしこのとおりであるとするならば、現在、谷和原の行政バスは、15人乗りでワゴン車1台、4コースで、1コースにつき週2日から3日、1日4回循

環しています。1台で毎日運行できない、そういう状況ですけれども、今の谷和原の行政バスの水準、きめ細かいバス停など、この水準を下回るのではないかと、私は、答申の運行の計画でいいますと、思うんですね。ですから、結果的にはバス停まで遠くなる場所が多くなるのではないかと、思うんです。

それから、守谷市やつくば市など近隣では、7時台の運行で駅への通勤者の対応も図られている。そういう意味でも、答申以上の運行計画を私は望みたいのですが、例えばバス2台で本当にきめ細かくコースが回れるのか、それから8時から5時の間で、自転車通学も大変だ、駅までのアクセスも大変だという中で、そうした通勤者や通学者への対応も、8時から5時で十分になるのだろうか、そういうことを考えているわけですが、その点について、答申の枠外でもっと充実されるのかどうか、その辺のところを伺いたと思います。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） コミュニティバスの運行計画につきまして、現在運行されております旧谷和原村の循環バス、質問の中では、そのコース等についてかなり今度の計画では縮小されるのではないかと、いうことですが、この検討懇談会の中では、いわゆる旧谷和原村で運行してありました循環バス、それからきらくやまの方で運行しております福祉バス、それから現在伊奈と谷和原でシャトル的に運行しております、いわゆるシャトルバスと言っている運行につきましても、この中で含めて検討していくということでございます。

結論的には、まだその取り扱いについての結論は出ておりません。今後、その点を含めまして検討していくというふうになっております。

ですから、考えておりますのは、当然、小さいバスということではございませんので、この経路につきましては、隅々までということにはなかなか難しいかと思えます。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） できるだけ全地域の細かいところまで、住民の足の確保に努めてほしいというふうに思います。

それから、先ほど市長から、実施時期は新年度早い時期にと答弁されております。私は、この質問の前に、担当課の方に、いつごろ実施ができるかというふうに伺ったのですが、9月ごろになるのではないかとおっしゃられたんですね。その理由はといいますと、予算の関係もあって、それから運行の国土交通省の旅客一般の認可をとるのにも日数がかかるので、そのぐらいになるのではないかと、いうふうに説明があったんですね。今、住民は、本当に早く、いつになったらバスが通るのかということは、本当に切実なんですね。

そういう中で、合併したらすぐに走らせると市長は言い、しかし、昨年検討委員会をつくって、ことしの10月に検討委員会の答申が出て、そして2カ月余りになるわけですけれども、もう少し住民の気持ちに沿った形でこの事業が進められないかと思うんです。

それで、私は、予算については新年度の予算だといいますけれども、その準備のために必要であれば、補正ということも考えられると思います。それから、国土交通省の認可をとるということについても、県の方の公共交通対策室というところ、検討懇談会の中にもその方は加わられておりますけれども、どのぐらい認可に時間がかかるのかと伺いました。

ら、ことしの10月に、法令が大変細かくてどこの法令かというのがわからないというのですが、その担当課は、10月に運送法の改正があって、市町村に公共交通会議をいうのを設置した場合に、そこで合意されれば、申請をして通常3カ月から4カ月かかるものが、1カ月から2カ月ぐらいで今は申請がおりるんだというふうにおっしゃっておるんですね。

そのことはもちろんご承知のことだと思いますけれども、そういうことを勘案して、新年度早い時期にというあいまいではなくて、もっときちっとこの時期のためにやっているんだということを、この時期に来ては、計画として出すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。一つはそれです。

それから、懇談会で、デマンドと循環型の比較をするときに、どちらでも解決できない問題があったわけです。それは、市外への通院等にかかわるそうした方への対策はどうなるのかということが、どちらの交通手段でも本市においてはなかなか解決ができないというふうになっているわけです。

そこで、答申の中を見ますと、その対策として、路線バスや障害者移送サービス、福祉サービス、それからNPO法人によるボランティア輸送など、既存の交通資源を活用することとしています。私は、特に献身的に住民の交通弱者の輸送にご尽力いただいていますいきいきサポート、このNPO法人との調整は、当然なされるべきだと思います。そのような協議が進んでいるのかどうか。

そして、今後、行政として担えないところをNPOの法人に担ってもらおうというのであれば、調整の中で、法人が安定して活動ができるよう何らかの支援が必要ではないかと考えるのですが、その点でいかがでしょうか。

2点伺います。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） コミバスの導入時期であります。市としても、早急にこの導入を考えた形で、今、作業をしているところであります。

ただいま許可の問題もございまして、これは許認可のある国土交通省の方にも問い合わせたりしまして、できるだけ早くお願いしたいということでございますが、一定の手続等の期間が必要であるということでもありますので、そういうのを踏まえまして、早急に運行できるような形で進めております。

経費等の面につきましては、当然、バスを運行するには単独で運行するという形になりますので、この運行の中で検討されるのはやむを得ないのかなと思っております。ですから、できるだけ経費のかからないようなシステム等も、一つ検討会の中では検討されたことと思っております。

それから、もう一つ、現在活動なされています生き生きサポート、こちらの方につきましても、現在はその調整につきましてはしておりません。今後のことになろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 次に、26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 26番の川上です。

3点について質問の通告をしてあります。

まず、1点目のハチの駆除について伺いたいと思います。

夏も終わったのですが、9月議会が終わりまして、ある方から、その方はアシナガバチだったのですが、自分の家の高いところにハチの巣ができてしまって、自分でできるんだったらやろうと思ったんだけど、位置も高いし、何とか市でできないかというふうにお問い合わせをしたら、それは個人でやってくださいと。毎年必ず巣ができるかどうかわからないので、やるんだったら防護服とかそういうものは貸してもらえないのかというふうにお願いしたら、防護服を貸して、もしそれで刺されたりした場合には、市の賠償問題もありますので、お貸しすることはできませんというふうに言われたと。余りにも対応が冷たいのではないかと言われました。

私も、そういう対応をしているのかと思ったのですが、前にも富山議員が、伊奈町の議会のときにこの問題を取り上げたという記憶があるのですが、その後担当課と話をいたしました。確かに、公共用地であれば市でやっているけれども、民地の場合についてはご自分でやっていただくと、ないしは業者を紹介して、そこで費用負担は本人にお願いをしているというお話でした。

少し検討できないかということでお話をいたしました。早速、担当の課の方で、いろいろあちこちの例も取り寄せていただいて、いろいろな検討がされたと伺っています。現状、そういう検討の中でどんなふうにとらえているのか。少なくとも来年度の中で新たな方向づけが、私はもちろん要望したいわけですが、そういう点についてもご検討されているようですので、そこら辺について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ハチの駆除についてのご質問でございます。お答えを申し上げます。

ハチの巣の駆除というのは、非常に危険、私も経験しておりますが、本当に危険でございますから、職員にも、取ってこいというわけにはまいりませんので、業者を紹介しているということでございます。

議員から、職員のやり方が不親切だというようなお話でございますが、そういう点は十分また指導してまいることとしまして、ことしは特にハチが多かったと。気候的な問題か、非常に多かったということは確かでございます。そういうご相談もいただいております。

したがって、19年度からは、駆除業者を紹介するのはもちろんでございますが、これに対して補助制度を設けたいと、こう思っております。幾ら補助を出すかというのは、今申し上げられませんので、検討を加えまして、住民の負担を幾らかでも軽くしてまいりたいと、基本的にはそういう考えでおります。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） ぜひ対応していただきたいと思います。

担当課の方も、即、その前段はありましたけれども、あちこちの例を取り寄せて、そして検討されたという点では、評価をしたいと思います。

確かに、私も調べてみましたら、同じように民有地の場合については個人でやっていただくという例も市町村の中であることも事実です。ただ、例えば取手などでは、消防署

で、即日電話を受けたらば対応してやっているとか、それから牛久市では、今までは個人でやっていただいたんだけど、これは余りにも危ないし、負担も多いということで、要綱をつくって、二、三年前から、実際には市の100%の負担で市が持ちながら、業者にお願いするものと職員が駆除するものと、そういう形で対応しているというふうにやっております。

ですから、来年度補助制度というのは、一步前進で、大いに評価をしたいと思いますが、でき得ればそういう形で市で、特にスズメバチについては市で対応するという方向で、今後の中でさらに発展的に対応してもらえたらと思います。要望しておきます。

○議長（豊島 葵君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前11時02分開議

○議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

17番大好 光君が出席です。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） あと2問、質問をさせていただきます。いい回答ですと早く終わりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ひまわり園とさくら園の作業生の負担をふやさないよというということで、質問の通告をしてあります。

ことし10月から自立支援法が本格施行されまして、大変不評というか、見直しをもちや迫られるという、大変問題の多い法律です。一番大きい問題は、原則1割という負担、応益負担という、これが大きな障害になっています。

こういう中で、12月1日、政府が、本格実施をしてこのわずか2カ月の間で、補正予算を組むという形で、この費用負担の軽減策を打ち出さざるを得ないということです。障害者の自立を阻害するとして、これ新聞記事ですが、国民的批判を受けていた障害者自立支援法で、費用の負担軽減などとして、2008年度までの3年間で1,200億円、国費ベースの予算確保を政府に求めることで合意をしたということです。2006年、今年度の補正予算で960億円を計上するということで、これはサービスの受給者に対する軽減もそうですし、事業者に対する軽減も含めて、政府が960億円の新たな予算を上程するよというよことで動きが始まっています。

そういう自立支援法の中で、さまざまな問題が起こっている大きな一つが、小規模の作業所なんですね。つくばみらい市には、ひまわり園とさくら園という作業所があります。この費用の負担をふやさないでほしいというふうに思います。

これは全国6,000を超える小規模作業所がありまして、厚生労働省が、昨年12月、障害保健福祉関係主管部長会議で、地域生活支援事業についての文書を配布いたしました。地域活動支援センターを、小規模作業所の過渡的な受け皿として位置づけるよいうことを明らかにしました。最終目的は個別給付に移行するよいうことで、地域活動支援センターは、その個別給付事業へのステップというふうにしているわけですが、これが本格実施されまして、つくばみらい市のひまわり園、さくら園も、自立支援法に基づく認定事業として新たな枠組みがえをしていくことが迫られているわけですが、地域活動支援センターと

してスタートせざるを得ないとすれば、私は、利用人員要件を含めて、この市に合った状況に合わせて柔軟に対応することが必要だと思うんです。

それで、基本的に、自立支援法では障害者のサービスの負担は1割負担になっていますけれども、地域支援事業については、これは補助事業、交付税措置事業ということで、この負担をどれだけ本人にお願いをするのかというのは、各自治体の判断に任されています。ですから、この部分について言えば、つくばみらい市がひまわり園、さくら園を地域活動支援センターとして位置づけたとしても、1割負担は原則ではありません。ですから、という負担をお願いするかというのは、市の独自の判断に基づくわけです。

現在は、ひまわり園で4,000円、さくら園で3,500円、保険料も含めるということでしょうけれども、本人負担が行われています。私は、少なくともこの額を上回らないということが必要だと思うんですね。その点で、部長また市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ひまわり園、さくら園の作業生の負担をふやさないようにということでございまして、基本的な問題だけ、私の方から申し上げます。

ご案内の在宅の障害者の自立と社会生活への適応力を高めることを目的といたしまして、今、市では、心身障害者福祉ワークス運営事業を、議員ご案内のとおり社会福祉協議会に委託をしております。そこで、ひまわり園、さくら園で実施しておるわけでございますが、今おっしゃられたように、来年度については、就労が困難な在宅障害者を通所させる機能訓練、社会適応訓練等を行い、自立と生きがいを高めるために、障害者自立支援法、今おっしゃられた法でございまして、これに基づきまして、ひまわり園は地域活動支援センター 型へ、さくら園は地域活動支援センター 型へ移行されるわけでございます。園生の利用者負担については、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設置及び運営に関する基準、これ議員ご存じのとおりでございまして、これによって園生の負担が今後過重にならないように努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

○保健福祉部長（渡辺勝美君） 障害者自立支援法ですが、自立支援法は、自立支援給付と地域生活支援事業という二つで構成されております。

自立支援給付というのは、介護給付であるとか、訓練給付等がございまして。

地域生活支援事業ですが、この事業には、相談支援、日常生活用具の給付、移動支援、福祉ホーム、それから今回の実施予定であります地域活動支援センターというのがございます。これは、障害者あるいは障害児が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に資するものでございます。

そういうことで、先ほど市長からありましたように、ひまわり園を 型、さくら園を 型ということで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 今、ご答弁がありましたように、ひまわり園については地域活動支援センター 型、さくら園については地域活動支援センター 型という形で移行しよ

うと考えているということですよ。

それで、地域活動支援センター 型というのは、補助金が 300万円、さくら園のやろうとしている 型が、補助金が 150万円、それに加えて地方交付税による自治体補助事業枠がありまして、これが10万人を単位にして一定の額を算出するというものです。

それで、 型の 300万円と 型の 150万円、このうち 2 分の 1 が国で、 4 分の 1 が県、 4 分の 1 が市ということです。それで計算をしますと、 450万円の 4 分の 3 を国や県が補助として出してくれるわけですね。それに加えて、交付税措置される分の案分がありまして、合わせると 607万円ぐらい、来年度のこの二つの事業について、市は国や県からお金を受けることができるという関係だと思うんですね。

今までワークス事業として市が受け取っていた事業は、今年度の予算を見ますと 195万円ということですから、少なくとも、いろいろ問題はありますけれども、来年度について言えば、自立支援法の施行に基づいたこの作業所の事業自身は、国や県からの補助額、交付税額というのは、ことしよりもふえるという関係なんだと思うんですね。もちろんその事業自身は 3,000万円弱かかる仕事ですから、市の持ち出しはかなりの部分を背負うことにはなるわけですが、その補助額からいいましても、新たに作業生に負担を来年度かけていくというのは、合理的ではないし、全く納得を得られないと思いますので、少なくとも現状をぜひ守ってやっていただきたい。

ただ、もう一つ問題は、今後なんですよ。交付税措置される交付税額というのは、非常に流動的でもありまして、それからそのサービス事業がふえていけば、この交付税額を分けていくという関係になるんですね。例えば市の中で事業が三つ、四つになっていけば、交付税の額は同じ総額を分けていくという関係になったりしますし、大体、補助金自身が再来年 300万円、 150万円がちゃんと出るかどうかということについても、国の今のこの状況ですから非常に危ない。だから、生活支援事業というのは、スタートしたとしても、その後が継続できるかどうかという点では、大変問題を持つんだと思うんですね。

だから、全国の作業所の連絡会、共作連というのがありますけれども、そこでの取り組みでも、なるべく早く個別給付事業に移動していく、幾つかの作業所やサービスの事業体を合わせて大きい枠にして、個別給付事業になるだけ早目に引き上げていくことによって、安定的な事業が運営できるようにしていくという方向で努力をされているようなんですね。

ただ、個別給付になると、今、全国で起こっていますように、費用負担が 1 割負担になるわけですから、障害者の 5 万円、 8 万円という年金ですら、 2 万円、 3 万円という新たな負担がふえて、結局作業所に通えなくて、自宅に引きこもらざるを得ないような障害者がたくさん出て、その批判がたくさん高まって、今、国は、やむなく補正予算を組まなければならないという状況になっているわけですが、個別給付は個別給付で事業として確定はされるけれども、費用負担の問題では大変大きな問題を抱えるんです。ですから、障害者自立支援法の見直しを本当にしていかなきゃならないんだと思うんですね。

それで、あちこちのところでいろいろな運動も起こっているのですが、一つ大変大事なと思ったのは、東北市長会というところが、先日決議を出しています。障害者自立支援法に関する決議というのをを出してしまして、おろ抜いて読みますけれども、定率 1 割の負担が求められ、施設を退所する等の利用者も出ています。市町村に対して利用者負担の軽減や事業運営の支援策を講じることがこの自立支援法では求められるなど、さまざまな問題が提起されている現状にあるが、本来これは国において措置される事項だというふうに、

市長会が決議を上げています。

そして、４点について要求しているのですが、１点目は、障害者の世帯が負担可能な水準に関して実態を調査しなさいと、そして適切な制度の見直しをしなさいということ。

二つ目には、負担可能な水準を超える場合には、市町村が、結果として障害者を見捨てることができないから、負担せざるを得ない状況が起こっているわけで、その部分については十分な財政措置を国はしてほしいということ。

それから、３番目として、サービス支給量については、市町村において個別に生活実態等を勘案して決定するので、国及び都道府県の負担は支給決定内容を十分反映したものにしてほしい。つまり今のやり方ですと、一生懸命サービスをふやすと、市町村が苦しむという結果になってしまうわけですね。そういうことがないように、国や県の対応を求めています。

それから、４番目に、障害者福祉サービス事業者に対して、日払い方式、日額方式になっていて、これは実態に合わない、適切な単価設定を行うようにということで、日額方式になったことによって、例えば精神病などを患っている方々は、毎日通おうと思っても、うつ状態になったりすれば通わないということが起こると、事業者は、その人を作業生としてイメージをしながら職員を雇っているけれども、その日に来ないとその日の分のお金が事業者に入らないという関係で、これが非常に事業者を苦しめているんですね。今までは何人作業生がいるということであれば、ちゃんとその補助額が確定されていたものが、今度は日払いになっていると。これは実態に合わないということで、東北市長会が決議を出しています。

これは本当に全国の実施する側の自治体が、本人も苦しんでいるけれども、自治体も苦しんでいる制度なんだと思うんですね。そういう意味では、ぜひ市長は、この間もいろいろな問題で横の連携をとりながら国に物も言ってきたという関係はあると思いますね、今までの中に。ですから、ぜひこの障害者自立支援法の実態に合わない問題を、国や県にぜひ声を上げて、制度の改定、一番大きい問題は、やっぱり応益負担というのは何とも違うと思うんですね。

障害者がサービスを受けて、やっと普通の人にもほとんとなれない、もっともっと下の水準でしか、サービス、今、現状はないですけれども、そのサービスを受けることが、益だなどということで１割負担をかけられる。障害が重ければ、当然サービスはたくさん受けなければならないから、負担が重くなるということで、障害が重い人ほど自立の芽はそがれているのに、負担はふえる、収入はないという現状が起こるわけで、ここに最大の問題があるわけですから、ぜひそういうことを国や県に求めてほしい。

それから、当座、型、型でやるとしても、個別給付になったときには、やっぱりその市の、求めながら、しかしそこで手だてができない場合については、市の独自の減額の体制をとって、ぜひ作業生たちの作業の場を閉じることをしないようにということ、ぜひこれは市長に要求したいのですけれども、その点ではどうでしょうか。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今日的な大きな問題として、国の財政、各自治体に対する財政支援というか、補助金、負担金、交付税も含めてですが、どうも先が見えないというのが実態でございます。約束はしていても来ないと。

交付税にしても、3分の1以上もカットされて来ていると、六、七年前から比較しますと。そういう非常に難しい問題になってきておりますので、今、議員がおっしゃられるように、あらゆる機会を、市長会はもちろんですが、町村会も含めて、そういう活動を展開してまいりたいと。あらゆる機会を通じて、この問題も重要な問題でございますから、やってまいりたいと、こういう決意であります。

○議長（豊島 葵君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） ぜひお願いしたいと思うんです。

ひまわり園に通っていらっしゃる方の、この間、作業工賃というのは幾らもらっているのかということで見せていただいたんですね。そうしましたらば、均等割つきの均等割400円、それから日給が67円、18日通ったから1,206円、合わせて1,606円です。これが月の工賃です、作業生の。もう生活自立どころの話ではなくて、そこに行って、みんなの中で暮らせるということがとても大事なことから、そのことで大きな役割を果たすとしても、それだとしても月額1,606円です。それで、片側に4,000円の負担をして通ってくるという現実ですので、地域活動支援センター事業ではなくて、個別給付事業になったときにもぜひ自己負担をふやさない、この事業を広げこそすれ、縮小することがないように、重ねて要求しておきます。ぜひよろしくお願いいたします。

3点目の質問に移ります。

1点目、2点目まではうまくいったのですが、ここはちょっとけんかになっちゃうかもしれませんね。入札制度についてです。ここはちょっと争っちゃうかもしれませんが、朝日新聞の12月16日付、先週の土曜日です。こういう記事がありました。

指名入札、原則廃止です。知事会、談合防止へ指針案という題で、福島、和歌山、宮崎の各県で、知事らが関与した官製談合事件が相次いだのを受け、全国知事会が設置した談合防止のプロジェクトチームは、15日談合防止の指針案をまとめた。中身は、指針案は、談合を事実上税金の詐欺と位置づけ、談合を生みにくい組織や入札制度の具体策について打ち出しているということで、一般競争入札の適用範囲は、原則1,000万円以上まで拡大、談合の温床とされている指名競争入札は、原則廃止を求めています。また、入札参加者を事前に把握しにくくする電子入札は、3年以内の全面導入を示したということで、各都道府県には、改革の目標値を示したスケジュールを出してもらい、毎年達成度を公表するように求めるということで、知事会が指針案を出しました。一般競争入札の適用範囲1,000万円以上、原則指名競争入札廃止という方向です。

これはぜひしっかりと受けとめていただきたいと思うのですが、毎年毎年私は、12月に、伊奈町のときにも、入札の結果を調べまして質問をしてきました。毎回同じ要求をしてきたわけですが、ことし新市になりまして、4月から12月12日までの入札の状況をいただきました。それで調べました。

非常におもしろかったというか、平均で言いますと、三峰無線の56%で落札をしました防災無線施設統合整備工事というのがありまして、これが56.1%で、予定価格が2億円を超えますから、これが入ることによってぐっと平均落札率は下がるのですけれども、これを除きますと、建設土木というふうに思った55件の平均は95%です。それから、委託や電気工事、私がこうかなと思って分けたものですが、それについては56件、これは落札率は91.7%です。

それで、土木建築を見たのですが、ことしは95%にしようよというふうに決めたみたい

に、95%に結構……伊奈町のときには、これでもばらつきがあったんですよ、7とか8とか9とか、99とか100もありましたけれども、92とかもあったんですが、今回は、本当に財政課長見ているのかしらと思うのですが、90……非常に、そうです。もちろん委託とか電気工事、物品購入になりますと、これはばらつきます。しかし、平均は91.7%です。

それで、市になって、私は一般競争入札の対象工事費の引き下げを再三やってきたわけですが、市の中で1億5,000万円という金額で、1億5,000万円の工事はありません。三峰のみですよ。設計価格1億5,000万円というのは、1件もないんです。今までほとんどないですよ。

これはやっぱり、全国知事会も1,000万円以上というふうに言っていますから、これは引き下げを絶対に、ことし決めましたけれども、来年度設計価格1億5,000万円以上は一般競争入札という額をもっと下げる、このことをぜひすべきだと思いますが、どうでしょうか。財政課長も、あわせてご答弁ください。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 入札制度についてということで、伊奈町では、対象工事につきまして2億円以上と、今、議員からございましたように。旧谷和原村では、土木工事一式の場合には1億5,000万円以上、建築工事については3億円以上と、こういうことで今までこの対象工事を一般競争入札に付してきたと、こういうことでございます。

議員も下水道組合でおっしゃられておりましたが、各自治体等もこれについて見直しをしておりますし、各近隣自治体も含めまして、自治体や一部事務組合等の問題についての制度をしっかりと勉強していただいて見直していきたいと。幾らにするとか、そういうものはお約束できませんが、そういう作業に入っていきたいと考えております。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 入札制度は、現在は1億5,000万円から議決案件になっておりますし、それで取り組んでまいっているわけですが、これ、制度的な問題ですので、その点につきましては、市長がおっしゃったとおりでございます。

それで、入札制度、議員おっしゃったように、すべて一般競争入札にすればこれが完璧かと申しますと、やっぱり不適格業者を排除できないというのが一般競争入札のマイナス面と言われているわけです。

それから、指名競争入札のよい点というのは、これもすべてが悪いわけではございませんので、あくまでも指名の場合には、それなりに手持ちの工事の状況ですとか、工事の距離ですとか、それから資力ですとか、もろもろ勘案して指名という制度をとってございますので、全く両方がそれぞれ100%ということはございません。

それから、談合の問題よく出ますけれども、これも基本的に制度が悪いという論議もあるでしょうけれども、いずれにしても、競争入札制度につきましては、どちらを選択しても100%はないと認識されているのが現状でございます。

○議長（豊島 葵君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 一般競争入札の対象工事費、再検討していくということなので、ぜひ再検討していただきたいと思うのですが、取手が3,000万円以上、それから守谷市は、ずっと前からですが、130万円以上です。それで、伺いましたらば、昨年度で95%条件付

き一般競争入札ということで、95%の案件について条件付き一般競争入札を導入している
と。

下水道組合でもこの議論をしまして、下水道組合も、つくばみらい市と取手市というこ
とで、つくばみらい市の1億5,000万円にしたんだけど、来年については検討するとい
うことで管理者の答弁もありましたが、少なくとも下水道が取手の水準3,000万円以上
ということであれば、当然、つくばみらい市自身もそこら辺も含めて額として下げていく、
全国知事会では1,000万円と言っているわけですから、この点ではぜひ検討していただき
たい。

財政課長の今話があったので、そういうふうに言うんだったらそういうふうに言うのか
というふうに思うのですが、一般競争入札だと悪質な業者云々などという話ではないです
よね。一般競争入札のつくばみらい市の実施要綱の中にも、一般競争入札の参加資格者
として指名競争入札参加資格者名簿に登載されているものというふうになっているわけで、
あらかじめ資格を有する者を審査して、一定の資格要件を定めながら条件付き一般競争入
札はやるわけですから、その時点で業者の一定の資格要件は検討されているわけですから、
そういう形でやれば、いわば条件付きの形で一般競争入札をやれば、その問題はクリアで
きるわけです。

もちろん一般競争入札の価格を下げたからといって本当に談合が排除できるかというの
は、それはわからないことです。全国オンブズマンでも毎年調査をしていますけれども、
一般競争入札の価格を下げたからといって、例えば談合が少なくなったという一つの指針
として見ている平均落札率というのが、もっと下がっていくだろうと予測をするわけですが、
必ずしも一般競争入札の対象額を広げたからといって、如実にそこが下がってくると
いう関係にもなっていないということもありますので、例えば守谷で言えば、去年でいく
と92%ぐらいが平均ですから、必ずしもそのことで100%なるわけではないけれども、し
かしその談合を排する条件を広げていく、談合をなくしていく条件を広げていくという大
きな一つだろうと思うんですね。ですから、来年度検討して、一般競争入札の納得ので
きる額が出ることを大いに期待したいと思うんですね。

もう一つは、市内業者優先という問題。私は、一昨年のときに、随分考えました。その
前は、ずっと入札を調べながら、市内業者優先という枠を外したらどうかというふうに私
が発言をしたのは一昨年なんですね。これだけの固定した高い水準での落札率があるとき
には、指名にしても競争入札にしても、市内に限定をするという、そういう中では自由な
競争原理が働かないのではないかと。もちろん市内業者を育成するというのはとても大事
なことだけれども、そこばかりにおもねていたとすると、結果として公正な入札はできな
いのではないかと思います。そして、一昨年から、市内業者優先というのは、一定見直
しが必要ではないかと。

市長は、町内優先と川上さんは言っていたらどうか、さんざん言っていましたけれど
も、しかしここまで高くなってくると、ここはやっぱり見直さなければならない。

これは何遍も言っていますが、山梨県の小淵沢のかつての町長が、新しい市の議会なの
で再度読み上げますが、非常に入札制度の改革に取り組んだ町長です。その町長が、この
問題についてこう言っています。

地域産業の育成は行政の使命であるが、真の育成がどうあればよいのか、住民の納得す
る育成制度を整理する必要がある。保護することが必要なこともあるが、過保護は決して

育成につながらないことを再確認すべきだと。地域業者に限定して指名し、入札を繰り返すことが見受けられるが、一般的には、必ず談合が行われると思って間違いないし、行政が談合を容認しているかの誤解を招く危険もあるというふうに言っています。

先日、NHKテレビで、入札の問題の特集がありました。私も見たのですが、その中で、宮城県の元浅野知事も同じことを言っていました。一定のエリアで限定するというのは、そのエリアの中の企業を育てるようだけれども、もっと広い範囲での競争力をつけさせていくということからすれば、全く違ふと。その限定をするということは、腐敗の温床も生むと、彼も明確に言っていました。

そういう点では、もちろん伊奈町から市になったということで、市内の業者という範囲は広がったわけですが、私は、今回の落札の結果を見ても、一定、市内優先という枠を外した、競争をかけるということが必要なのではないかと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今までは、町内優先ということでやってまいりました。今度は市ということで大きくなったから、市優先ということになるわけですが、実は、議員も取手あたりと比較してご案内と思いますが、非常につくばみらい市の建設業者というのは多いわけですね。多いんです、取手の倍以上もあるわけですから。そういう中で競っておるわけですが、よくよその首長さんなんかも言っておりますが、いやあ伊奈の業者は多いねと、こう言っておりますが、そういう中で、よそから、どこでもいい、どうぞ来て下さいということになりますと、いろいろな、これまでも倒産した業者もあるわけですから、やはり私は、今の考えでは、市内の業者に元気よくいただきたい、倒産することのないようにしていただきたいと。これも私の責任であろうかと思えます。市内で倒産業者など出したのではまずいので。そこで働いているのは、みんなほとんどが市内の人なんですよ。

そういうことから、今のところは、現状維持でいくことがよろしいのではないかなと、こう思っております。工事によっては違いますよ。全部そうだとということではございません。

○議長（豊島 葵君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 先ほど読み上げた朝日新聞の後段のところ、朝日新聞の知事アンケートでは、不祥事の原因に、費用のかかる選挙を挙げた知事が少なく、約7割が、選挙には業者らの支援が不可欠だと示唆する回答だったと。選挙の貸し借りの手段に公共事業が使われていた事態をどう受けとめるのかというふうに書いてあります。

市内にこだわると、市内業者と市長の選挙の関係が疑われるということにも、余りこだわるとなりかねませんし、私は、現状の落札の率から見ますと、競争原理が十分働いているとは言えないというふうに思います。ぜひ、そこも含めて、より検討することが必要なのだろうと思います。

それで、財政課長に答弁を求めたいのですが、市内業者優先の枠を外すことや、それから一般競争入札の対象の枠を広げることもそうですが、事務的にも、いろいろな改善がこの間あちこちでされています。さっき知事会の方でも電子入札を3年以内の全面導入というふうに言っていますが、取手市でも守谷市でも、ことしの10月から電子入札を導入して

います。それで、公共下水道の方も、来年度からは、取手市が電子入札を実施したこともあって、取手市の広域下水道の方も検討していきたいというふうに管理者は言っています。

守谷市では、ことし 2,500万円以上の事業については電子入札を実施していると。来年度は 130万円以上を対象としたいと。電子入札に要した事務費は 600万円ぐらいたと。県のシステムに合流したということで、そのぐらいの金額だという話でした。

もちろん、電子入札を導入したからその効果がかかった費用と見合うかどうかという問題もありまして、つくば市等でも実施をしていますが、余り活用されていないという実態もあるようなので、私は、電子入札の導入もそうですが、同様の効果を上げ得る郵便入札とか、それから時差指名、業者を二つに分けて、そして時期をずらして二度の入札を行うとか、さまざまな談合を排する。

何しろ競争入札の額を本当にわずかなものにしなければ、競争入札でなければ基本的に電子入札も有効には働きませんけれども、事務的なそういう電子入札の導入や郵便入札の検討という形も含めて、制度の改定をしていくことが必要だと思うので、そういう点では課長はどんなふうに考えておられるのか、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 川上議員、私の選挙でご心配のようですが、ご心配ありがとうございます。私は一銭もいただいておりません、どなたからも。陣中見舞いと称するものも、皆さん一般の選挙民からもいただいておりません。これは私の信念でございますから、過去の選挙にもいただいておりませんから、どうぞご安心ください。

やはりこれが一番問題です。汚職というか、今、選挙の問題であちこちで問題起きておりますが、選挙に金がかかるからこれを回収すると、これが原因なんですよ。私は、お金もありませんからかけておりませんが、いただくことも全然しておりません。どうぞご安心ください。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 電子入札制度でございますが、現在、つくば市が独自のシステムでやっております、県内でも取り組みは既に始めている状況でございますが、実は、これ、茨城県内の各市町村が取り組みには積極的ではあるのですが、なかなか環境づくりができないというのが実態でございます。

その環境づくりとはどういうことかと申しますと、もちろん私ども財政課の方の事務環境を構築する立場のものもそうですが、業者さんの方の受け入れ体制も、まだまだ当市におきましては、それなりに勉強会を開いたり、私どもも勉強しなければいけません、そういう環境づくりの面がちょっとおくれていまして、県内全体でも当初の予定よりおけているのが現状でございます、これからもろもろの協議をしながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、入札制度につきましては、業者さんの評価も含め、工事の評価も含め、とにかく多様な何十項目の課題がございますので、積極的に取り組む姿勢はあるわけなんです、なかなか現状の体制では厳しいという現状がございます。

それから、先ほど市長も答弁されましたように、これだけ経済の困窮な時代に、建設業

界の方も、市内業者が多いということですが、なかなか再編が進まないという事情も、全国的にこれは言われているような状況でございます。

ですから、当市には幸い倒産はございませんけれども、なかなか建設業の再編が進まないというような現状もあるようでございます。かといいいましても、制度改革というのは、財政課に課せられた、私たちが決めたわけではございませんが、積極的に、いろいろな提言をいただいたこと、意見をいただいたこと、可能な限り実行に移す決意でございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

午後は１時から再開しますので、よろしくお願いします。

午前 1 1 時 4 5 分休憩

午後 1 時 0 2 分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

32番野田正男君、出席です。

次に、21番廣瀬 満君。

〔21番 廣瀬 満君 登壇〕

○2 1 番（廣瀬 満君） 21番の廣瀬です。

1 点の一般質問出しておりますけれども、二つに分けて質問させていただきます。

まず、つくばみらい市の今後の農業についてということで、17年度に、当時の谷和原村議会において、農協の方から請願がありましたカントリーエレベーターの建設という要望がありまして、その要望を全員賛成で議決しております。

今後の方向についてということでございますけれども、今回、合併しましてつくばみらい市になりまして、議員の皆様も当時と変わっておりますので、その当時の請願趣旨、これをちょっと報告していきたいと思います。

カントリーエレベーター建設に関する請願書、谷和原村議会議長倉持眞孜様、平成17年11月2日、請願者名、茨城みなみ農業協同組合代表理事理事長染谷 一、紹介議員が神立精之様です。

請願趣旨でございますけれども、ＪＡ茨城みなみ管内の水田面積は、約 5,800ヘクタールと農地の80%以上を占めており、県内でも有数の米生産地となっています。近年の米消費量の減少により生産調整が実施される中であっても、約 4,300ヘクタールの作付がなされております。水稻は、管内農家の基幹作物となっています。ＪＡみなみでは、消費者ニーズに対応した米の良質米産地化と生産者の労働力の軽減及び生産コストの削減を図るため、平成4年にカントリーエレベーターを建設しました。現在では、ＪＡ取り扱い数量の50%以上が産地指定米となって契約されるまでになり、消費者に信頼される販売産地となっています。

カントリーエレベーターは、受給者に望まれる品質の均一化やロット拡大など、販売の促進に重要な位置を占めました。しかし、既存施設の水稲利用状況は、近年5年間の伸び率が120%で、取り扱い処理能力の80%以上に達し、麦の利用と合わせますと、既に飽和状態に達しています。今後、新たな米政策に向け、水田農業のあり方を考慮するとき、うまい米づくり事業として良質米生産に積極的に取り組んでおります谷和原村において、利用者の利便性は高まり、売れる産地、売れる米づくりを目指した産地として生き抜くため

にも、谷和原村管内に新たなカントリーエレベーターの建設が望まれるところであります。

こういう請願趣旨でございましたけれども、当議会において、その当時全員賛成ということで議決しております。

今後、つくばみらい市の水田農業の方向づけということで、どういう市としての考えで進めていくのか、質問させていただきます。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） つくばみらい市の今後の農業についてということで、カントリーエレベーターの設置についてが重点なんです、今のご質問では。

今、議員がおっしゃられましたように、平成17年の第4回の谷和原村議会において、茨城みなみ農業協同組合から請願されました。今、朗読されましたが、カントリーエレベーター建設に関する請願書、これが採択されたという経緯があったということは、私も承知しておりますし、また内容も読ませていただきました。

このカントリーエレベーターの設置について、今後どういう方向を考えているかということでございますが、おいしい米の産地、売れる米の産地、これを目指す本市としてはまことに喜ばしいことではございますが、基本的な問題を申し上げますと、カントリーエレベーターを新設するに当たっては、大変な投資をしなければならない。また、新しいカントリーエレベーターを建設することによりまして、今ございますカントリーエレベーターの利用率が低下する。シーズンには大変な込みようでございますが、収容力については満杯というわけにはまいらない、こういう状況でございますので、麦も入っておりますが、この利用率が低下したのでは、またこれは問題がございますので、施設全体としては、新設することに対する投資の効果が得られるとは、現在私もまだ感じていないわけですね。

そういうことから、新設する場合には、既存の施設と新しくつくる施設との利用率等を総合的に調査をしまして、そして将来を予測する必要があると思っております。

いずれにいたしましても、事業主体が茨城みなみ農協でございますから、農協の具体的な計画等を聞かせていただいて、設置の必要性があるのかどうか、こういうことから検討していく必要があると思っておりますから、今後の課題としては、やはり検討していきかなきゃならないなと、こう思っております。現時点ではそういう考えであります。

○議長（豊島 葵君） 廣瀬 満君。

○21番（廣瀬 満君） 確かに、JA主体で運営はしなくちゃならないと思いますけれども、今のJAの経営状況では、とてもじゃないが、単独でそれを設置、また経営をしていくというのは非常に難しいかと思うわけで、やはり行政がそれなりの援助なり、それから指導なりをしていかないと、また国の補助金なりを申請していかないと、到底できないと思います。非常に最近では、要するに委託の農家、谷和原当地においても全面委託の農家が相当多くなっているような状況なんです。やはりカントリーエレベーターをぜひとも設置していただきたいという要望が、かなり我々のところにも上がってきているのが現状でございます。

確かに大変な費用はかかりますけれども、伊奈で現在使っているカントリーエレベーター、担当の課長あたりに聞きますと、あれは伊奈町でも相当補助金を出して、それで農協で運営はしていると思いますけれども、今、カントリーエレベーターの実際の経営状況はマイナスではない、赤字にはなっていないという話は聞いております。かなり谷和原から

も行っているんですね。谷和原の地域からも、伊奈のカントリーエレベーターは相当利用していると思います。

我々も、いろいろ法人化なりをしてやっていますけれども、年々、全面の農地の委託、これが多くなってきているのも現状なわけで、何とか谷和原の地内も、そういう農協の施設なり、それから行政がバックアップして、これからのこの地の農業の継続にもつながるのではないかなと、継承していくのには必要ではないのかなと思っておりますので、その辺もちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいま申し上げましたように、即カントリーエレベーターが必要かどうかというものを、よく検討させていただきたい。

今、市野深にありますのが、あれをつくるときには、当時、近隣の農業団体から、つくってくれるなと、こういう私のところへ要望が来ました。その理由は、農業団体がおかしくなってしまうと、こういうお話でしたが、それは違うと。私が考えているのは、谷和原での米、伊奈と谷和原の米をあそこへ入れるんだと、最初からそういうことで農協へお話ししておりましたから、それで、用地は農協が確保しなさい、入り口の道路の改良、橋の改良についても、結構重量のあるトラックが出入りしますから、出荷するとき。そういうことで橋も直さなきゃならないということで、これも農協にやっていただくということで、国の補助はもちろん受けましたが、町も信用してつくって農協が管理をすると、こういうことでやっていただいておりますと、こういう経緯でございます。

ですから、これからやるについても、農協が出せないから全部市でつくれということは、私はちょっと、はい、そうですかというわけにはまいりませんね。方針としては、やっぱり事業主体である農協も応分の負担をして、そして国の補助を仰いでやると。こういうことでやらないとやっていけないと思いますので、現在はそういう考えでいるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 廣瀬 満君。

○21番（廣瀬 満君） カントリーエレベーター、相当事業費もかかることでもございますし、農協は農協なりに、これからどういう形で要望はしてくると思いますけれども、この地域の農業の継承、これはやっぱり続けていかなきゃならないと思っています。

次のもう一つの問題ですけれども、今度、品目横断、こういうあれが入ってきましたよね、農政の中で。米価が年々下がっていくような状況の中で、ここの水田農業をどう維持していくのか、維持できるのかどうなのかと、そういう心配までしているわけでございます。米価が年々下落している中で、認定農業者、若い担い手をつくっていかないと、この地の農業は崩壊してしまうのではないかと、そういう考えでいるわけです。

大変難しいとは思っているわけですが、平成19年産から、品目横断的経営安定対策という国の方向づけで、導入するということでございますが、これはほとんど一般の農家の人たちには理解できないと思うんですね、まだ。

自分としては、いろいろ法人化したりしているわけで、この政策は、要するに価格政策から所得の保障、所得政策への大転換なのかなと、今までの農政の大転換なのかなというような感じは持っているわけですが、大変厳しい現状になるのかなと思っているわけです。

要するに、諸外国から輸入されています大豆とか麦、極端に生産性の低い、それを水田農業の米作の余っている補助金を振り向けてその生産の拡大をする、そういう趣旨の農政なのかなと思っているわけですが、水田農業で米の消費需要が年々減少にある中で、米価の下落という問題が引き起こっているわけですね。そういう中で、水田での転作を麦、大豆への生産を盛んにするために生産調整の奨励金交付をそういう特定作物に補助すると。そういう趣旨なわけですがけれども、いずれにしても、今後、地域農業の役割なり、農地、それから環境保全、そういう管理、これはだれがするのかと。若い担い手がいなくなったら、これもまた大変な問題になってくるのかなと、そう思っているわけですがけれども、当地の行政指導に降りかかってくるのかなと。

ちなみに、昨年ちょっと自分で算出した米の60キロ当たりの生産費、これが2ヘクタールつくっている場合で1万7,600円ほどかかると。しかし、米の売買価格は1万3,000円なんです。そういうことを議会の中で一般質問でも出したことありますけれども、ちなみに、ことし茨城県の統計の中で、60キロ米を生産するのに1万6,462円かかると、そういう結果が統計の方から出たわけですがけれども、例えばこれが、収量が10アール当たりで茨城県で出したのは536キロということですがけれども、実際自分で昨年出した形では480キロで算出したのがこの単価なんです。そうすると、茨城県で収量が約9俵、自分では8俵という形で出した価格とほとんど変わらないというのが現状なんです。

そういう中で、例えば1俵を生産するのに1万3,000円にしか売れないのに1万7,600円かかる。そういう生産コストの中で、今後、農家の担い手というのはできていくのかなと。

最近、我々も、何十年か、協業なり、それから法人化してやってきているわけですがけれども、年々全面委託が多くなってきて、受け入れ体制ができないというのが現状なんです。それというのは、農地が物すごく点在していて、各個人から直接の全面委託をしてくれと。受託側では、今、大体秋の収穫期だと田んぼが200枚ぐらいあるんですよ。これではとてもやっていけないと。今後、それを解消するには、カントリーエレベーターとか、そういう一つの基点をつくって、JAが農地の貸借の窓口になって、借地の集積をしてブロック化を図らないと、ここの地内の農地は維持していけないのではないのかなと、そういう感じを持っているわけですがけれども、市長なり、それから担当部長なりの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員おっしゃるように、今の農業経営大変なことは、私も承知しておりますし、もともと百姓でございますから、重々わかっておるわけでございます。

一番肝心なのは、今、議員もおっしゃったように、これからどうしていくのか、担い手の問題等も含めてというお話でございますが、これからの担い手の育成につきましては、市の担い手育成総合支援協議会、これを中心に、市の実態に即した農用地の有効利用を促進してまいりたいと、いろいろ調査をしまして。

また、地域営農の活性化等を計画的に推進しなければならないと思っておりますので、また生産性の高い農業を目指して取り組んでいくのにつきましては、認定農業者、集落営農組織を十分に行政側で支援していく必要があると、こう思っております。

具体的な問題は担当部長の方から説明させますが、基本的な考えとしては、そういう考

えを私は今持っておるわけでございます。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えいたします。

既にご案内のとおり、平成19年度から品目横断的経営安定対策ということで導入されるわけなのですが、これは以前は、ご存じかと思いますが、例えば麦あるいは大豆をつくればどなたにも国の助成が受けられたということでございますが、今後は、真に国の農業を背負っていく担い手のみに的を絞って、手厚く助成をしていこうということが基本でございます。

そういうことで、大変な農政の大改革でございますので、昨年から、この政策が国において発表された後、各集落におきまして説明会を何度か開催しております。また、あらゆる機会をとらえて、こういう新しい施策について説明会を実施しております。

結果、認定農業者もふえまして、あるいは集落営農で取り組む集落も申し込みがございました。集落営農につきましては、7集落ということでまだ若干少ないのですが、この制度に乗りまして、これまでどおり国の支援を受けて、安定的な経営がなされるような農業経営をしていただきたいということでございます。

例えば、麦なんかでいいますと、今、製粉会社の取引は1俵当たり 2,000円台ぐらいでなされております。これが、実際、つくばみらい市の麦でいいますと、5,000円台で買入れしております。それが実際の取引は2,000円台ということで、さらにカントリーエレベーター等の流通経費とかそういったものを差し引くと、500円、正確な数字はちょっと把握していなくて申しわけないですが、そのぐらいの数字になってしまうかということでございます。

ですから、この辺をよく農家の方に理解していただいて、ぜひ品目横断的経営安定対策に参加していただきたいということでございます。

ただいま市長の方からありましたように、生産性の高い農業を目指して、農地の利用集積とかそういったことを行いまして、産業として自立できるような農業経営を目指していただきたいということで、集落営農組織を推進しているところでございます。

また、集落営農組織につきましては、5年後には法人化を目指して進めるということで計画を立てていただいております。

以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 廣瀬 満君。

○21番（廣瀬 満君） よろしくそういう形で、継続できるような農政指導、それをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（豊島 葵君） 次に、12番横張光男君。

〔12番 横張光男君 登壇〕

○12番（横張光男君） 12番の横張でございます。

大変風邪を引いていまして、お聞き苦しい点があるかと思いますが、答弁につきましては明快にお願いしたいと、かように思います。

私は、今定例議会で2点ほど一般質問を通告しております。

1点目は、平成19年度の予算編成に当たり、その方針と、直近に出ました新型交付税についてということでございます。二つ目は、自主財政再建計画の樹立という、大きい見出

しの二つではございますけれども、共通するところはございます。あえて二つに分けたのは、今後の問題と現状ということに分けたためにこういうふうになっておりますので、その点ご答弁でお願いしたいと思います。

それでは、まず、一つ目の質問でございますけれども、ご承知のとおり、国の平成19年度の政府予算の概算要求が既にまとまりまして、これを受けた政府予算は、間もなく年末までにでき上がるというところに来ております。各省庁の予算要求総額というのは、一般会計で82兆 7,300億円ということで予算要求が出ておるようでございます。

これを受けて、きょうの新聞でございますが、きのう付で財務省原案が大枠で示されたことはご承知だと思っております。その中で、財務省は、いわゆる骨太方針の解釈をもとにして、歳入歳出一体改革という基本的な考え方の中に、年末までに政府案が示されるものだろうと思えます。

その中でも、最も私はこの質問の中で注意をし、地方の大きな財源ともなっております地方交付税の問題でございます。

総務省の要求では、国の税収増が見込まれるということから、一般会計から特別会計に繰り入れられる、いわゆる一般会計での出口ベース、特別会計での入り口ベースでは 4.6%の増が見込まれ、15兆 2,280億円が要求をされております。しかし、財務省の大枠原案では、国の財政再建を最優先するという観点から、交付税を極力抑制をしたいということで、その差が約 1 兆円ほどあるというふうにマスコミ報道等でも示されているのはご承知だと思います。

その税収増で財源不足が圧縮されるために、実際に自治体に交付税の一般会計の出口、特別会計の入り口ベースでは 4.6%の増ということで、大変結構なことだと思いますけれども、しかし、地方財政計画、いわゆる特別会計の出口ベース、実際に市町村に交付される出口ベースでは、むしろ前年度を下回り、2.5%減の約15兆 5,000億円台で攻防が繰り広げられるのではないかとという予想もされておる中で、いずれにしましても、交付税の特別会計の苦しい中での歳出ですので、多分出口ベースでは減にされると、私は想像しております。

そして、さらには、今回、平成19年度から、皆さんもご承知のとおり新たに交付税が、今まで教育、民生、幅広い行政分野を考慮した算定であったわけでございますけれども、平成19年度から人口と面積を加味すると。平成19年度は、全体交付税枠の 1 割程度をこの算定の中へ織り込むということになっておるようでございます。将来は、約 3 割がこの全体枠の中に人口と面積が算定されるということで聞いております。そして、さらには少子化対策、いわゆる企業誘致などで成果を上げた自治体、それには普通交付税を上乗せするというような考え方もあるようでございます。一言で言うと、頑張る地方応援プログラムというような、仮称でございますけれども、つけられまして交付税が渡されると。

そうしますと、どうなるかと申しますと、非常に自治体間でのばらつきが出るのではないかと。交付税という本来の趣旨からすれば、税収増で豊かな財政のある市町村と、そうでない市町村の格差を幾らでも縮めるというのが、本来の交付税制度の趣旨であったわけです。それがもう完全に崩されてくる、いわゆる格差はあってもいいんだということになってくるのではないかと。

当面、来年度はその 1 割が導入されるということで、ある程度決まったようですので、そうなりますと、このつくばみらい市でも、ご存じのとおり、市としても人口は少ない、

さらに面積としてもそんなに大きいということには考えられないとなれば、それでなくても、前段の質問の中でもいろいろ出ていましたけれども、交付税も4年前とはこれだけ減額になったということが言われています。しかし、それに拍車をかけて、この問題が提案されれば、大きなつくばみらい市のいわゆる自主財源でもある地方交付税が減らされるのではないかという懸念がされておるわけでございます。

そういう中で、当面、12月ですので、財政課を中心にしながら、つくばみらい市においても、歳入歳出一体改革という方針を受けて予算編成に取り組んでいるものと思われますけれども、その予算編成に取り組む基本方針を、まず最初にお伺いしたいと思う次第でございます。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 横張議員の、平成19年度予算編成に当たりその方針、それから新型交付税についても触れられておりましたが、予算編成に当たりましては、歳入歳出の乖離状態、これは容易には克服できる財政環境ではございません。したがって、あらゆる歳入確保策を講じ、徹底した歳出改革を断行するということで、新市建設計画を基本方針とする都市基盤の整備を初めとする七つの柱を予算編成の骨子としておりますが、「活力に満ちたうるおいとやすぎのまち」の実現に向けて努力してまいりたい、これが基本方針で、予算編成の方針として各担当部長、課長に指示をいたしておるところでございます。

それから、新型交付税につきましても触れられておりましたが、これはこれまで、議員もおっしゃったように、交付税は公平のためにやるもの、もともとは平衡交付金から出発しておるわけでございますから、そういう趣旨は当然でございますが、今まで複雑でわかりにくい現行の制度の改革をねらいに、新型交付税制度が創設されるわけでございますけれども、この内容、現段階でどういう影響額が出てくるのか、こういうことはまだ把握できませんので、これらについては、ご答弁、現段階ではしかねますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 横張光男君。

○12番（横張光男君） ただいま市長から予算編成方針と、私は、第1回目の質問では、新型交付税についても触れましたけれども、基本的には予算編成方針ということだけでよかったのですが、新型交付税は2回目以降に具体的にお伺いしたいと思った次第でございますけれども、いずれにしましても、今、市長の方から予算編成方針が答弁されました。

私も、実は、平成18年11月8日につくばみらい市長から各部署に指示された予算編成方針が手元にありますけれども、この予算編成方針では、見る限り、非常に行き届いた、各課各部署に至るまで、経費の隅々まで、物すごく財政が厳しいという編成方針が伝わるので、私も読ませていただきましたけれども、述べられております。

しかし、その中で、一方で、執行部はおわかりだろうと思いますけれども、財政が厳しい中であっても、最初に述べられております新市建設計画の基本方針に基づきと、さらには現在策定中の基本構想、基本計画、実施計画の理念を踏襲するとともにというような文

言が、節々に載っておるわけでございます。

これを見ますと、大変私も、平成19年度予算はどういう姿があらわれるのかなと、不安はもちろんですけれども、財政面での不安はあるにしても、一方で、事業、さらには歳出には大きな期待を、この予算編成方針を見る限り、私はうかがえる次第でございます。

各課から、いろいろ既に要求は出され、投資的経費、私は細かい経常経費についてはここではご質問はいたしませんけれども、今回お伺いしたいのは、どのような事業に具体的に平成19年度は取り組む予定でいるのか。あくまでもまだ原案の段階ですので、これだとは申し上げられないと思いますけれども、どういうものがあるのかを具体的にお伺いをしたい。

特に私は、その新市建設計画の中にもありますように、合併特例債事業については、ご承知のとおり10カ年の中で実施をするという縛りがあるわけでございます。そういう中で、もう既に平成19年度、来年度の通常予算については実質2年目に入るわけです。非常に具現化をしていかななくては、特にこの合併特例債事業というものは生かされない、スタートはしても終わらないと。合併のときにも申されましたように、交付税にリンクされないというふうなことにまいりますので、私は、この10カ年の実施計画で、完全なる縛りの中で、この特例債事業、すべてやれとは申し上げません。いろいろな難しい問題もございます。いわゆる借金ですから、10%は自己負担でありますけれども、いずれにしても借金ということは変わりありませんから。そういうものですので、あえてそれは次の問題にしましても、私は、その合併特例債事業が平成19年度でどういう事業があるのか、どういう事業に取り組む予定であるのかということをお伺いをしたいということでございます。

それと、予算規模、これは当然、今、財政課と折衝していると思いますけれども、もう既に歳入は、これは建設事業等がありますと補助金、さらには起債等で予算規模は膨らみますから一概には言えないと思いますけれども、自主財源の枠はおおむね固まっていると私は考えるわけです。それを踏まえて、いわゆる建設事業を実施すれば、補助率3分の1については3分の1の歳入が上がりますから、当然その分上がるわけです。ですので、大枠で結構ですから、今年度平成18年度と比べてどのくらいの予算規模になるのかということと、先ほど申しましたとおり、特に合併特例債事業はどのように生かされるのかということ、個々具体的にお伺いしたいと。

それと、もう一つ、ここにも質問の中にありますように、9月の定例議会の後、議会から総務委員会、教育民生委員会、経済委員会各セクションから、議会としての予算要望が出されたと思います。前後しますけれども、平成19年度の予算編成方針の中にどうかその辺の文言が入っていらっしゃるのかなと思ったら、どこにも入っていないので、あえてここで聞かざるを得ませんけれども、市長として、議会が提出をしました予算要求については、これは個々具体的には申し上げません。どのような姿勢で臨まれるのかも、2回目でお伺いしたい。

その3点ほどお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 前段につきましては、担当部長、課長から説明申し上げます。

議会から、3委員会合わせまして17事業に関しましてご要望いただいております。この

中には、既に着手しておる事業もございますので、これからやるということにつきましては、もちろん積極的に取り組んでいくわけですが、この点につきましては部課長の方からご説明申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 平成19年度の予算編成に当たりまして、いわゆる主要事業、特例債事業を含めた主要事業につきまして、どのような取り扱いを考えているのかということであります。

特例債事業につきましては、合併の一つの条件として示されている事業でございますので、こちらを採用して、市の方で、協議会の方で設定したわけでございます。

現在、13事業が予定されておりました。一つは、谷和原ⅠＣ周辺整備、これはちょっと流動的でございますが、これらを含めまして13事業と、もう一つ、ＴＸの駅の自転車駐車場につきましても、要望が強く、現在、拡張事業で進める考えで作業をしております。その事業も、この特例債事業の中に含めまして、一つの歳入確保といいますか、総体的に見ますとこの特例債事業で推進したのがいいという条件がございますので、こちらの方は現在進めております。

既に、そのうち18年度から七つの事業を着手しております。防災無線統合整備、それから懸案でございました青木古川の整備、それに水海道取手線のバイパス、これは豊体交差点の周辺の道路の整備でございます。それから、東楢戸台線、大きな事業であります、こちらの方も着手しております。それから、板橋のコミュニティセンター、こちらの方も、18年度に一番肝心でございます用地の方も何とかめどがつきましたので、こちらも推進できるかと思っております。それに幼保一体事業、それから駐輪場と。

確かに、事業費としては大きな事業でございます。財政状況の中からこれをどのようにしていくのかということでございますが、やはりこの大きな事業につきましては、交付税措置もございますので、この10年間の中で、年次的なものを考慮しまして今後は編成をしていかなければならないのかなと思っております。

もう一つ、そのほかに予算編成に対する議会からの要望事項であります、それぞれ常任委員会の方から17項目要望されております。大きな項目で要望されておりますが、具体的に大きなところ一例を申し上げますと、コミュニティバスの運行、それから板橋のコミュニティセンター、これは特例債事業の方でございますが、そのほかに児童クラブとか保育内容の充実とか、17項目ありますので、できるだけ予算の編成の中には反映するような形で現在進めております。

予算規模でございますが、現段階では、もう少し絞り込みませんと、横張議員指摘するような形というか、今、予算編成組んでおりますので、申しわけございませんが、もう少し絞り込んでから数字が出てくるのではないかなと思っておりますので、その点はご了解いただければと思います。

○議長（豊島 葵君） 横張光男君。

○12番（横張光男君） 一番肝心の、先ほど市長からもありましたように新型交付税、どの項目も私は細かく聞きたいのですが、3回しかできませんから、その中でも、私は、新型交付税について、もう少し具体的に財政課長なりに説明をいただけるのかなと。

具体的な影響額というものは、今の段階ではわからないということは、ある程度私も理

解はするんです。というのは、予算編成方針という、これがベースになるわけですが、この中に、歳入歳出一体改革ということの中で、地方交付税という一つの項目がございます。国の予算編成方針と、あえてこの予算編成方針を読ませてもらえば、国の予算編成方針と地方財政計画等を視野に入れた積算をすると、予算編成に入っているわけですよ。ですので、当然、この編成方針を真摯に受けとめて、国の動向を見極めながら、もう既に新型交付税というものは紛れもない事実であるわけです。そういう中で、今、大詰めを迎える予算編成折衝の中で、まだまだ新型交付税の影響額、3,000万円だ、4,000万円だというそういう数字はあえて申し上げませんが、せめて私は、このつくばみらい市では厳しい影響になるだろうとか、その辺の見通しすらできないというのは、甚だ私は残念でいたし方ないわけです。

いわゆる予算編成方針の中に、財政課長、個々具体的に、非常に理路整然とした予算編成方針ですよ。私は立派だと思います。その中で、国の動向を見て地方財政計画を見ながら積算をします。これは地方交付税ですから財政課の所管で積算するんだろうと思いますけれども、今もってその辺の動向が不透明であるということは、ちょっと私も理解できません。

いずれにしても、私の想像としては、私も計算できませんけれども、つくばみらい市は、はっきり言って、この人口、面積が入ってくれば減額であると思います。常識的に、市でも4万ちょっとの膨らみしかないわけですよ。面積だってそんなに大きくないわけです。これは想像ですが、この人口、面積を算入してくる、その言いわけは、国の言いわけそのものは、非常に複雑多岐な積算基礎だと言っていますけれども、私は、交付税総額を減らす算段ではないだろうかと。ここで憶測をしてもしょうがないですが、そういう面から、私は、間違いなくつくばみらい市には影響がはっきり出てくると思うんです。

その辺のところをお伺いしたかったのですが、あえて今の段階ではわからないと、予算編成の最後の大詰めになってはわかるだろうと思いますけれども、私はあえてどこまでもは追い込みませんが、やはり十分にこの辺のところを見きわめて予算を確定していただかないと、そして事業が飛び出しちゃうと、歳入欠陥を来した場合には、この次の2問目の質問にありますように、とんでもない事態になりかねないということですので、あえて私は、ここで忠告というか、忠告するほどのものではありませんけれども、申し上げたかったわけです。

いずれにしても、厳しい財政事情であるということとはわかりますけれども、十分に心して、平成19年度の確実なる歳入と歳出を編成していただいて、市民だれもが本当に伊奈と谷和原で合併してよかったと言われるような19年度予算を編成していただきたいことを強く望む次第でございます。

答弁は、何回聞いても同じでしょうから、この質問はここで終わります。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、先ほど申し上げましたように、自主財政再建計画の樹立ということでございます。

この通告の質問要旨にもございますけれども、あえてこのものは読みませんが、極めて深刻な財政危機に直面している自治体がたくさんあるわけです。特に夕張市が、今、新聞等で報道され、夕張市の中身についてはあえて私は申し上げませんが、物すご

い赤字で、財政再建団体となって、財政再建計画の骨子がつくられ、平成19年度から国の指定を受けて財政再建団体に移行するわけです。

この財政再建団体というのは、標準財政規模が一定額以上、市の場合20%以上を超えま
すと指定対象となりますので、夕張は大変な問題に直面しております。

そのほかにも、夕張だけではなくて、全国津々浦々ではそういう自治体が25市町村近く
あるようでございます。

そういう中で、私は、そういうことにならないように、健全財政の維持のために努力し
ていただきたいということはもちろんですが、新聞等の報道によりますと、財政再建団体
ではないけれども、茨城県内でも、筑西市では、先般独自の、これはみずからの力で財政
の健全化のための財政再建計画を策定して財政の健全化に努めるということで、新聞等に
載っておったのはご承知だと思います。身近にその問題が来ております。

そういう中で、私は、あえてこの状況を申し上げますと、これも資料をいただいた中で、
大変懸念しなくちゃならないというのは、このつくばみらい市でございます。

平成16年度の決算を見ますと、旧谷和原村の経常経費、これが84.7%であったわけです。
そして、旧伊奈町が92.6%と非常に高い位置にあったのも事実でございます。しかし、そ
れが平成17年度の合併をした両方の決算を合わせたものとして見た数字が、決算の段階で
は出ていませんでしたけれども、あえて今回平成17年度の合わせた数字、財政指標が出て
おりますので、見ましたところ、この経常経費、つくばみらい市としての平成17年度が
98.7%なんですよ。私は、これではこの質問をせざるを得ないということで、本当に異常
だと思います。

ご承知のとおり、経常収支比率というのは、経常一般財源、いわゆる町税を初め、経常
的な一般財源で、経常的な一般歳出、いわゆる義務的経費、人件費、物件費、扶助費等、
そういう経常的な一般歳出にどれだけ充てられる財源を持ち合わせをしているかというの
が、この経常収支比率にあらわれるわけです。

極端に言いますと、言葉を返して申し上げますと、100円のを98.7円で人件費、物
件費で食っているということなんですよ。ということは、市町村行政の中で、あとの1円
3銭しか、投資的経費として経常一般財源で充てられるところはないということなんですよ。
すべてひもつきで賄わざるを得ないと言っても決して過言ではないわけです。

通常、この経常経費は、低ければ低いほどいいということはもちろんでございますけれ
ども、書物等では、普通は70%から80%に分布するのが標準的とされています。80%を超
えますと、その自治体は財政が硬直化している、柔軟性がないと言われているわけです。

そういう中で、先ほども申し上げましたように98.7%というのは、80%を著しく超える
のではなくて、限りなく100に近いわけです。茨城県内の全体の数字は、間に合いません
でしたから持っていませんけれども、本当にこれは憂慮しなくてはならない実態である
ということは、私が申し上げるまでもありません。恐らく茨城県内でもトップクラスではな
いのだろうかと、三つぐらいの指には入っちゃうんじゃないだろうかと、こう思います。

もう一つ申し上げますと、98.7%と言いましたけれども、これを言いかえれば、減収補
てん債と臨時財政特例債、これも入ってのことですから、98.7%というのは。これを除い
たらば106なんですよ、このつくばみらい市、経常収支比率は。減収補てん債と臨時財政
特例債を除けば、もう既に経常一般財源では何もできないという実態なんです。もちろん
0.6、本会議ですから言葉を慎んで申し上げますけれども、もう後がないと言っても過言

ではないだろうと思います。

そういう中で、私は、この問題については、先ほど予算編成の中で、厳しく、市長から出ました予算編成が理路整然と述べられ、来年度に向かった独自の努力をされていることは高く評価いたします。しかし、財政は、来年度だけが健全財政であってはならない。今後、中長期的に見た健全財政を維持しなくては、何ら意味ないわけです。

そういう意味からも、私は、この見出しにありますように、自主的な独自の財政再建のための計画、いわゆる経常収支比率を下げるような計画を持たないと、単年度単年度だけではちょっと心細い点がございまして、具体的な数字を示した自主的な財政再建計画をつくっていただきたいと思うのでございまして、この点について、市長、財政課長でも結構ですから、その意思があるかないか、まず最初にお伺いします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほどから出ておりますように、この深刻な財政事情、これを克服するために、先ほど申し上げましたような方針で、いわゆる標準財政規模に見合った予算編成を念頭に置いて指示しておるわけでございます。

こういう財政状況は、引き続くものと私は思っております。したがって、これからこの三位一体改革の動きを見ていかなきゃならないわけでございますから、これを見て、今、議員がおっしゃったような再建計画の策定が必要かどうか、こういうことも含めまして、細かい検討を加えてまいりたいと、かように考えております。

細かい点は、部課長の方から説明させます。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） ただいま大変厳しいご指摘いただいておりますけれども、決算カードを13年度から17年度までいろいろ分析してみた限り、財政の基本的な編成ですが、当該年度の歳出は当該年度の歳入によって賄うというのが大原則なのですが、既にご承知のように、なかなかその歳出を下げるために急激な事業の圧縮というのは非常に困難な面がございまして、13年は、当然、町、村ですが、要するに年度間の調整をする財政調整基金を投じたり、その他の基金を繰り入れしながらやってきたのですが、特に16年、17年というのは、かなりの額を基金繰入基金という形で投入しないとなかなか行政需要を支えることができないという形で、明確に決算状況が出ている状況でございます。

とにかく市長から申し上げましたように、財政秩序の確立というか、要するに当たり前の税収、それから普通交付税、その多くても 1.5倍ぐらいの規模でないと非常に厳しい状況にございます。

それから、合併のときにも、18年度から27年度までの10年間でございますが、財政計画をつくったわけですが、120億円台に達したのは1年しかございません。そういう厳しい状況で財政を読み込んだわけですが、なかなかあれこれ考えてみましても、19年はもちろん予算編成に当たりましていろいろな形で歳出削減をするのですが、いかにせん億単位での歳入歳出の乖離状態に陥っている状況がございまして、毎日毎日私自身も、財政所轄しておりまして、どうしたら歳入と歳出の乖離状態をしのいで、19年度、議員おっしゃるようにこれから未来に向かって秩序を確立できるのかと、毎日あれこれ思案しながらやっておる状況でございます。

とにかく、毎度申し上げますけれども、当たり前のお金で当たり前の予算を組むと。要するに貯金を使ってきましたから、それではやがてどうにもなくなってしまいますから、それを解消するための財政の規律、秩序の確立、これは待ったなしでございますから、そういう形で取り組んでおりますので、ぜひご理解を賜りたい。

また、過日の質問でこの壇上に立たせていただきましたけれども、底辺を支えるというのは、議員の皆様もしかりです。市長を先頭に、私どももしかりでございます。それから、市民の皆様方も、滞納額も非常にございますから、その辺のところも、ぜひこの場をおかりしまして、底辺でもって市の財政、市の行財政を支えていただきたいというのが私の真の願いでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（豊島 葵君） 横張光男君。

○12番（横張光男君） 市長、専門家の財政課長からもありました。私も、財政に苦勞されているというのは重々わかるわけです。

先ほどの答弁で、財政課長から、17年度歳出を削減するのは厳しかったと。そういうことで、貯金、いわゆる財政調整基金をはたいているというようなことで、確かにそのとおりです。ここ何年か、財政調整基金をはたいているわけです。

しかし、一方で、財政調整基金というのは、突発的な自主財源の不足を生じたときに取り崩すのが基本なんですよね、財政課長おわかりだろうと思いますけれども。それが、ここ何年も恒常的に財政調整基金の繰り入れということは、既に明らかなように、自転車操業と言ってもいいほどの実態だと言っても私は過言ではないと思うんですよ。本来は、その年の税収、そのときの財源でそのときの歳出に充てる。継続して事業を行う場合には、次年度の税というのは想像つきませんから、そういうときには財政調整基金で一時充てても、次の年度で、さらには突発的に災害とか何かあったときに、税収が落ち込んだときに、歳出を計上しちゃって追いつかないというときに財政調整基金の繰り入れなんですけど、これはつくばみらい市に限らず、どの市町村も恒常的に財政調整基金を繰り入れて予算編成をしているという、本当に厳しいというか、その場限りの実態ではないだろうか、私もこの何年か見ております。

いずれにしても、そのことをここで申し上げて、あえて私は、今回、1番目、2番目の質問をさせていただいたのは、十分に、財政計画、健全財政計画のために努力されていることはわかりますけれども、具体的数字を入れて、本当に本腰にならないと本当に困るよというような、夕張市のような実態になるまで、夕張市だって、今までほとんど住民にも公表しない、内部でもわからなかった、いろいろなからくり、と言っては言葉は悪いですが、あるんですよ。

そういうことで、今回、総務省では、その研究会で、こうした自治体の財政危機を背景に、財政破綻法制というものの検討を進めて、去る12月8日に報告をまとめまして、年明けの通常国会での法案提出ということを目指しているようでございます。それには、やはり財政危機の新しい指標、そういう財政再建団体に突入する前段で、ある程度警告、イエローカードではありませんけれども、そういうもので、なるべくそのようにならないように縛りをつけながら、一定値を超えた自治体については、毎年、財政健全化計画を国、県に報告しなくてはならないというような、そして、なおかつ町民の方、市民の方々にも公表するんだということで義務づけられるような方針でありますので、そうなれば、これはいや応なくやらざるを得ない。ただし、それであっても、その指標の一定値を超えないと

それは必要ありませんけれども、私は、一定値を超えたから超えないからではなくて、一定値を超えてもいけない、財政破綻をしてはいけないということからも、単年度で、一たんそこに入りますと直すわけにはいきません。夕張市などは、20年、25年をかけて 360億円の赤字を補てんしていくわけですので、並大抵の努力ではありませんので、それなりの数字に入らなくても、みずからの力で財政再建のための計画をつくっていただきたいということですが、先ほど市長からもありましたけれども、それを踏まえて、財政手法、再建計画を前向きに検討していただきたいことをご質問しますけれども、もう一度財政課長の計画についての答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 財政のこういう状況をどのように回復して未来につなげるかという課題でございますが、常に、制度改革の問題、いろいろな報酬でもそうですし、とにかく制度改革の問題が潜在していますよということになるわけなんですよ、いろいろなものやってきまして。

というのは、新市建設計画の予測の中で、121億円ではなくて120億円がただの1回だけなんですよ、27年度までの中で。そういう事情にあるものですから、再建を立てるには、常に、たくさんの制度上、協議しながらやらなければならないものがたくさんございます。一例を申し上げますと、各種委員会の報酬がでございます。例えば1日アルバイトをやっても、1万円、なかなかご婦人方は手元に稼ぐのは非常に困難でございます。

どこの自治体も、豊かな時代の考えを引きずってまいりまして、地方交付税がこれだけ歳入減になるというのは、だれも予測しなかったと思いますね。それはそれで、反省材料でいたし方ございませんが、とにかく計画を立てるのには、もろもろの制度改革を行わないことには、これは無理でございます。

それで、現在、これは11月30日に出た冊子でございますが、新地方分権推進改革構想委員会が出したものがございます。議員の皆様もご存じと思いますが、助役という名称が今度は副市長、こういう発想も、豊かな時代には決してございませんでした。それから、収入役についても、名称が当然変わってまいります。こういうことのように、今までのような考えでは、なかなかこれだけの行財政はやっていけない状態ということですので、それを視野に入れた財政改革、再建計画も視野に入れながら、全市一丸、また議員の皆様方、全市民の方のご理解をいただきながら、やっていかなきゃならない時代に既に突入していますよということを申し上げて、ご理解いただきたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 横張光男君。

○12番（横張光男君） 本会議ですから、つくりたいという心はあっても、まだ検討するという言葉しかありませんでしょうけれども、日々の努力は私も十分わかります。しかし、本当に具体的な数値目標を設けたような計画書をつくっていただきたいことを申し上げて、と同時に、前後しますけれども、新型交付税の問題については、将来、その全体の3割分、先ほど申しましたとおりこれはまだ決まっていませんけれども、政府はそういう方針でありますから、来年度は1割ですけれども、これだって、必ずつくばみらい市は減ると私は思っています。そうすると、3割になれば、全体枠の3割になれば、さらにその痛手はこうむるわけです。

そういうことから、市長も、十分、地方6団体、いわゆる市長会、いろいろな形の中で、何としても、この人口、一部のばらつきが出ます。いいところの市町村もあるかもしれませんが、そういう中で、全体の足並みはそろわないかもしれませんが、そうではなくて、交付税本来の趣旨からいっても、それは好ましいことではないと。今まで地方6団体で大分要望はしてきたようですが、強行突破で1割は来年度間違いなく入る予定ですので、これを何としても3割に入らないように、ぜひともひとつ、地方6団体を活用しながら、中央の方に働きかけをしていただいて、歯どめをかけていただきたいということをお願い申し上げまして、答弁は要りませんので、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時28分開議

○議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） それでは、2点ほど通告してありますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

先ほどから、質問の中で、財政の厳しさというか、そういうものが市長の方から答弁ありましたけれども、我々議員が質問するということは、二言目には財政に関係するわけですね。そういうことで、厳しい財政の中でも、市民の皆さんがこのまちに住んでよかったと言えるような、そういう予算執行をしていただきたいということをまず申し上げて、質問に入らせていただきます。

一つ目は、品目横断的経営安定対策についてということでございますけれども、このことにつきましては、前回の議会においても質問させていただきましたので、それとは全く関係ないわけではないのですが、少しは関係しながら、別な観点から質問したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それは、2009年度から、大豆交付金とか、小麦経営安定対策、産地づくり交付金など全面的に廃止をするわけであります。そして、一握りの担い手だけを対象にして、品目横断に移行するということなんですね。

今回質問したいことは、その品目横断的経営安定対策から外れる農家が、全体からすると圧倒的に多いわけです。この農家に対しては、今後どのように対応をしていくのかと、こういうことなのです。

例えばこれまで進められてきた米の生産調整、いわゆる減反政策ですが、これからこれが今までどおり進められて、それが品目横断に関係しない農家の方にも、割り当てというか、そういうことをされるのか。で、生産調整に参加した農家に対しては、これまでと同じように転作奨励金などを出すのか、または小麦とか大豆などの価格の保証など、これが行われるのかということです。この件について、まず答弁をお願いしたい。

それに、18年度の米の生産調整は、旧伊奈町では100%達成をしましたがけれども、谷和原村は100%達成できなかったのですが、もしも19年度に生産調整が100%達成できな

った場合には、品目横断的経営安定対策の加入をしていない農家に対しては、達成奨励金ですか、こういうのが出ないのかどうなのか、そこをお願いしたいと思います。

それに、通告書にも載っていますように、うまい米づくりを奨励するために助成金をと。この件につきましても、前回は質問させていただきましたけれども、前回、市長の答弁では、19年度からは農協が主体で転作関係を進めていきますので、農協と相談をしていきますと、こういう答弁をいただきました。

本年も間もなく終わりになりまして、新年度になりますけれども、農家の人というのは、新年度になりますと、いろいろな作物ありますけれども、その年の作物の作付計画をする農家が多いのであります。

例えば米づくりで申し上げますと、もみの準備をして、ことしはどのような作をつくるのか、その時点で、うまい米のつくり方は、種もみの1箱当たりの播種量を決めるとか、まく時期とか、あるいは肥料の準備などを決めて、稲の一生で一番大切な出穂30日前の姿をどのようにするのか、これを頭に描きまして、それぞれの作付の計画をするのであります。

以上のようなことですので、今回も質問をするところでもありますけれども、何をするにしても準備が大切であります。うまい米をつくる条件としては、米の粒が大きいこと、それに肥料の質や量を決め、特に窒素肥料を控え目にして少なく施すということが条件なんです。味のよい米になるのです。肥料を少なくすることによって、水環境もよくなる、いわゆる一石二鳥であります。

うまい米の基準は、一等米では、食味が80%以上の場合、旧谷和原では1俵当たり5,000円の助成金を村が出してきました。米の販売は、市場で大変競争の厳しい状況であります。有利に販売ができるように、そして生産農家の励みになるためにも、うまい米に助成金と再度申し上げます。

農家の人の計画というものも、もちろんあります。昨年度まで、谷和原の場合は5,000円の助成金をいただいた農家がたくさんいるわけですね。そういう人たちは、また来年もという気持ちでいます。ところが、3年という区切りがありますので、来年度はもうやめるといような方向では、農家の皆さんも非常に残念だという気持ちになるのではないかなと思いますので、その辺含みの上でお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 品目横断的経営安定対策についてということで、前段におきましては、認定農業者とか集落営農組織から外れた農家に対する対応はどうするのかというご質問だと思います。

基本的なものだけお答えを申し上げまして、あとは担当部長の方から説明させますが、まず、認定農業者、集落営農組織の推進につきまして、これまでも集落座談会や関係組織について説明、啓発を行ってまいりました。今後も引き続き、参画しない農家や集団に対して、農協や国、県の関係機関と連携を図り、品目横断に参加していただくように説明会等をさらに実施し、ご理解をいただいて、ぜひご加入をお願いしたい、こういう考えであります。

それから、うまい米助成金については、前回でもご答弁申し上げましたが、これは旧谷和原村だけにおいて行われておったわけでございますが、この制度、つくばみらい市すべ

てのうまい米に該当したらどうかという意味も含まれておると思うのですが、この助成金をということでございますが、現在、先ほどからありますように財政問題もございますが、また、助成を行うことによって、私が見てきた限りでは、販売実績が上がるという費用対効果、これが十分得られていないような感じがするわけです。

要は、おいしい米だと、魚沼の米のように大きく宣伝し、消費者に普及されまして、この米の販売実績が上がるようにしなきゃいけないと思っています。つくるだけでは意味がございませんので。これも、販売業者でございます農協と一緒に、今後考えていかなければならない問題と思っております。

したがいまして、農業に対する助成金全部を洗い直してやっていかないと、この結論は、簡単に、はい、出します、出しませんというわけにはまいらないと思います。したがいまして、それぞれの関係機関といろいろご協議を重ねながら、方向づけをしてまいりたい。単なる今までの生産調整の中で補助金を出していた、そういうものをそのままやりながら、さらにこれを上積みして1俵当たり5,000円を出すと、こういう簡単な決め方ではいけないと思っております。

したがいまして、農業の政策、財政支援をすべて洗い直してやっていく必要があると、このように考えております。

○議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） 参加しない農家に対する参加の呼びかけ、どこまでそれが実現していくか、そういうことが非常に大変なことだと思うんです。

大体、現在のところ、先ほど部長からもお話がありましたけれども、品目横断に参加する農家、どことどこというのは、私もわかっていますが、ほんのわずかですよね。それ以外の方が圧倒的に多いわけですよ。何で今まで減反政策なんかについても協力してこなかったのか。それと今度はまた別だからと言えばそれまでかもしれませんが、実は私の集落でも、谷和原でも100%やっていたときは、谷和原の方で8集落ぐらいは100%やっていたんですね。そのころは、全体としても100%、それをなぜやめたかということなんですよ。

それは、一言で言うと、政府にだまされたと、こういうことなんだよね。もうこれからは政府の言うことは聞けないと、自由にしようと、そういうことでやめた集落が多いわけです。そういう農家をさらに説得して、今度こういう国の方針だからそれに加盟してくださいと、なかなかこれは難しいことかなと思うんだよね。

特に、前回も申し上げましたけれども、その品目横断に加入すれば、自分たちがつくった米や麦や大豆、そういうものの価格保証があるのかと。その辺を見ると、農家の人が、ああ、なるほどこれはいい保証だなと思えるほどの保証の仕方ではないわけですね。

まだ、その辺が始まっていないから、ただ、3年間の価格の平均で保証すると、そういうことですね。平均と言われても、安いからそういうことをするのですから、決して平均が上がるわけじゃないんですよ。

先ほど、米の生産費幾らかかるとかそういう話も出ましたけれども、実際問題として、大変な、米で言うと、生産費に合わない米価なんです。そういう中で、果たして農家の人が、じゃあ品目横断に加入しようかと、ちょっとやそっとではできないんじゃないかなと思うんだよね。

それで、来年度なので先のことはわからないと言えばそれまでなのですが、100%転作

やるのが条件ですよ。それができなかった場合は、国からの補助というか、そういうものは来ないわけです。そういうときにどうするのかということもひとつ、そういうことも覚悟の上で進めなきゃならないと思うんだよね。その点もう一度。

それから、うまい米の話ですが、農政課の前に、こういうパンフレットが置いてあるんです。農家の人がどのくらい見ているかわからないけれども、おいしいコシヒカリをつくりましょうというパンフレットなんです。これを見ますと、私も何年か米づくりやってきましたから、どれも納得できるものばかりなんです。だけれども、実際に大粒のコシヒカリ、これが一番おいしいわけです。こういう米をつくるには、実際は大変なんだよね。

まず、機械で言うと、グレーダーの目は現在は1.85なんですね。前は1.8ぐらいだったかな、目の大きさを大きくしたわけです。それで、大きくすればするほど、くずが多くなるわけです。そのくずが、ある一定の価格で買ってもらえればいいけれども、実際はこれが、今、外国から輸入というものがいっぱいあるので安いということで、去年は30円だったんだよね、キロ当たり。とんでもない安い価格なんだよね。そういうこともありますので、なかなか決められた1.85でも、そのグレーダーを買うのにはお金がかかるわけですから、じゃあやろうと変えるのに、なかなか思いが大変だということもあるんだよね。

それと、大きい粒の米をつくる技術というのは、そこにあるわけです。今は、田んぼに植わっている稲を見ますと、なかなかそういう大きい粒ができるようなやり方ではないわけです。これを、おいしい米をつくらうということで皆さんに呼びかけるのでしたら、そこらのところ、もちろん今度農協が中心になるといったら、そっちでやってもらわなくちゃならないのかなと思うのですが、それなりの技術と栽培の仕方があるということです。

ですから、本当にうまい米をつくってほしいという気持ちであれば、早い時点でそういうところをきちんと決めて、それに一生懸命やる方には、それなりの励みになるものを出しますよということを、できるだけ早い時点でやってほしいなと思うわけです。

それと、さっき米の販売の実績ということも言われましたけれども、実際においしい米をつくって喜ばれる、そういう生産地も結構あるんだよね。

私も、先般、9月ごろだったか、福島のある市に行って検査状況を研修してきたのですが、そこでは、先ほど言ったグレーダー、あれが1.9なんです。その米を見たら、物すごくきれいないい米だよね。いろいろ農家の方とも話をしたのですが、その農家は、ほとんど米プラスアルファの農家で、果樹をやっている農家、野菜をやっている農家、そういう農家で、面積的には田んぼの場合はそんなにはないのですが、でも、それをつくるという気構えでやっているわけです。

その検査をして、一等米を、全部食味計をわきへ備えつけておくわけです。それで、全部そこで食味どのくらいかと出しているわけです。それで、80以上にいったものについては、この米はどこに売るんだと、その場で決めているわけです。消費者がわかるわけです。そういう仕組みで、それはもちろん消費者とのいろいろ契約の仕方もあって、そういうことをやっているのだと思うのですが、そういうところまできちんとやっているということなんですよ。すごく農家と進める側と徹底した方法でやっているなということで、実際感心をして帰ってきたわけです。

先ほど農協の販売実績ということであったのですが、販売というのは、実際問題としてこんなに米余りの状況でもありますし、大変なことなんですね。私も、そういうことでは、東京の米屋さんとか年に何回かは価格の交渉をやるのですが、今の1万3,000円とか4,000

円とか、その辺の感じでやるわけですね。そういう中で、1俵当たり200円とか300円、そのくらいな金額の差でお互いにやり合うわけです。我々は、農家の皆さんから販売の方を委託されて、それで交渉に行くわけですが、年間何千俵かの取引をやるのですが、実際大変なんですね。

だから、何としてもそこで強いのは、品物がいいこと、これなんですね。そうすれば、交渉に行った人が、胸を張ってやれるわけです。200円や300円でどうするんだと、もっと高く買えということやるわけですが、農協さんはどういうふうにやっているか知りませんが、組織も大きいから、扱う量も大きいから、我々が米屋さんとの交渉するやり方とは違うと思うのですが、そういうことなんですね。

ですから、本当にいい米をつくること、それが基本だということ、それを行政としても進めていくことだと思うんです。

それで、私どもが東京あたりに行くと、筑波郡から来ましたと言うと、北条米かと、こう言うわけだ。そう言えればいいのですが、そんなことで、本当にうまい米をつくっているところというのは、消費地ですっと知られているわけです。

私、1回こういうこともありました。関西に行ったとき、名古屋。茨城だと言ったら、茨城の米は信用できないと、こういうわけです。何というのかなと思って、その次を聞いたら、茨城は東京という大消費地がすぐ隣にあるものだから、そういう米でも今までは売れたらうと、今はそうはいかないと。そこで、その話だけで済んでしまったけれども、とにかくうまい米をまずつくると。それで、胸を張って交渉できる、商売できるような、そういう米をまず行政を挙げてやるべきだと思うんだよね。

先ほど魚沼産の話も出ましたが、私が農業を始めてすぐにですが、十和の倉庫に米の供出、あのころは供出とよく言いましたが、出荷に行くわけです。そうすると、朝から10トンとか11トンぐらいのトラックが2台、3台と来ているわけです。検査した順から、全部そこに積んでいるわけです。はてなと思って見たら、新潟なんだよね、ナンバーが。そのころは何で新潟なのか全然考えもしなかったけれども、後でいろいろちまたの話を聞くと、魚沼産でとれる米よりも、実際市場に出ているのは、それ相当に多い数量が出ているんだよなという話を耳にした、そのことが本当かどうか分かりませんよ。でも、そういうこともあったんですね。

ですから、とりあえずうまい米をつくるために、行政は行政の立場で、大いに行政としての政策として進めていただければありがたいなと。たかが1俵何千円ぐらいの、その金額については、これから財政との関係で、どうしても5,000円だということばかりではないと思うんですね。少しでもいいから、励みになる方法をとってほしいと、そういうことでお願いします。

もう一度、済みませんが。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） まず、品目横断的経営安定対策の問題でございますが、旧伊奈、旧谷和原というお話はしたくありませんが、この件だけは、今まで伊奈は100%達成してまいりました。古い話で恐縮ですが、こちらの方へお貸ししたときもあるわけでございます。

実は、何で谷和原は達成できなかったのかなと私は思っていたのですが、今、議員から

たまたま一部は出ましたけれども、100%達成させるのには簡単ではございませんでした。私なども、なかなかご協力いただけない家には、夜を徹してお願いに行ったときもございます。幹部職員みんなで歩いたときもございます。そういうことで、それなりの財政支援はしてきたわけですが、そういうことで100%を達成していただいて今日まで至っていると、こういうことでございます。

したがいまして、行政としては、まず、こういう政策を徹底してご協力をお願いすることが先であると、私はそう思っております。できませんという考えのもとにあきらめてしまっては何もできませんから、職員と私も、場合によっては戸別訪問でも何でもするぐらいの腹構えであります。

そういう中で、19年度においては、まだ伊奈、谷和原ということで例のノルマは来るわけですが、いずれ一緒にしなければならぬわけですから、これは市として一本化していかなきゃならないわけですね。したがいまして、ここで、先ほどから議員がおっしゃっておりますように未達成だからこれをどうするんだということは、目標に向かって努力をすることが先であると、それで達成できなかったときはどうするか、こういうことを考えなきゃならないと思っております。

それから、おいしい米の問題でございますが、先ほども申し上げましたけれども、谷和原領の米というのはおいしいんですよ。私はおいしいと思っています。細かい話ですが、ずっと前は、こっちは玄米保存、向こうはもみ保存でございますから、もみ保存というのは味が変化しないですよ。そういうことで多少の味の違いはあったかもしれませんが、今日では、場所によっては多少違いますが、別に魚沼の米とここの米は変わりはないと思っています。

そういうことで、農協にも頑張ってもらっていて、一時は京都の方へ、今も出しているのかな、持っていったおるといいますから、この販路を拡張して、ここの米を農協、もちろん行政も一緒になってやりますが、販路を開拓していただきたいということで、農協の方へもさらに申し上げたいと思っております。

あとは部長の方から答弁をさせます。

私の答弁で不十分のところがございましたら、部長の方から気がついた点答弁してください。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） 先ほどの質問で何点かありましたので、お答えしたいと思います。

品目横断的経営安定対策に参加しないもの、これらに対する転作の割り当てはどうするかという質問があったかと思うのですが、これにつきましても、水田農業推進協議会という組織がございますので、そこで協議して最終決定がなされるわけですが、基本的には、品目横断的経営安定対策に参加した農家だけが米の需給調整をやっている、本来の目的の達成には至らないと思いますので、これは基本的には全農家に需給調整をお願いしたいということであります。

それから、19年産の転作未達成の場合、品目横断の助成金はどうするかという質問があったかと思うのですが、これにつきましても、その集落営農組織あるいは認定農業者が、

今は転作目標面積の配分ではございませんけれども、作付面積の配分ということでやっておりますが、基本的には需給調整に協力していただいたものが対象になるわけですが、個々に品目横断に参加している集落営農あるいは認定農業者が転作を 100%実施していれば助成金の対象にはなると解釈しております。

それから、19年度からの米の需給調整の推進体制でございますが、当初、19年から生産者組織、いわゆる農協の方で主体性を持ってやるということになっておりましたが、いろいろ協議して、まだ最終的な詰めは行っておりませんが、19年度につきましては、市と、それから農協と、移行期間といいますか、一緒になって推進体制を組織して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） 100%生産調整が達成できるまで、行政としては頑張らなくちゃならないということですが、さきにも申し上げましたように、100%やらなかった理由は、ちょこっと申し上げましたが、生産調整に協力してくれなかった場合は、国の方では食管法を崩すよと、こういうことだったんだよね。食管法を崩されれば、米価が下がるのは当然ですから。ところが、外国から70万トンも輸入しながら、義務的輸入と言っているようですが、そういうことをしながら減反をさせて、それで皆さん一生懸命やってきたんだよね。ところが、さっきも言ったように、食管法を崩して、米価の下支えを崩して、何%と毎年決めていたわけだよね。それをなくしたわけです。限りなく下がってきたということは、当たり前の話なんだよね。

そういうことを農家の皆さん知っていますから、あ、だまされたなと、こういう思いになったんだよね。これはそういう思いになっても仕方がないと思うんです、まじめに考える農家はそういうふうな思いをするのは当たり前だと思うんだよね。そういう人たちが、今、谷和原の方面では 100%やらない農家が多いわけです。だから、幾ら努力しても、その辺は、生産調整に参加してくださいと言っても、なかなかこれは大変だと思うよ。

前は、役場の職員が、朝に晩にみんなでお願いして歩いたよね。それ以上に大変かなと思うんだよね。

何でそういうふうに私言うかというと、さきにも申し上げましたように、100%やらなければ国からの補助金が来ないというわけですから、これは大変な話だよね。したがって、品目横断に参加している農家の皆さんも、その恩恵にあずかれないということも、場合によっては考えられるのではないかなと思いますので、その辺のところも十分踏まえて、ひとつ住民の皆さんとも相談しながら進めてほしいなということを申し上げて、次に入ります。

特例債事業として計画しております幼保一体化施設整備についてということでございます。幼保一体化事業の進め方ということでございます。

就学前の子供の保育、教育を一体として提供するとして、認定こども園として、今年の10月1日から新しい制度が始まったわけでありまして。認定こども園は、就学前の子供に教育や保育を一体的に提供し、かつ地域の子育て家庭に子育て支援を総合的に提供している幼稚園、保育所、認可、無認可とも含むわけですが、幼稚園や保育所の設置者の判断において都道府県に申請されたものを認定こども園として認定をすると、こういうものなんです。

子供が生まれ、入学前までの6年間の子育てのご苦労は、並大抵のことではない、そういう面が多いのではないかと思います。そして、だれもが安心できる子育てをしたいと考えていると思うわけであります。

私は、乳幼児期の子供たちの成長や発達が確かに保証ができること、保護者が安心して働き続けられること、園や家庭、地域で、子供たちが時間を忘れ、たっぴりと遊べる社会にしていけることが大人社会の責任だと思っております。今ある保育園や幼稚園、子育て支援センターなどを充実するために必要な財源はきちっと確保して、制度も内容を充実していくことに力を尽くしていくべきだと考えております。

幼稚園と保育所を一体的に進めるこの認定こども園の法律の内容をよく見ていきますと、子供を保育する国、自治体の公的な責任、これを放棄し、財政効率や規制緩和を優先する考え方を保育にまで導入することがわかります。厚生労働省と文部科学省によると、認定こども園には、親が仕事をしている人も、そうでない人も、預かり、いわゆる待機児童の解消に役立ち、子育て支援を充実させることができると説明されております。つまり認定こども園は、保育と幼稚園の機能を一体的に提供できるシステムだというわけです。

では、そんなによい制度であるならば、どんどんこれから先にふえていけばよいのか、そして何も問題がないのかなど、ここでは、保護者の立場から見て、身近な問題を幾つか取り上げてみたいと思います。

これまでは、認可保育園、私立、公立への入園の申し込みは、市町村が責任を持って受け付け、入園が決定されてきました。児童福祉法によって、自治体が保育をする責任を明確にしているからであります。だから、自治体は、税金、つまり公的な財政を支出してきたわけであります。

ところが、認定こども園では、入園の決定は認定こども園が行う仕組み——直接契約といいます——になります。母子家庭など、保育を本当に必要とするケースに責任を持って対応してくれるのだろうかと思います。また、定員をオーバーして応募者があったとします。その場合に、認定こども園が公正な選考をすることになります。結果は市町村に報告するとのことですが、選考に漏れてしまったときは、改めて別の保育所や幼稚園を自分で一から探すことに直面することになるわけであります。

それから、保育料についてであります。市町村ではなく、それぞれの認定こども園が決めます。保護者にとって高額な負担となり、保育料を滞納した場合どうなるのかというと、市町村は、児童福祉法の理念によりまして保育を実施する義務があるので、保育料を例えば滞納したと同時に退所させることはなかったと思うわけであります。認定こども園では、利用者との直接契約なので、保育料が支払えない場合、やめてもらうことも想定されるということができると思います。

さらに、認定こども園のうち、国の補助金が出るのは限られたケースでありますので、もし認定こども園の運営が財政的に厳しくなれば、自由に保育料を値上げする、これも可能になります。保育料の面から見ても、これまでの保育園や幼稚園に加えて、認定こども園があり、料金体系が複雑化していきます。これでは、保育料を負担できる度合いに応じて保育の内容が変わるということにもなりかねません。

例えば高い料金設定をして、早期から英語教育などの認定こども園が進出する可能性も否定できないと思うわけであります。これでは、幾ら園数がふえても、待機児童の解消にはつながらないのではないのでしょうか。

次に、乳幼児期の心身の成長、発達に欠かせない食べるものについて考えてみたいと思います。

保育園では、調理施設設備の設置が義務づけられております。幼稚園では、任意となっております。認定こども園では、3歳以上児の場合は調理施設を置かなくてもよく、条件つきで給食の外部からの搬入を認める方向なんですね。乳幼児保育における離乳食の必要性や、あるいはアレルギー対策はもちろんですが、保育園でも幼稚園でも安心できる食事内容が大切だと思うわけであります。

例えば、幼児たちが畑で栽培する活動に取り組んで、収穫したものが昼食に出されて、野菜を食べられるようになったという実績の例がたくさんあります。また、園に調理施設があることによって、子供たちは、きょうのお昼はカレーでしよう、においがするなどと、調理をする人とのやりとりが楽しみだというふうにも思います。

食べることは、子供たちにとって心身のエネルギーの源であり、毎日の保育の中でとても大きな位置を占めております。この時期に味覚が形成されていきますし、食育の大切さが話題となっているときに、給食を外部委託でもよいとする規制緩和はどういうことなのでしょう。

それに、保育園と幼稚園には、先生方を何人配置をすべきかを定めた基準があります。保育園の場合には児童福祉施設最低基準、幼稚園には幼稚園設置基準、2歳児と3歳児について考えてみますと、保育園では3歳児20人に対して1人の保育士を置くのが最低基準であります。2歳児は6人に対して1人なのに、3歳児になると保育する園児数が急にふえるわけです。幼稚園では、3歳以上児の場合、35人を1学級として幼稚園教諭を1人置くことになっております。しかし、実際には、保育園でも幼稚園でも、それだけの人数を1人で保育をすることは難しいということで、自治体や施設設置者の判断によりまして、基準よりも多い保育士や幼稚園教諭を配置し、雇用しているわけであります。

つまり現在の基準でも大変なのに、認定こども園の場合には、3歳児は、短時間の保育の場合には35人に対し1人のクラス担任制でよいと。保育園の20対1よりも悪くなるということなんですね。職員の配置を低い方に合わせているのであります。

認定こども園では、短時間の保育を受ける園児と長時間の保育を受ける園児が、午前中は一緒に過ごすことになり、昼食を食べる子もいれば、お昼寝をして夕方の長時間の保育を受けて迎えに来るのを待っている子供もいるわけであります。

国では、こういうケースの違いに対して十分配慮をすべきと言っておりますけれども、職員数を低い方の基準に合わせるのならば、少ない職員数で子供の保育に当たることになり、十分に目が行き届かなくなってしまうわけであります。

主に、保護者の立場ということから、幼稚園、保育所一体化で進めます認定こども園の問題点を申し上げましたが、このつくばみらい市でどのように今後進めようとしているのか、幼保一体化の事業の進め方につきまして、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

幼保一体化事業の進め方ということですが、これは特例債事業として計画をされていまして、幼保一体化の施設をつくらうということで進めておりますけれども、今、議員のおっしゃられた認定こども園として進めるわけではありませんので、認定こども園と

してやろうということで進めているのではないものですから、その危惧されていることはちょっと当てはまらないのかなと。

幼保一体だからすべて認定こども園ということではありませんので、これは一つの施設の中に、幼稚園もやりますよ、保育所もやりますよということですので、これは認定こども園とはまた別の形態です。そういうことで、今、基本的な考え方はそういうふうに行っているわけですので、その危惧されたことが、すべてそういうことではありませんので、今、進めていることと、市川議員のおっしゃられたことは違うかなということなのです。

ただ、どの方法が一番いいのかなということで、今、形態については、いろいろな先進地の施設を見たり、運営形態を聞きながら進めているという状況です。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） この一体化で進めているところ、旧谷和原のとき、教育厚生委員会で研修をしました。十分研修してきたのですが、そういういろいろ研修した立場で申し上げたということが一つなのですが、それと、ただいま教育長が、認定こども園ということと一体化の方は違うよ、こういうことですよ。私も、その辺、正直なところ、よく勉強していない部分もあります。

しかし、国で、10月ですか、認定こども園を実施するということで決めたわけです。その中身は、一体的に進めるんだと、そういうことで理解していたんですけども、私が間違っていたら、素直にもちろんもう一度検討してみますけれども、いずれにしても、先ほども申し上げましたように、幼稚園と保育所を1カ所で行ったら、いろいろな面で大変な問題が出るんじゃないかなと、そういうことが言えると思うんだよね。

それで、とりあえず、これを一応特例債で進めるということですので、その辺につきましては、十分に、一体化で進めるならそれはそれなりに、早い話が、現場で働いている先生方が一番身をもって体験しているわけです。そういうところの人たちとも十分協議をして、あるいはまた父兄の皆さんとも十分協議した上で、これを検討していただきたいということを申し上げて、私、終わります。

○議長（豊島 葵君） ご苦労さまでした。

議案第 98号 専決処分の承認を求めることについて（第17号）

議案第 99号 専決処分の承認を求めることについて（第18号）

議案第100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

議案第101号 つくばみらい市市民農園条例

議案第102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について

議案第103号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について

議案第104号 常総地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第105号 常総衛生組合理約の変更について

議案第106号 取手市外2市火葬場組合理約の変更について

議案第107号 取手地方広域下水道組合理約の変更について

議案第108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）

議案第109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 110 号 平成 18 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 111 号 平成 18 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 112 号 平成 18 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 113 号 平成 18 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（豊島 葵君） それでは、日程第 2、議案第 98 号から議案第 113 号まで、16 案件を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告書が議長あてに提出されておりますので、これを許可します。

なお、会議規則第 54 条において、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない旨、発言の内容が制限されますので、この点十分ご注意を申し上げます。

また、発言の順序は通告順といたします。

それでは、1 番高木寛房君。

〔1 番 高木寛房君 登壇〕

○1 番（高木寛房君） 1 番の高木です。

議案第 101 号 つくばみらい市市民農園につきまして、この案件は経済常任委員会の付託議案ではございますが、質疑通告のとおりお尋ね申し上げますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

当市の農業委員会においても、11 月 20 日付で特定農地の貸し付け承認申請が提出されておりますが、その条例の提案理由としまして、市民が土に親しみをもち、農業への理解を求め、地域活性及び農地保全を図る目的のもと設置をするというお話です。

新たに移り住む市民に自然との触れ合いを楽しんでいただくことは、結構なことですし、タイムリーな企画であると思います。しかしながら、施設はどのような整備をして市民の方にお貸しするのか、若干説明が不足ではないかと感じております。水道、トイレ、農具の収納庫等、その設置については最低限必要であると思われるわけです。

また、農薬使用時の專業農家からのご指導、また万が一農作業中にけがをされた場合の対処、そういった安全面の考慮を含めた受け入れ体制も万全を期すべきであると考えておりますが、その点について見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議案第 101 号のつくばみらい市市民農園条例についてのご質問でございますが、まず、一つはトイレの問題、水の問題、農機具の収納庫、農薬の問題と、四つになろうかと思います。

まず、第 1 点目のトイレにつきましては、近くに公衆トイレがございませんので、これは不便を来すと思われるので、仮設トイレを設置したいと考えております。それから、手洗い等の水についても、同じように設置してまいりたいと考えております。

農機具の収納庫につきましては、大きな農機具もございませんので、これは各自持ち帰りをいただくと、こういうことでお願いしたいと思います。

それから、農薬の使用につきましては、これはいろいろ危険も伴いますので、農協ある

いは普及センター等の協力を得まして指導してまいりたいと、こう思っております。

さらに、利用者がけがをした場合、これが問題でございますが、これは条例の第15条にあるように、管理上の瑕疵があった場合のみということで、それ以外は利用者のご負担をお願いしたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 高木寛房君。

○1番（高木寛房君） ありがとうございます。

今、市長から農薬の件についてお話がございましたが、農薬につきましては、取り扱い方法を間違えますと大きな事故につながる可能性もありますし、大変危険を伴うわけですね。

懸念されることは、農薬の扱い、いわゆる保管に困ってしまい、不法投棄をされた場合、環境汚染にもつながりますし、心配されると思います。そういった面も含めて、農薬の管理、使用法の指導につきましては徹底していただきたいと、そうお願い申し上げます。

私ごとになりますけれども、以前勤務をしておりました某所で、農薬、除草剤の試験研究に携わってまいりましたので、農薬中毒の恐ろしさというのは十分認識しておりますので、発言をさせていただいている次第でございます。

また、ご指導くださる専門農家の方にすべてをお任せしてしまうと、これは大きな負担になると思うんですね。そういった面も十分配慮していただきまして、説明責任がきちんととれる対応を重ねてお願いを申し上げます。

答弁いただけますでしょうか。

○議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

農薬の取り扱いでございますが、ことしの6月取り扱いに対する法改正がございました。取り扱いが厳しくなるといいますか、そういったこともございますので、農協等をお願いして、取り扱いには十分注意されるようにしたいと思います。

それから、作付等の技術指導でございますが、これは近くの専門農家の方にお願いをして、いいものをつくっていただくように、地域農業の理解を深めていただくように、指導をお願いしたいと考えております。

○議長（豊島 葵君） ご苦労さまでした。

次に、26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 私は、議案第108号の平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）の中の108ページの9のところにあります財産収入、歴史公園地先の土地貸付収入650万円を減額補正するんだということについて伺います。

議案の説明のときに、市長は、契約更新というふうに言ったかどうかわかりませんが、それに基づいて減額をするという一言の説明だったのですが、一言で済まされる話ではありませんで、どういう協議の中で650万円という減額になったのか、詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的なものを申し上げます。

ワープステーション江戸にかかわる茨城県開発公社との土地の賃貸借契約につきましては、平成18年3月末で契約期間が満了となっております。平成18年度からの契約に対しましては、県開発公社より、以前から土地の賃貸料の減額を要望されておりました。だが、合併を控えておりましたので、やはり合併して新市が発足してから契約すべきだということで、賃貸料の減額の結論につきましては新市に引き継ぐことにいたしまして、それで引き継ぎいたしまして、協議を続けた結果、本年の4月から年間使用料について変更しようというものでございます。

交渉の経過につきましては担当部長の方から説明させますが、私の方からは以上でございます。

○議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 歴史公園の土地貸付収入の減額補正についてであります、基本的に、今、市長が答弁したとおりでございます。

経過につきましても、開発公社の方から減額の要望がございまして、それを新市に引き継ぎまして、そのほかに賃貸料の設定額について、不動産鑑定評価とかいろいろなものを踏まえまして、現在に至った次第であります。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） そういふことなのでしょうけれども、だから減額なんだ、はい、そうですかという話にはならない問題だと私は思うんですね。

県から助役もいらして、つくばみらい市という形で、谷和原の議員も含めてここにいらっしゃるわけで、この事業がどういふ事業なのか、それからその1,650万円というのはどういう位置にある金額なのかということのを少し整理させていただくと、伊奈町の南太田というところに、55ヘクタール、大変広大な地域に、マルチメディアの工業開発も含めた大きな開発事業を県がやるということでメディアパーク構想というのが立ち上がって、そしてメ社というのをつくったんですね。で、31億円という資本金を集めました、伊奈町が2億円、県が5億円、それからソニーとか松下とか。しかし、なかなか立ち上がらないということで、起爆剤として、今、ワープステーション江戸事業が伊奈町主体で立ち上げた。建物を、30億円の資本金も土台にしながら、金融機関などから7億円の借金をして立ち上げて、わずか2年で破綻をしたんですね。

破綻をしたときにどういふ負債処理をしたかということ、県開発公社にその建物を2億8,000万円で売ると。そのお金を分配しまして、金融機関には1億円返すと。7億円借りているわけですから、金融機関には6億円丸々貸付損ということですよ。それから、資本金についても、原資という形で、31億円ですけども、伊奈町もそうですが、2億円はもうなくなる、県も5億円がなくなる、それぞれ30数社が出しました資本金をすべて泣いてもらうという形になっているわけですね。

ですから、この事業の破綻というのは、民間の企業や銀行合わせると、伊奈町の出資金も合わせると三十七、八億円の大きな負担をかけて破綻をしたと。

実際に、そのワープステーション江戸事業に伊奈町はどうかわったかということ、立ち上げるときに7万3,000平米を6億8,000万円で購入する、そこを整備し、町道をつくり、

排水路もつくるという形で、約15億円ぐらいのお金を伊奈町は投資をしていますね。国や何かの補助金がそのうち3億3,000万円ありますけれども、そのうちの8億7,000万円は、今まだ借金としてずっと残りながら、毎年、ことしも5,000万円ぐらいの返済をしているという形で、伊奈町自身は、整備費用として、補助金を除いても12億3,000万円のお金を投資して、それに加えて2億円というお金なわけです。それを投じたものが、ほぼ破綻の中で実際どうなっているかということ、7万3,000平米、6億8,000万円で買った土地の実測が9万6,000平米あったと。そのうちの半分を県の開発公社にワープの土地として貸しているわけですね。

その4万8,500平米の土地代が、当初の契約では1平米340円で年間1,650万円という形の賃料として今まで伊奈町は受け取っていたわけですね。実際には、その貸すという行為の中で受け取れる額というのは1,650万円だけ。それから、あそこでいろいろ使用するということでの使用料を合わせても1,700万円ぐらいの伊奈町にとって見れば歴史公園の収入はないわけですよ。反対に、半分しか借りてもらえなかったということで、半分は歴史公園という形で、4万7,500平米は、今、つくばみらい市が管理をしまして、今年度の予算でも600万円ぐらいの管理費用がかかっているわけです。

ですから、当初予算でいいますと、毎年、そうはいっても1,000万円ぐらいの収入というプラスマイナス、土地代と、それから残った歴史公園の管理費用を引きますと1,000万円ぐらい、つくばみらい市には、事業が運営されていることで入るという関係ですが、片側で、抱えた借金の返済は5,000万円ですから、全然採算に合う話ではないわけです。

そういう形で、これからもずっと延々とこれを運営していくのかという問題について、私は市長と随分議論をしてきたのですが、市長は、2期計画、そのメディアパークという県で進める全体計画を何とか進めるということで、この事業を引き継いでいきたいんだということで新市にも引き継いだわけですね。しかし、新市に引き継いでみたら、さっき総務部長が言われた言葉どおりで見れば、固定資産評価がもしかしたら変わったのかもしれないですが、1,000万円に引き下げての契約に応じざるを得ないというような評価になっている。

私は、これは県の開発公社は、引き下げたいというのは当然だと思うんですよ。県開発公社からすれば、2億8,000万円であのワープの施設を購入して運営しているわけですが、購入した初年度で未処分利益はマイナスですから、939万円、2年目で1億1,594万円、昨年度はそれがさらに膨らんで1億7,900万円ということですから、県開発公社は、2億8,000万円で買ったけれども、どんどん毎年その負債を膨らませているという状態なので、当然、借地料を下げたいという要求は起こると思うんですね。

起こる要求に、つくばみらい市がこたえていくということは、結果として市民の大変な税金をさらに食っていくという関係になるわけですから、こういう今回の交渉の結果で県開発公社が650万円の減額を要求せざるを得ないような事業、しかも、その事業自身もどんどんマイナスを生んでいるような事業、いろいろロケ中心に変更したとはいいいながら、少なくとも今年度の中で県開発公社が650万円の減額を要求するということは、この事業自身の運営が、集客は若干ふえているかもしれないけれども、事業としてうまくいっているということでは当然ないからこそ、こういう要求が出ているのだと思うんですね。

この事業を、こういう形で言われたから下げるという形も含めて、今後どうしていくん

ですか、市長、このまま続けるんですか。

○議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 続けてまいります。

それから、今言われました開発公社に貸している以外のところも、臨時セットですか、300円ぐらいで貸していると思うのですが、使われております。

それから、市のこれまでの行事などでも、一緒になってあそこを住民にはただで開放していただくとか、そういう方向でやっておりますので、これからも続けてまいります。

○議長（豊島 葵君） 以上で、質疑通告書による議案の質議が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております16案件のうち、議案第98号及び議案第99号について、委員会付託を省略し、先議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号及び議案第99号については委員会付託を省略し、先議することに決しました。

議案第98号～議案第99号について先議

○議長（豊島 葵君） 議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（第17号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第98号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第98号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第99号 専決処分の承認を求めることについて（第18号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第99号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第99号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第100号～議案第107号、議案第109号～議案第113号について各委員会付託

○議長（豊島 葵君） 日程第3、議案第100号から議案第107号及び議案第109号から議案第113号について、各委員会付託を行います。

お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

なお、議案第108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）については、各委員会において所管部分の審議を行うことにいたします。

散会の宣告

○議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月22日午後1時から開きます。

なお、討論を行う場合は、20日の午後5時までに通告願います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時45分散会

第 4 号

〔 12 月 22 日 〕

平成18年第3回
つくばみらい市議会定例会会議録 第4号

平成18年12月22日 午後1時00分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
6番	飯泉静男君	21番	廣瀬満君
7番	堤 實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島 葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山 平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
助 役	小林 弘 文 君
収入役職務代理者	豊 島 久 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	羽 生 恵 洋 君
保健福祉部 長	渡 辺 勝 美 君
産業振興部 長	鈴 木 清 君
都市建設部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
秘書広聴課 長	森 勝 巳 君
参事兼企画政策課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	神 戸 一 夫 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農業委員会事務局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成18年12月22日(金曜日)

午後1時00分開議

- 日程第1 議案第100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 議案第101号 つくばみらい市市民農園条例
- 議案第102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
- 議案第103号 利根川水系県南水防事務組合規約の変更について
- 議案第104号 常総地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 議案第105号 常総衛生組合規約の変更について
- 議案第106号 取手市外2市火葬場組合規約の変更について
- 議案第107号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
- 議案第108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第110号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第111号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第112号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第113号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
- 請 願 第 1 号 排水機場ポンプ設備改修に関する請願
- 請 願 第 3 号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める請願書
- 請 願 第 4 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める請願書
- 日程第2 閉会中の継続調査の件
- 日程第3 閉会中の継続審査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 議案第101号 つくばみらい市市民農園条例
- 議案第102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
- 議案第103号 利根川水系県南水防事務組合規約の変更について
- 議案第104号 常総地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

- 議案第 105号 常総衛生組合規約の変更について
- 議案第 106号 取手市外 2 市火葬場組合規約の変更について
- 議案第 107号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
- 議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 110号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 111号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 112号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 113号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 請 願 第 1 号 排水機場ポンプ設備改修に関する請願
- 請 願 第 3 号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める請願書
- 請 願 第 4 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める請願書
- 日程第 2 閉会中の継続調査の件
- 日程第 3 閉会中の継続審査の件

午後 1 時 0 0 分開議

開議の宣告

○議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は29名です。欠席議員は、10番古舘千恵子君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主事、議案説明のため市長、助役、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-
- 議案第 1 0 0 号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
 - 議案第 1 0 1 号 つくばみらい市市民農園条例
 - 議案第 1 0 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
 - 議案第 1 0 3 号 利根川水系県南水防事務組合規約の変更について
 - 議案第 1 0 4 号 常総地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
 - 議案第 1 0 5 号 常総衛生組合規約の変更について
 - 議案第 1 0 6 号 取手市外 2 市火葬場組合規約の変更について
 - 議案第 1 0 7 号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
 - 議案第 1 0 8 号 平成 1 8 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）
 - 議案第 1 0 9 号 平成 1 8 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議案第 1 1 0 号 平成 1 8 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

- 議案第 1 1 1 号 平成 1 8 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 2 号 平成 1 8 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 3 号 平成 1 8 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 請 願 第 1 号 排水機場ポンプ設備改修に関する請願
- 請 願 第 3 号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める請願書
- 請 願 第 4 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める請願書

○議長（豊島 葵君） 日程第 1、議案第 100号から議案第 113号まで及び請願第 1 号、請願第 3 号、請願第 4 号を一括して議題とします。

これより委員長報告に入ります。

去る12月18日の本会議において各委員会に付託された議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長松本和男君。

〔総務常任委員長 松本和男君 登壇〕

○総務常任委員長（松本和男君） 総務常任委員会委員長報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案 5 件及び請願 1 件につきまして、その審査の経過及び結果についてご報告いたします。

去る12月19日に委員会を開催し、審査いたしました。

まず、執行部から議案内容について説明を求め、その後各委員からの質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

議案第 100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、複数年にわたり契約を締結することが一般的な物品の借り入れや、毎年 4 月 1 日から役務の提供を受けることによる契約の相手方の準備期間等を確保する必要がある業務、翌年度以降にわたる契約を締結するためのものであります。

委員から、具体的な契約について質問が出され、執行部から、具体的な契約の内容と、伊奈庁舎、谷和原庁舎等の設備の警備契約やパソコンリース契約などがこれに当たるとの回答があり、活発な意見が交換されました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 103号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について、議案第 104号 常総地方広域市町村圏事務組合理約の変更について、議案第 105号 常総衛生組合理約の変更について及び議案第 106号 取手市外 2 市火葬場組合理約の変更については、いずれも平成19年 4 月 1 日から施行される地方自治法の一部改正に伴うもので、収入役制度が廃止されること及び吏員制度の廃止による語句の修正を行うためのものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）の本委員会所管事項は、総務関係及び市民部関係についての補正であります。

執行部から関係部分について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

委員から、ワープステーションや江戸メディアパークシティの事業の今後について質問が出され、執行部から、今後検討会議が開催される予定で、それらの結果について対応していくとの回答があるなど、意見交換が行われました。

次に、請願第4号の住民の暮らしを守り、公共事業サービス拡充を求める請願について審査をいたしました。

この請願は、県民要求実現茨城共同運動連絡会及び鬼怒南労連から、市川忠夫議員の紹介により提出されたものであります。

内容は、新型交付税制度を導入しないこと、機械的な公務員の削減や規制改革、民間開放、国の出先機関の統廃合などは行わない、社会保障制度の充実と応能課税を行うこと、郵便局の廃止再編は行わず、現在の集配機能を維持することについて、政府及び関係機関へ意見書を提出するものであります。

委員から意見書の内容について意見交換が行われたが、集約することができず、12月20日、つまり本日であります。本日の午前中に再度慎重審査の結果、不採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご賛同をお願いして、報告を終わります。

○議長（豊島 葵君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長廣瀬 満君。

〔教育民生常任委員長 廣瀬 満君 登壇〕

○教育民生常任委員長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託されました議案3件及び請願1件につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る12月19日に委員会を開催し、審査しました。

まず、執行部から議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施しました。

議案第102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため、県内全市町村が加入する茨城県後期高齢者医療広域連合を設置するものであります。

委員からは、具体的な広域連合の議員選挙制度や住民からの直接請求権などについて質問が出され、執行部から、制度の説明や直接請求権が第16条の広域連合の選挙管理委員会に担保されているとの回答があり、活発な意見交換が行われました。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

次に、議案第109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ34万3,841円を追加補正するものであります。

委員から、国庫支出金の減額補正などについて質問が出され、執行部は、予算時点では9%で算出していたが、精算確定したのが7%であるため減額するものであると回答があるなど、意見交換が行われました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 110号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出にそれぞれ 108万 7,000円を追加補正するものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）の本委員会所管事項は、保健福祉部関係及び教育委員会関係についての補正であります。

執行部から関係部分について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施しました。

委員からは、民間の認可外保育所育児サービス事業補助金や幼稚園費の保育室リース料についての質問が出され、執行部から、育児サービス事業については健康診断料補助として県の10割補助の内容が説明されました。また、保育室リース料については、来年 4 月入園までの施設を整える必要があるため、リース方式を採用したとの回答がありました。

活発な意見交換の中に、新築の場合も検討すべきや、リース業者など数社からも見積もりを取り、極力安価で対応するよう申し入れを行いました。

次に、請願第 3 号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める請願書について審議しました。

この請願は、県民要求実現茨城共同運動連絡会及び鬼怒南労連から、古川よし枝議員の紹介により提出されたものであります。

内容は、医師、看護師を大幅増員すること、そのために必要な法的、制度的な整備、財政措置を行うことについて、政府及び関係機関へ意見書を提出するものであります。

委員からは、医師及び看護師を大幅増員することは、医療費もふえるなど問題があるので継続にすべきだなどの意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご賛同をお願いして、報告を終わります。

以上です。

○議長（豊島 葵君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長岡田伊生君。

〔経済常任委員長 岡田伊生君 登壇〕

○経済常任委員長（岡田伊生君） 経済常任委員会に付託されました議案 5 件及び請願 2 件につきまして、その審査の経過並びに結果を報告いたします。

去る12月20日、谷和原庁舎に午前 8 時30分に集合し、経済委員と委員以外の議員及び所管部課長の同行をいただき、2 請願に出されている関係施設の視察及び現状説明と関係の周辺の視察を行いました。

視察及び現状説明の際につきましては、早朝より準備待機をいただきました地元の関係者、並びに市関係者の皆さんに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議事日程により、同日午前10時から全員協議会室において、委員全員の出席のもと、執行部より助役、関係部課長及び同補佐の出席を求め、各議案の説明をいただき、慎重なる審査を行いました。

まず、議案第 101号 つくばみらい市市民農園条例であります。

本案は、市民が土に親しみながら農業に対する理解を深めるとともに、地域活性化と農地の保全を図るため、みらい平駅周辺に市民農園を設置するための条例をつくるものであります。審議に当たり、旧伊奈の家庭菜園制度と本市民農園制度のあり方、トイレや水道の設置の考え方など活発な質疑応答がされました。また、家庭菜園制度と市民農園制度の統一の要望も出されました。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 107号 取手市地方広域下水道組合規約の変更については、平成19年 4月 1日から施行される地方自治法の一部改正に伴いまして、語句の修正による組合の規約の改正を行うものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 111号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2号）です。

概要については、報償金と職員の収納業務及び工事説明会に関する時間外勤務手当が主なものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 112号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2号）です。

概要については、落雷災害による施設の修繕費と、（仮称）三島地区農業集落排水事業の説明会に関する時間外勤務手当が主なものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 113号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2号）であります。

概要については、10月の人事異動による職員増による給与等が主なものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4号）であります。経済常任委員会所管部分の審議のみを行いましたので、主な事項を申し上げます。

所管課は、農政課、都市計画課、建設課、特定事業推進課、下水道課であります。

一つ、買ってもらえる米づくりの事業の経過と今後の事業計画についてであります。二つ目、野堀排水路の今後の負担金について、三つ、木造住宅耐震診断委託のPR等について、四つ、みらい平駐車場に関することについてであります。以上の4点につき、質疑応答がされました。

続きまして、請願第 1号 排水機場ポンプ設備改修に関する請願であります。

紹介議員、倉持悦典議員と横張光男議員、請願者、つくばみらい市山王新田第 1 区長坂本 昭氏、第 2 区長飯村 守氏ほか 823名の方々です。

請願概要は、小貝川及び中通川に隣接する弥柳・山谷地区から山王新田地区の流域 385ヘクタールの排水施設である本田排水機場のポンプが、51年を経過し、能力が著しく低下し、流域の水害を招きかねない現状にあり、新規ポンプ設備の迅速な設置対策を要望するものであります。

審査に当たり、農地排水問題だけではなく、流域内住宅及び上流谷和原地区の水防の上からも大変重要であり、流域水路の整備を含めた改修を国、県の関係機関に議会としても

陳情要望をすべきものと意見が出されました。

審査の結果、全員賛成で採択することに決定をいたしました。

次に、請願第2号 新守谷駅東側開発に関する請願です。

紹介議員、松本和男議員、請願者、筒戸内宿集落代表菊地五郎氏です。

請願概要については、常総線新守谷駅東側に接する筒戸地区内の休耕農地約7.8ヘクタールを民間開発業者による開発の推進を要望するものです。

審査に当たり、願意が妥当であるか、現実の可能性があるのか、議会の権限に属する事項であるのかなどの活発な質疑が出されました。また、請願者及び紹介議員の説明を求めるべきとの意見も出され、審議の結果、賛成多数で継続審査とすべきと決しました。

以上、申し上げました本委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（豊島 葵君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

○14番（松本和男君） ただいま経済委員長の方から報告がありました。請願第2号ということで、私の紹介ということで出ております。

継続ということで、そのことはいいんですけれども、実は、合併前ですけれども、平成16年12月に我が議会として全員の一致で採択となった経過、合併したこともありますけれども、そういう経過が一つあります。そして、地権者約40名、それからその地域の住民も、あのままでは非常にどうしようもないというのが、皆さんも見に行きまして、そのとおりだなとは考えていると思うのです。

そういう意味合いからいうと、決定にはもちろん従いますけれども、特に期限立法、いわゆる開発行為が大分変わると思うんですよ。その内容について皆さん知っていると思うのですけれども、いわゆる来年度、11月あたりには大きく変わるという話もありますので、できればもっと積極的に、そして住民も、課税のこともあるし財源を生む、そして活性化につながる、新守谷駅、つまり守谷市の勢いをとめないで、つくばみらい市に持っていこうというのが、我々地域の、それは私のところばかりではありませんけれども、あの地域の大方の意見であります。

その辺を皆さんどうか理解されて、個人のことでなくて大勢のことで理解してもらって、できるだけ早く解決してもらうように、改めてお願いします。

以上です。

○議長（豊島 葵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

10番古舘千恵子君が出席です。

討論・採決

○議長（豊島 葵君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第 100号 つくばみらい市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 100号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101号 つくばみらい市市民農園条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 101号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 101号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し、反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 議案第 102号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について、私は反対をいたします。

国民に新たな負担増を押しつけ、保険証の使える医療を大幅に切り縮める医療制度改革法が、ことしの6月14日、患者や高齢者や多くの国民の反対の声に背を向けて、自民、公明、政府・与党によって強行されました。私は、この情け容赦のない医療改悪に反対です。

今回のこの医療制度改革法によって、高齢者重症患者への負担増とともに、今回提案されております後期高齢者75歳以上を国民健康保険や組合健保から脱退させ、後期高齢者だけの独立保険をつくる後期高齢者医療制度がつくられることとなりました。

この制度では、年金月額1万5,000円以上のすべての高齢者が、保険料年金天引きで徴収されることとなります。新制度は、都道府県単位の広域連合で運営され、保険料も都道府県ごとに異なりますが、全国平均額は7万2,000円、激減緩和の軽減措置を見込んでも

年間 6 万円程度と見込まれ、多くの高齢者が、介護保険と合わせて毎月約 1 万円を天引きされることになります。

また、従来、後期高齢者には短期保険証、資格証明書を発行してはならないとされてきましたが、今回の制度によって、保険料の滞納者には短期保険証、資格証明書が発行されることになります。

さらに、現役世代と後期高齢者は医療報酬も別建てとなり、後期高齢者の治療や入院の報酬を引き下げ、医療内容を切り縮める高齢者差別医療が公然と行えるようになります。後期高齢者の医療費がふえるたびに、保険料の値上げか、医療内容の切り下げかという、どちらをとっても痛みしかない選択を後期高齢者が迫られることになります。

後期高齢者医療制度は、都道府県下のすべての市町村が加盟する広域連合が運営しますが、広域連合には、もともと住民の声が届きにくいという重大な問題点があります。

今回、申請される広域連合は、国が法律で設置し、全市町村に加盟を義務づけて脱退も認めないなど、異例づくめの組織です。広域連合議会は、提案された規約にありますように、住民から直接選ばれない議員が、保険料や保険料の減免の有無、財政方針や給付計画など、高齢者の生活にかかわる重大な問題を決定します。県内わずか 22 名の間接選挙で選ばれた議員によって、これら重大な問題を判断することになることは、大変問題です。

今後、広域連合議会の内容を市町村に報告をさせること、議員定数の公平な配分や後期高齢者の意思が反映される仕組み、高齢者の所得実態に応じた保険料の設定をすることを強く求めて、反対の討論とします。

○議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 102 号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第 102 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 103 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案 103 号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第 104号 常総地方広域市町村圏事務組合規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 104号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105号 常総衛生組合規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 105号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106号 取手市外 2 市火葬場組合規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 106号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 106号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107号 取手地方広域下水道組合規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 107号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し、反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 議案第 108号 平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）に反対の討論をします。

この補正予算の中の9ページの財産収入、歴史公園地先土地貸付収入 650万円の減額について、私は反対するものです。

この歴史公園事業というのは、伊奈町からつくばみらい市に引き継がれた事業の一つですけれども、立ち上げから現在に至るまで多くの問題を生んできた事業です。

1990年、映像未来都市構想というのが出され、その後さまざまな過程を経まして、県と伊奈町によって、南太田の丘陵部55ヘクタールにマルチメディア関連産業の誘致集積を図るという構想がつくられます。この事業がなかなか進まないことで、98年9月に、この事業の起爆剤ということで、江戸テックという計画が出され、江戸テック基本計画というのが伊奈町議会に出されました。この江戸テック基本計画、生産誘発総額91億円、雇用誘発520名という計画内容です。

99年9月、伊奈町議会がメディアパークつくば社への2億円の出資金を可決し、県の5億円の出資金を含めまして、ソニーなど63名の株主によって31億 1,000万円の出資金でメディアパークつくば社がつくられ、そして2000年4月、江戸テックの名前がかわりまして、ワープステーション江戸という形で事業がオープンいたします。年間30万人、成熟した段階では70万人と当初計画された集客ですけれども、初年度は37万人、2年目が16万人、3年目以降6万人と、集客は激減をします。

そして、ワープステーション江戸事業は、わずか2年で、2002年の7月民事再生法の申請をいたします。そして、その2002年の10月に債務整理が行われまして、県開発公社に施設と営業権を2億 8,000万円で譲渡するという形で民事再生法の終結をします。この2億 8,000万円で、未払いだった一般業者に1億 4,000万円支払い、固定資産税の未払い分4,000万円を払い、金融機関に1億円を返して整理をするという内容です。この結果、6億円の債務放棄を金融機関にお願いする結果となりました。

さらに、2004年6月、メ社の株主総会で99%の減資の提案がされ、可決をされまして、出資者の出資金31億円は失われます。伊奈町は、この事業に、用地費6億 8,000万円を含めて全体事業費15億 6,000万円を投じました。ここから補助金を除いても、出資金2億円

と数十年にわたる計画費、人件費を入れますと、15億円余の町財政を投入してきました。この事業の起債8億7,000万円の返済は、現在も年間6,000万円を超えます。

6億8,000万円で購入した土地は、半分しか利用してもらえず、残りは、現在も歴史公園として管理をしています。今年度予算でも管理費用は578万円、またロケ等の使用料として入ってくるのは98万円にしかありません。15億円投じた事業の収入は、県開発公社に貸している半分の土地代1,650万円のみです。

今回、この土地貸付料を650万円減額するという提案ですけれども、契約更新に伴い、不動産鑑定の結果も踏まえ減額をするという一言で済まされることではありません。

確かに、2億8,000万円で買わされた県開発公社も大変で、県開発公社の未処分利益は、2003年の赤字が9,393万円、2004年はさらに1億1,594万円、2005年は1億7,907万円と、赤字は膨らむ一方です。土地貸付料の減額を要求してきたのは、当然だといえども当然です。つまりこの要求は、いかにこの事業が経営的に成り立たないものであるかということ、一層改めて明らかにしたのだと思います。この事業を進めてきた責任が、私は改めて問われていると思います。

私は、計画当初から、この事業は公共性や公益性を持たない事業であって、地方公共団体のやるべき仕事ではないと反対をしてきました。しかし、市長は、再三にわたって、この事業は公共性があり、住民のためにもなるんだと主張して、推し進めてきました。結果は、民間企業や銀行に35億円もの損失を負わせ、伊奈町にも多大な負担を負わせました。この事業を進めてきた市長が、みずからの責任に触れずに減額の提案をすることは、私は許されないと思います。

議案質疑の中で、この事業は進めていくと市長は主張しましたが、ならば、メディアパークシティ整備構想を進めるとした県や、またあそこで利用しているNHKなどロケ使用者に、伊奈町が投資してきた額に見合う負担を要求すべきだと考えます。さらに市民の負担をふやしてこの事業を続けることは、私は認められません。

いずれにしても、この事業を進めてきた市長が、みずからの責任に触れずに減額の提案をすることは許されないことだと考えます。よって、一般会計補正予算に私は反対をいたします。

○議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第108号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 109号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 109号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 110号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 110号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 111号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 111号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 112号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 112号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 113号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第 113号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第 113号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1号 排水機場ポンプ設備改修に関する請願について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから請願第 1号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、請願第 1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第 3号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める請願について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し、反対の方の発言を許します。

24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

○24番（細田忠夫君） 請願第 3号に反対の立場で討論いたします。

医療制度改革が行われている中でも、医療費は年々上昇を続けており、国民の医療費負担は限界に達しつつあります。このような状況にもかかわらず、医師や看護婦を一方的にふやすという要求は、無責任であると思います。このことは医療費の一層の高騰を招き、

ひいては保険料を初め国民負担の増大につながるものであります。

確かに、産婦人科や小児科は不足がちであります。そういう面は部分的に補充すべきであります。しかし、全体的には、需要と供給のバランスの中で調整されるべきものと思われま。

また、請求事項には、診療報酬まで財政措置を求めており、公平公正に欠けるものであり、到底納税者から国民から理解を得られるものではないと考えます。

医療制度を健全に持続させるためには、上昇し続ける医療費に歯どめをかけることにも努めなければならないと思っております。よって、一方的な要請には賛成しかねますので、本請願に反対し、反対討論といたします。

○議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） 請願第3号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める請願書に対して、賛成の立場から討論を行います。

医師不足の原因は何かですけれども、根本原因は、医師の絶対数の不足であります。自民党・政府は、1980年代から医師過剰を言い立てて、医学部学生の定員の削減など、医師養成の抑制を国策としてきました。ねらいは、やはり医療費の削減だったのであります。

今、全体の医師数は、フランスやドイツの6割、OECD経済開発協力機構などの平均を大きく下回る水準となっております。

そうした慢性的な人手不足を、常勤医師の総勤務時間が平均で週70時間、産婦人科の平均当直回数は年 123回——厚生労働省検討会調査であります——など、現場の過重労働が補ってきたのであります。そこに、公的医療保険を破壊して地方の病院を淘汰し、行政改革の名もとの国立、公立病院を切り捨てる構造改革が襲いかかり、矛盾が一挙に噴出した、これが現状ではないでしょうか。

自民党政権は、この間三度にわたる医療報酬削減で、保険医療に取り組むすべての医療機関に、すさまじい痛みを押しつけてきました。300床規模の病院で、年間2億円、職員30人分の給与相当の赤字が発生し、これは2002年ではありますが、全国的 1,000の自治体病院の65%が経常赤字に、04年ですね。リハビリ制限や医療病床の報酬カットで、地方病院の廃業が続出してあります。平成6年などであります。それは、中小病院、地方病院を直撃し、特に不採算医療を担う自治体病院や、もともと医療報酬の低い産婦人科、小児科を抱える病院に深刻な打撃を与えました。

また、医師数や看護師数が厚生労働省の定める基準に満たない標欠病院は、診療報酬がさらにカットされます。経営基盤が弱く医師不足に悩む病院を支援するどころか、さらなる経営悪化を、人材確保の困難を国が負わせているのであります。

また、行政改革の名もとの、不採算医療を担うはずの公立病院にも採算重視を強要し、経営の徹底した効率化、職員数や給与の見直し、病床の合理化などを要求してきました。

こうしたコスト削減最優先の経営が、勤務医師の待遇悪化を加速し、地域医療への初心を傷つけて退職を促進してきたことは、マスコミでも報じられています。読売新聞の8月26日付であります。

保険医療を守ろうと努力をする病院に経営悪化を押しつけ、国民の命と健康を守る公的病院を行革の名で切り捨てる構造改革路線の転換が不可欠であります。

看護師についてであります。医療現場においては、医療技術の進歩や患者の高齢化や重症化、平均在院日数の短縮化等に伴う看護師業務の複雑多様化、業務密度の高度化による業務内容の変化と業務量の激増によって、健康破壊が後を絶たない状況にあるということも言われております。看護師は、この仕事に使命感ややりがいを抱いてきたにもかかわらず、毎日が過酷な業務によって意欲や向上心が希薄になっていくと訴えております。

日本医師労働組合連合会が実施をした調査によりますと、夜勤交代制の勤務であるのに、毎日、長時間の時間外労働を強いられており、慢性疲労の人が77.6%にもなると。また、何らかの疲れを感じる人の回答が97.9%にも達する。また、73.1%の看護師が、やめたいと答えています。

2004年度の日本看護師協会の調査によりますと、1年以内の新卒看護師の離職率は、全国平均で9.3%であります。また、東京の医療関連の労働組合協議会が約5,000人の看護師に行った調査では、新人の看護師が病院で先輩が付き添って受ける夜勤の研修回数は2.1回、準夜勤が2.2回で、6割の看護師が、3回以上は必要だと、このように答えております。自立後の不安では、ミスを起こすのではないかと回答で78%を占めております。3月以内にやめたいと思った看護師さんは、26%となっている模様であります。

このような看護師の勤務状況では、医療の安全確保や患者に対する十分な看護は行えないものであります。したがって、医師と看護師の確保は緊急の課題であります。

以上、申し上げて、賛成の討論といたします。

○議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから請願第3号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊島 葵君） 起立少数です。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第4号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める請願書について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 15番古川です。

請願第4号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める請願について、賛成の討論を行います。

20日、来年度国家予算の財務省原案が各省庁に内示されました。来年も、引き続き定率減税の全廃などによる増税は、国民に一層重くのしかかります。一方、原案の目玉として、来年度の税制改革で史上空前のもうけを上げている大企業向けに、数千億円規模の減税の

方向を出しています。

歳出では、生活保護費の母子加算の廃止や雇用関連予算の削減をします。公共事業にも、総額は、コスト削減と公共住宅予算の8割削減、生活関連事業の削減や地方関連、また安全にかかわる維持修繕費の大幅なカットをすることで予算を圧縮としているが、スーパー中核港湾や三大都市の環状道路など、財界が要求する大事業の伸びは突出させるなど、むだを温存させています。

さらに、当市の総務委員会で在日米軍再編への膨大な税金投入について賛否両論の議論になりましたが、来年度の予算原案では、在日米軍再編予算は、従来の防衛予算とは別枠扱いで、総額3兆円の米軍再編を強行するための経費予算314億円が新たに計上され、むだを一層膨張させています。むだを温存し、国民から吸い上げたお金を過去最高の大もうけをしている大企業や財界につぎ込む構図が、明らかとなっています。

今、ワーキングプアが深刻な問題になっているとき、雇用関連予算は大幅カットとは、安倍首相の売りである再チャレンジ看板とはほど遠く、格差はますます広がるばかりです。

また、小泉内閣が進めた三位一体の改革は、社会保障関連事業のコスト圧縮を図り、十分な財源移譲をせず、交付税を削減し、自治体と住民に苦難を押しつけました。さらに、来年度は地方への交付税は7,000億円の削減です。

地方6団体は、この交付税について、新たな検討をしている新型交付税について、簡素化だけが優先されると、人口が少なく面積も狭い自治体への交付税配分が減り、地方は大都市との格差が拡大することは間違いない。税収の少ない自治体の財源を補てんし、教育や福祉など最低限の行政水準を保障するという交付税制度の趣旨に反することになる。地方の実態を知らないで新型交付税を実施しようとしていると、反対しています。

また、全国市長会の会長さんは、地方の実情を知らない一部の学者や財界人によって、国と地方のあり方の基本にかかわる重要事項が決められていく状況はゆゆしき事態だ、極端な市場主義に危うさを感じると、経済財政諮問会議での議論を批判しています。

このように、人口と面積による交付税配分のやり方に対し、地方の存亡にかかわることとして告発をしています。

この請願書の団体は、自治体労働者を初め、医療や福祉、介護、保育、環境、交通など現場で働く方々の切実な課題を解決するために力を尽くしているわけです。雇用を守るルールを確立し、福祉と暮らしを最優先にする予算に切りかえ、税財政の所得配分の機能を再築する経済政策の民主的転換こそが、今、求められていると思います。

当議会は、これらの請願を採択し、国へ、住民の暮らしを守り、公共サービスの拡充を図るよう意見書を提出することを求めて、賛成の討論といたします。

○議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから請願第4号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りします。

本請願は、採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（豊島 葵君） 起立少数です。よって、不採択することに決しました。
-

閉会中の継続調査の件

- 議長（豊島 葵君） 日程第2、閉会の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、次回定例会の議会運営について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。
-

閉会中の継続審査の件

- 議長（豊島 葵君） 日程第3、閉会中の継続審査の件を議題とします。

政治倫理条例調査特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、政治倫理条例に関する調査について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

政治倫理条例調査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、経済常任委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

経済常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉

会中の継続審査とすることに決しました。

閉会の宣告

- 議長（豊島 葵君） 以上で、今定例会に付議された事件は全部終了しました。
これで会議を閉じます。
平成18年第3回つくばみらい市議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

午後2時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成18年12月22日

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵

つくばみらい市議会議員 古 舘 千恵子

つくばみらい市議会議員 直 井 誠 巳